

**NPO法人会計基準策定プロジェクト  
中間報告**

**パブリックコメントとりまとめ資料**

パブリックコメント募集期間 2009.11.14～2010.1.5

# NPO法人会計基準策定プロジェクト 中間パブリックコメントの集計資料について

2010年1月27日

NPO法人会計基準協議会  
事務局長 加藤俊也

## 【これまでの経緯】

NPO法人会計基準協議会は、昨年3月にNPO法人会計基準策定プロジェクトを開始し、昨年11月にはNPO法人会計基準策定委員会が中心となり、中間報告を公表することができました。

この中間報告後、全国17箇所で説明会(全国キャラバン)を行い、各地のご意見をお聞きする機会に恵まれましたが、同時に、より多くの声を集めるべく、NPOのメンバーや関係団体、市民の皆さんに、パブリックコメントをお願いしました。

## 【パブリックコメントの概要】

- ・募集期間 : 2009年11月14日～2010年1月5日
- ・ご意見提出数 : 519件(484名)
- ・募集方法 : ①説明会(全国キャラバン)会場でのパブリックコメント用紙記入  
②ブログ「みんなでつくろう!NPO法人の会計基準」への自由投稿

## 【2月2日、第六回策定委員会・協議会臨時総会】

すでに、NPO法人会計基準の専門委員会は、このパブリックコメントのご意見を参考とした、会計基準の最終案のたたき台を作成して策定委員に提出しております。

2月2日に開催される第六回策定委員会において、このパブリックコメントを踏まえた議論が行われる予定です。

また、同2月2日の夜には、協議会の臨時総会が開催されます。

このパブリックコメントを踏まえたプロジェクトの方向性に関する議論が行われると思います。

## 【今後の展望】

中間パブリックコメントでは、当初の予想を上回るご意見をいただきました。このため、集計作業が遅れ、集計資料の提出も遅くなってしまいました。

また、ご意見のボリュームも大きいため、

- ・2月2日の会議後、いただいたご意見を十分理解した上での議論を、メーリングリスト、デジタル掲示板などの上で行う
- ・3月予定の策定委員会、協議会で基準の最終案を取りまとめ、もう一度、パブリックコメ

ントによるご意見をお聞きする  
といったことを行いたいと思っています。

なお、パブリックコメントのほか、キャラバン会場で発言のあったご意見なども取りまとめの上、追って公表する予定です。

**【資料中の留意点】**

A-3、B-4、C-10の事項については、論点を特定せずに自由記入していただいたことにより、意見が多岐に及びました。

基本的に、C-10の部分で意見を集約しましたが、関連する内容が、A-1、C-1、C-10などに分散して集約されている場合もありますので、ご留意ください。

なお、いただいた、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

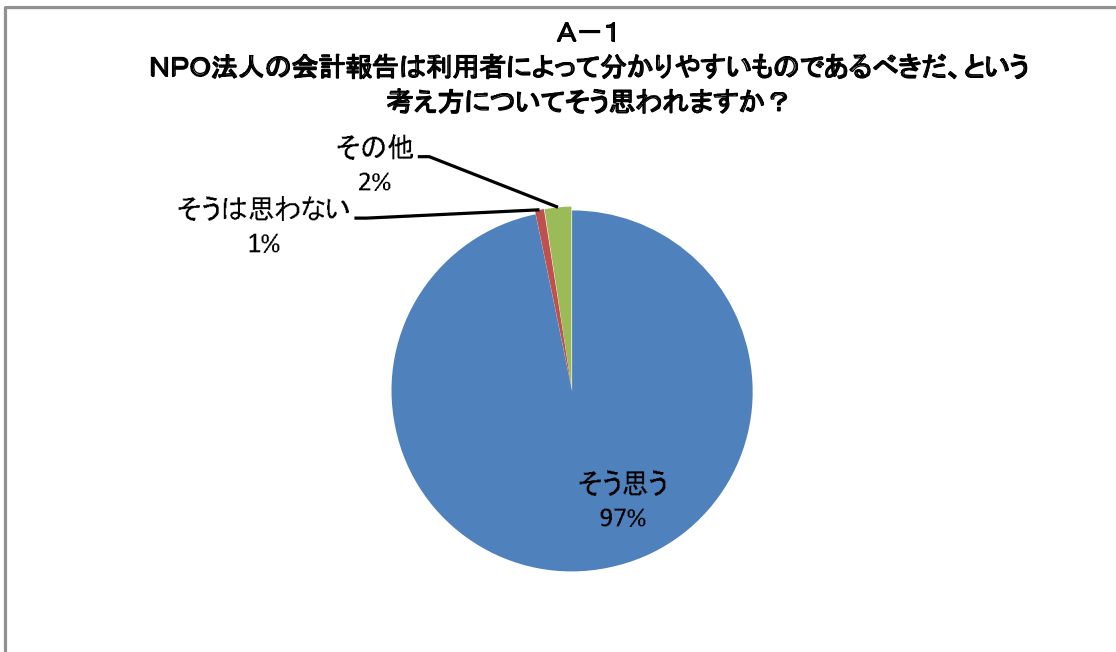
**【最後に】**

コメントを寄せられた皆さんに感謝いたします。このように大きな関心が寄せられたことは、会計基準の重要性を示しているものであると思います。

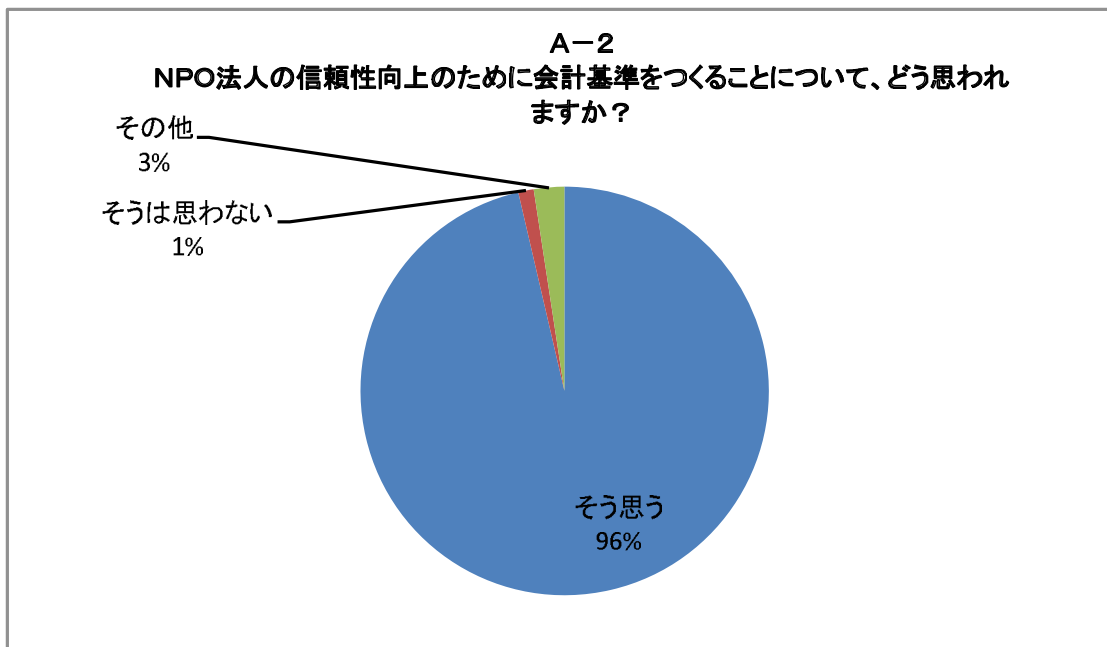
ここに、寄せられたコメントを集計整理しましたので、どのような意見が出されているか、ぜひ、お読みください。

以上

各項目の回答数が違っているのは、無回答の方がいるためです。



内訳(人)	そう思う	そうは思わない	その他	合計
NPOのメンバー	285	2	9	296
専門家	87	0	1	88
その他	105	2	2	109
合計	477	4	12	493



内訳(人)	そう思う	そうは思わない	その他	合計
NPOのメンバー	287	3	6	296
専門家	83	2	4	89
その他	106	1	2	109
合計	476	6	12	494

## 【A-1】利用者にとって分かりやすい会計報告について

委員会見解	NPO法人の会計報告は利用者にとって分かりやすいものであるべきだ
提出された意見の概要	97%の方から「よいと思う」というご意見をいただいたが、「作成のための負担も考慮すべき」という意見もあった。 「負担を考慮すべき」という点では、複式簿記の是非や、収支計算書との選択などについての意見を[C-1]の3にまとめている。

### 1. よいと思う

番号	区分	意見
1	NPO	情報を公開するに会計報告が大きなツールになっていると思われる。基準に沿っている事で見比べしやすいので基準は大事だと思います。
2	NPO	基準が明確になる事によって、どの会計報告を見ても解りやすくなる。
3	その他	運営する側ではなく、寄付する方から見ると、ある一定の決まりがあった方が、2団体あった場合、比べやすいと思うので。
4	NPO	利用者＝支援者であれば、その理解を得られるようにするのが良いと思います。
5	NPO	細かいのは仕方ないが、ややこしいのは避けたい。
6	NPO	わかりやすい会計基準を設けてほしい。
7	NPO	利用者の方にわかりやすいものというのが全てだと思います。私にとってもわかりやすいものがいいです。
8	その他	見る側にとっては、わかりやすい基準ができることがとてもありがたいです。期待しています。
9	NPO	とにかく一般市民にとってわかりやすく、使いやすい統一された基準を作っていただきたいです。NPOの会計基準を作り、それを全国のNPOが利用することは大賛成です。
10	NPO	理解しやすくしてもらいたい。
11	NPO	会計の知識がない方でもわかりやすい計算書などができあがればと思います。また、市民のみなさんにもわかりやすいもの。
12	その他	あまり複雑、詳細なものになるとNPOの人は絶対見ません。できる限り、わかりやすいものにしていただきたいと思います。
13	NPO	わかりやすい基準をお願いしたい
14	NPO	できるだけシンプルな表現でお願いします。
15	NPO	ぜひ会計基準を作ってほしい。活動が明確に伝えられる様になると思います。
16	NPO	これが出来上がることによって、NPOの会計が簡単に分かりやすくなると期待しています。
17	NPO	NPO法人の会計にかかるスタッフが簿記の資格保有者や会計の経験者ではない場合もあるので(私がそうですが)分かりやすく(読みやすく)抵抗感が少ないのが良いです。
18	NPO	専門家ではなくても理解できる平易でシンプルなルールであるべきものだと思います。
19	その他	利用者にもNPOの活動利用者・支援者にとって分かりやすい会計基準になることを期待しています。今日のご報告頂いた内容を聞く限りでは、よく改善されていると思います。
20	専門家	今までは、会計報告は作成者にとっての利便性にのみ焦点が絞られた議論に終始していたと思う。会計は本来情報の利用価値をこそ議論されるべき。そうでないと、会計は「やらざるを得ない余計な仕事」としかならない。

21	NPO	NPO法人を取得して指定管理をスタートさせてまだ3年目です。会計に関しては当初戸惑いもありましたが、会計士さんの指導もあり、徐々に慣れつつあります。やる側にとっても本当に必要となるもの、市民にとっても分かりやすいものを望みます。
22	専門家	会計基準策定目的が市民視線でわかりやすく、信頼のある会計報告をつくるためであれば、事業内容、財政状態が正しく公開されることが必要と思う。今回の議論は作成者視線が強すぎるように思う。
23	その他	NPO法人自信が財務諸表を情報公開することの重要性に気付かせる、気づいてもらう契機になると期待しています。
24	NPO	会計基準が策定されることにより、NPOの会計がわかりやすくなると嬉しいです。NPOの活動をきちんと数字で裏付けし、比較することができるようになることによって「まっとう」に活動をしているNPOが正しく評価されるようになると思います。
25	NPO	NPOの会計を引きついで1年そこそこ。何がどう正しいのか、何がわからないのかわからないままやっていることも正直ある。勉強していきたいがわかりやすさは1番だと思っています。
26	NPO	自分の好みは難しくても調べればよくわかる書き方だが、そっぽを向かれては困るので、極力わかりやすさを重視するのはいいと思います。
27	NPO	一般企業なみの誰もが分かる会計基準をお願いしたい。
28	NPO	当法人のスタッフにさえ理解できない部分が多いのでわかりやすさはとても重要だと思います。
29	専門家	複式簿記が苦手な公務員が分かりやすいものにして下さい。※公務員は一般的に複式簿記に強い苦手意識があります。
30	その他	所轄庁の担当として、不適切だとは思いますが…会計基準に係る議論は難解なものが多いと感じています。会計が不得意な行政職員だからということであればあまり問題はありませんが3万5千のNPO法人の多くに関心を持ってもらうためにはもっとシンプルにしなければならいかもしれません。上記の基本方針プラス普及も重要だと考えます。(会計士を頼まないと使えないようだと大変かと思っています)

## 2. 作成のための負担の面も考慮すべき

番号	区分	意見
1	NPO	その通りだが、同時に、現実のNPOの会計力から見て運用可能なものにもするべき
2	専門家	利用者の視点を入れた会計報告、会計基準策定に賛成ですが、会計基準策定の目的が、外部から意見が先行して、NPOサイドの意見が反映されているのだろうかと思えます。小さいNPOでも市民報告用、行政報告用の2つの報告書を作成することになるのは、NPOの負担がかなり増える気がします。
3	NPO	会計報告がわかりやすく、相互比較できた方がよい、ということには異論ありません。会計報告は利用者のためだけのものではないし、活動実態も会計能力も差が大きいNPOにおいては、単純にわかりやすい会計状況をつくらうとしても、現実的にはかなりの困難が伴うと思います。
4	NPO	会計基準は絶対必要だと思う。しかし日本のNPOはボランティア団体から発生したものが多いため「事業のさまたげにならない」「複数の事業がどのように収支関係があるのか」が構成メンバーや寄付者にわかりやすいものが良いかと思う。
5	NPO	「会計報告は利用者にとって分かりやすいものであるべき」は正しいと思いますが、それだけではアンバランスだとも思います。現実のNPO法人の多くにとって運用可能な基準でないと、「良いものを作った。でも多くのNPO法人にそっぽを向かれた」ということにもなりかねません。「利用者の視点」を主とするには賛成ですが、「多くのNPO法人にとって運用可能な基準」ということにも一定の配慮はすべきだと思います。「信頼性の向上」も使われてこそですから、「利用者の視点」のみではなくバランスが必要だと思います。

6	NPO	分かりやすい会計基準をつくることにはもちろん賛成だが、現状に合っていることが求められると思う。
7	NPO	上記、1、2は自主的な活動とはいえ、基本的なところは明確にすべきとの考えからです。しかし現実問題、人手不足のなかでの運営に(事務処理が複雑になるようでしたら)人手と時間を用し、本来の活動に支障を来しかねません。分り易く、誰でも理解できる、多様な基準をお願いします。
8	NPO	会計処理には、複式簿記が良いことはよくわかりました。NPOの活動と合った基準ができて、それを全国で皆が使っていき、多数派となっていくと良いと思います。基準ができたら当会でも使っていきたいと思います。ただ、当会は障害児・者を子どもに持つ当事者団体で子育てをしながら会で活動しています。役員も全員ボランティアで障害児・者の親です。会計に知識のある者も少なく、できるだけ誰が会計を担当することになっても、負担や不安が少ない、使いやすい、素人でもわかりやすい基準にしていきたいと思います。わかりやすいガイドbookなどもあれば良いのでしょうか。会計業務に労力をとられて、大事な活動への力がそがれることがないように、と願っています。勝手な意見で申し訳ありません。

### 3. その他

3-1外部だけでなく経営者などにも分りやすく、利用しやすいものにすべき		
番号	区分	意見
1	NPO	運営主体(メンバー)にとっても分かりやすさが必要一順調に運営されているかの判断材料。
2	専門家	A-1の「利用者」とは誰のこと? 会計基準の設定はNPO法人自身の経営管理のツールとして、必要性があることを明確にすべきと思います。NPO法人のその意思が前提となり、社会が評価することになる。
3	専門家	NPOの「経営」のための基礎データとしても会計情報は重要です。NPOの健全経営
4	NPO	NPO活動を客観的に把握するためにも必要である
5	NPO	利用者にとって分かりやすいとあるが、利用者とは誰を指すのでしょうか。江田策定委員長の「論点に関する報告」では、会計報告の作成者の視点よりも、会計報告の利用者の視点を重視するとの記述がある。そもそもNPOの会計は誰のためにあるかという論点が検討されていないような印象を受ける。まずは正しい会計を行い、内部的な経営や管理に活かすことが第一ではないか。その後(あるいは同時並行で)会員や外部支援者に情報公開し、説明責任を果たすことが求められるのではないのでしょうか。その観点から言えば、この間の議論は主に助成財団、企業、税理士等の立場での発言が目立つ印象を受ける。
6	専門家	NPO法人は広く社会に開かれた組織であるから、会計報告もできるだけ分かり易いことが望ましい。ただ、作成者が基準に従って機械的に作成するのではなく、会計知識について構成員が理解しうる基準を作成することが必要だ。
3-2会計だけでは限界があるのではないか。		
番号	区分	意見
1	NPO	会計基準で活動内容をすべて表わすのは無理があるのでは。
2	その他	透明性は会計視点のみで述べてよいのか? 寄付文化をXXXことが重要なのか?

3	NPO	・この間の会計基準協議会の動き、特に策定委員会での議論、メンバーのみなさんのご努力には敬意を表している。わずかな期間で中間報告までまとめられたパワーには感謝している。・さらには掲示板を通しての議論も活発ではあるが、あまりにも専門的、細部に亘り、会計知識に乏しい現場のNPOや中間支援NPOは発言すら出来ない現状がある(専門家の議論の中で場違い、勘違いな発言をするにはプレッシャーがかかり、相当な勇気がいる)。・中間報告では、社会の信頼ということばが繰り返し出てくるが、これは会計書類だけでなく、NPOの場合は事業報告書の中身、活用の仕方も重要な要素である。まずは活動そのもので判断されるものだと考える。「会計に記録しないと外部の方からの援助の事実を反映することが出来ない」とあるが、事業報告書に記載すればちゃんと反映できる。4で述べたように、会計報告だけで全てを読み取ろうとするのはNPOの成り立ちを見ていないのではないかとも思ってしまう。もちろん策定委員のメンバーはみなさん専門家である上、NPOの事を理解しておられることは十分に承知しているつもりだし、そのボランティア的活動には敬意を表している。
4	その他	今回は会計基準のみの作成ですが、NPOにとって事業報告書は財務報告に匹敵する重要性があると思います。ですので、今後何らかの形で事業報告書に関しての指針が出せればと感じました。また今回会計基準を作成したのち、状況や環境変化に対応して会計基準を改定するという事もあると思うのですが、そうした循環・サイクルを今後どのように作ってゆくのがとても大切だと思います。

### 3-3利害関係者の範囲を考える必要がある

番号	区分	意見
1	その他	利用者にとってわかりやすいものであるべきなのはその通りだが、あまりに利用者の視点を強調しすぎである。大企業が株主に対して会計報告を公開し他社と比較されることを意識するような、そんな広範囲で特定しない対象の利用者の視点はNPOには不要である。
2	専門家	大半の小規模NPO法人は、そのNPOの利害関係者への報告でことが足りると思われ、市民監視や市民報告のための厳格な基準は不要と思われる。
3	NPO	当社は、資産、売上共に約300万円以下で、メンバー16人の営利法人。信頼性向上の目的は、薄い。

### 3-4その他

番号	区分	意見
1	NPO	利用者とは？NPOの活動に賛同している会員の事ですかね。
2	NPO	利用者・・・市民、行政、NPOのサービスを受ける人々、高齢者、障がい者にも？
3	NPO	利用者にとって分かりやすい点はどの部分か。寄付をしたい人はどこを見るか、助成団体はどこを見るか。税金の用途を問うオンブズマン、ボランティア協力したい人、会員になりたい人で重要視するポイントがあると思う。
4	NPO	そもそも基準がなかった事を知り、おどろきました。「重要性」「小さい」など、個別の判断による部分を設けているのが面白いと思いました。活動の柔軟性をそこなわず、NPO全体がきちんとした見られ方をするよういいものを作っていただければと思います。
5	NPO	利用者を、決算書を読む市民の側としてとらえるのであれば、明記する際経費上の矛盾があるのではないかと思います。
6	NPO	「わかりやすさ」について、表示の点から一点。NPO法人会計では、数字の表示は4桁表示にすべきであると思います。財務諸表等規則を基にした【?】現行の3桁表示は、一般には非常に分かりにくい。例:100,000円←×、10,000←○



7	NPO	札幌の意見交換会でも述べたが、わかり易さという点でとても重要だと思うことをここでも指摘したい。それは、数字の表示法についてである。日本では伝統的に4桁ごとに桁を区切って表示するのが一般的であり、これは社会慣習としての大切な約束事である。それがなぜ3桁表示がまかり通っているのか。これは明日から日本語をやめて英語で話をしろと、メートル法をやめてインチやポンド・ヤードで生活しろと国民全体に強要するのに等しい暴挙であり、文化の破壊であることに気づいているのだろうか。企業会計については財務諸表等規則第10条の3で3桁表示が義務付けられているようだが、これは株式会社等の会社や一部の組合などに適用されるもののようなので、NPO法人会計の基準では、ぜひ数字の表示は4桁表示にすることを明記していただきたい。文章にははっきりと明示しなければ、この悪行がこのまままかり通ってしまおう。
8	NPO	利用者にとってわかりやすいというのはどういうものなのか、十分に検討してほしい

## 【A-2】信頼性向上に繋がる会計報告について

委員会見解	NPO法人は信頼性向上に繋がる会計報告を目指すべきだ
提出された意見の概要	96%の方から「よいと思う」というご意見をいただいた

### 1. そう思う

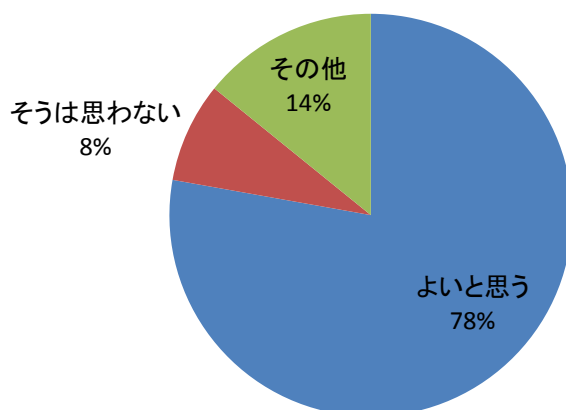
番号	区分	意見
1	専門家	情報開示と、開示情報の信頼性を考えると、会計基準があるとモデルになる
2	その他	「信頼性向上」という目的を達成するための一つの手段として会計基準を作ることはよいと思う。なので見る側(市民etc)の理解しやすいものにすることが重要だと思います。
3	NPO	会計の苦手な人がNPOに多いのですが、活動していくうえ(継続していくうえで)大切なこと、今さらながら思います。
4	専門家	2>1 競合する項目については信頼性優先だと思います。
5	その他	わかりやすさと信頼性向上の両方を満足させるのは大変ですが是非そのような基準にしていきたい。

### 2. その他

番号	区分	意見
1	専門家	活動に関して会計報告が網羅性を持つことは信頼性を保証する。ただし会計基準に準拠した財務書類がそのまま信頼性に繋がるわけではない。個々の法人の創意工夫の余地もあってほしいと思う。
2	専門家	一定の基準は必要とは思いますが、各団体の特徴について押しきせのものとなってはいけません。
3	専門家	信頼性向上のためにはCPAによる監査が必要である。
4	NPO	「そう思う」「よいと思う」のですが、具体的に何か案があるのでしょうか。
5	NPO	選択が3つは少ないと思います。

B-1

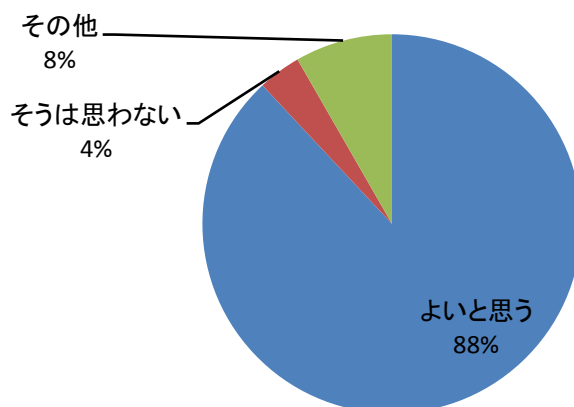
今回、NPO法人の多様な活動形態に応じて、「会費中心」、「サービス等の取引あり」、「複数の事業あり」、「特殊な取引あり」の4パターンに分ける会計基準のスタイルを提案しましたが、どう思いますか？



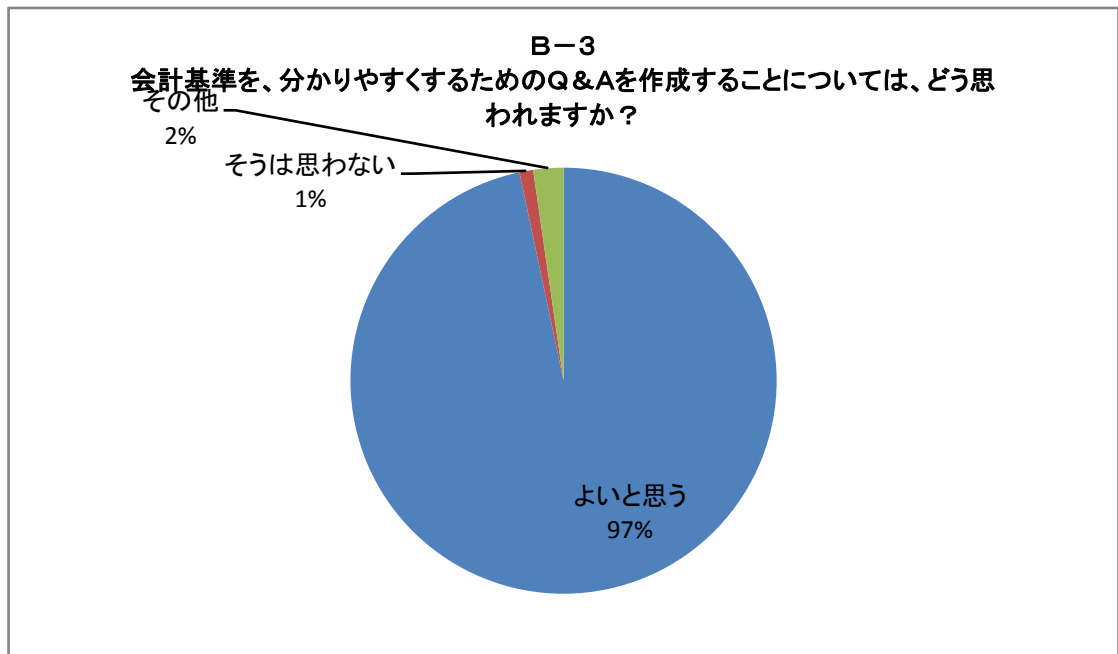
内訳(人)	そう思う	そう思わない	その他	合計
NPOのメンバー	225	14	43	282
専門家	66	14	6	86
その他	77	10	18	105
合計	368	38	67	473

B-2

会計基準本文の項目は少なくし、文章を短くし、専門的な用語をできる限り避けて、誰でも読めるようにするという点については、どう思われますか？



内訳(人)	そう思う	そう思わない	その他	合計
NPOのメンバー	277	6	26	309
専門家	80	7	8	95
その他	99	6	9	114
合計	456	19	43	518



内訳(人)	そう思う	そう思わない	その他	合計
NPOのメンバー	277	3	7	287
専門家	86	0	2	88
その他	103	2	2	107
合計	466	5	11	482

## 【B-1】 活動形態に応じて4パターンにわたる会計基準のスタイルについて

委員会提案	活動形態に応じて4パターンにわたる会計基準のスタイルを採用したい
提出された意見の概要	8割弱の方から「よいと思う」というご意見をいただいたが、より多い、またはより少ないパターン数のほうがよい、という意見もあった。 また、パターンが分けられていると迷う、分け方について検討が不十分ではないか、などの意見があった。

### 1. パターンに分ける積上げ方式がよいとする意見

1-1パターン分けるスタイルがよい		
番号	区分	意見
1	NPO	スライド16については目からうろこでした。活動計算書はNPO法人の全体が分かりやすいと思います。複数事業の記載の仕方も分かりやすい
2	専門家	他にないユニークなスタイルで利用しやすいと思いました。
3	その他	多様なNPO法人のスタイルに合致していると思います。活動・事業に専念できるよう、コンパクトに読んですぐ分かる工夫はすばらしいと思いました。
4	その他	画一的な一例を示すだけでなく、色々な形態を想定して例示されているところが良いと思う。
5	専門家	内容がより明瞭になってよいと思う。
6	NPO	様式パターンがあまり多くなっても「会計基準」としての意味が薄れるのでは。現在の数で示されているのはよい。
7	NPO	活動タイプ別に4パターンに分けることは良いと思います。当法人はその1に該当しています。(会費、会員によるカンパ)市民活動にご助力ありがとうございます。
8	その他	4パターンに分ける際の明確な基準を設定できたら、さらに運用面でよい制度になると思う。
9	その他	どうしても小規模NPO法人での事務負担は大きくなりがち。市民活動をNPO法人化するにあたり、できるだけ負担にならないよう事務／会計がパターン化されていると活動に重点をおきやすいと思います。パターン化されればそれにそって会計処理を行い、情報公開で社会的信頼を得やすい。
10	NPO	わかりやすいと思います。組み合わせも考えてみたいと思います。
11	その他	解説のようなら良いのでは
12	NPO	わかりやすくて良い。
13	NPO	よいと思います。ただ、特に専門家のいない団体では税務との関連がうすくなると十分に対応できるかは少し心配ですが。
14	NPO	必然的な分類ではないが現実的には妥当な分類と思います
15	NPO	とても丁寧な作りだと思います。
16	NPO	パターン別に分けるのは、良いと思いますが活動形態の把握をしていないので、分け方の方法は、理事長では意見として出せません。
17	NPO	自分の事業所がどのスタイルにあてはまるのか？がよくわかりません。スタイル別にすることには賛成です。

18	NPO	パターンを作ると、「自分の団体はこのパターンだ！」ということに縛られてしまうのではないかと思ったりもしますが、困ったときに頼りやすいので、基本的には賛成です。
19	その他	パターンを作ることは良いと思うが、自分がNPOの会計について分からないので、この4つで正しいかどうか判断できない。
20	NPO	団体が該当する様式(サンプル)にしたがって処理をすればよいと思います。

#### 1-2 4パターンより少ない方がいい

番号	区分	意見
1	NPO	様式に関して、パターン分け自体は良いと思いますが、この4つに当てはまらない団体もあると思うので、一番網羅的な様式を一つ提示した後、例として4パターン記載するのはいかがでしょうか？分け方自体は分かりやすいと思います。
2	その他	スタイルは一つとし、標準的な勘定科目をもうらし、勘定科目に優先順位をつけて「必ず含まなければいけないもの」から「段階的により詳細なもの」を選べるようにする。
3	その他	統一の基準の方がよいと思います。たまたまある年度だけ補助金をもらって活動するということもありその年度だけパターンを変える必要が出てきてしまう。
4	専門家	会計基準の中で、雛形として公表するものが4つだとかえって混乱するのでは。仮に小規模な団体が現金主義で作成したとしても誤差の範囲内ではないでしょうか。
5	専門家	パターンを複数にするとかえって、複雑化してしまいます。
6	その他	基準はあくまでベースのものを一つ作成すべき。ただしサンプルは数種提示するほうが作成する側はわかりやすいと思う。
7	専門家	できるかぎり統一したい
8	NPO	1年の活動の中でパターン形態が変化する場合がある団体があるかもしれないので、パターンは1形態にならないか。
9	NPO	会計ソフトを使っている側からすると、パターンを複数作る必要性がどの程度あるのかは不明。勘定科目は自分達の活動内容にあわせて使い分けられれば良いのではないかと。ソフトを使わない人＝勘定科目が分かっている人？
10	NPO	ソフトにすると、何パターンかでてくるのではないかと心配します。
11	NPO	すべてを統一する」スタイルをのぞむ。県にも税務署にも総会の席上でも理解してもらえる様式をとって欲しい。

#### 1-3 4パターンより多い方がいい

番号	区分	意見
1	NPO	4パターンの中でも、また多様な組合せがでてくるのでは？それらについても示されないと、NPOの実務担当者にアレンジをまかせるのは難しいと思います。
2	NPO	サンプル例示を沢山示してほしい。
3	NPO	多種多様なNPO法人が増えている中で、本当に4パターンでいいのかどうかは不明。
4	NPO	基本的には、良いと思うけど、4つで全て大丈夫ですか？5～6くらいに細かく分けたほうが良いとおもいました。ただ、細かすぎるとよけい分かりづらい可能性もありますが。。。基準とサンプルができることは支援する側としては助かります。
5	その他	「会費、寄付金中心」という分類に異論はないが、他の3つの分類には疑義を感じる。他の3つの分類がさらに輻輳する法人もあり、にわかには判断できない。
6	NPO	4パターンが複合するケースはないのでしょうか。

7	その他	4種類のパターンはNPO法人の多様性には全く答えられていないと思う。消化不良を感じる。規模は小さい、現預金のみで助成金が主収入だが、事業数が非常に多いというような団体もとても多く、今の4パターンでは全く対応できていない。パターン分けについて再検討が
8	専門家	本文の項目を少なく、文章を短くしたのだから全文読んでもらえるようにタイプ別に読む部分を誘導しないでもよいと思います。

## 2. パターン分けによらない方がよいのではないかという意見

2-1どれに該当するか迷う		
番号	区分	意見
1	NPO	4パターンに決めてしまうと当てはまらない組織が混乱しないか？
2	NPO	自団体がどれにあたるのかを選択するのが難しいので、その部分のフォローが必要
3	その他	各NPOがどのパターンに該当するのか、入口部分で迷うことはないか？
4	NPO	ウチはどのパターンを採用すればよいかを判断しやすければよいと思います。
5	その他	一見、4分化案は良さそうに見えるし、団体にとっても良いこととを感じるが、「自分たちの団体がどれにあたるのか」「この場合はどこまで」といった混乱がかなりおきるのではと思う。それを思うと判断に迷う。
6	NPO	4パターンで、自分の法人がどの4つのパターンにぴったりあてはまるのか、わかりにくかったです。4つのパターン別に具体例があると助かると思いました。
7	NPO	NPOの活動・小規模＝会費中心とは限らないと思います。特に助成金を受けようとするNPOなどの多くは特殊な取引があるのではないのでしょうか？実際現物提供により事業をされていることは小規模となるほど多く、誤解を招くのではないのでしょうか？
8	専門家	区分が曖昧で、基準に入れるのは問題がある。Q&Aなどで示すべき。
9	専門家	自分の法人がどのスタイルに属するのかの判断で迷ってしまうのではないかという気がします。フローチャートのようなものがあれば分かり易いと思います。増減欄について最初は分かりにくいと思いましたが、経営の判断材料としてあってもよいと思うようになりました。4つのパターンのうちあくまでも理想形はこれで、これとこれは省いてもいいよ！というのがある方がいいと思います。
10	その他	タイプとして分ける事は良いようにも思いますが、実際に実施していく時には、チョイスの入り口でつまずいてしまうようにも思われてしまい、どちらとも言えません。1は迷わないように思いますが、2～4は迷うNPO法人はいるような感じがします。
11	NPO	当法人は具体的に、指定管理業(沖縄市民会館、あしびなー小劇場、八重島公園)中心市街地活性化活動、雇用実現事業等(伝統芸能、エンターテイメントに係る雇用のサポート)など複数の事業を行っています。パターンに当てはまるか分かりませんが、単純明快であれば、よいと思います。
12	その他	スライド16の提案については大多数の小規模NPO法人の会計担当者は判断が難しいと思う。
13	NPO	自分の事業所が、どのタイプにあてはまるのかわからない。あてはまる部分が多い。
14	NPO	分け方がわからない。
15	NPO	指導する側が混乱するのでは？NPOに理解ある(NPO会計に明るい)税理士が少ない。認証申請の時はどうするのか、NPOにもわからないと思う。
2-2シンプルな方がよい		
番号	区分	意見

1	NPO	多様な団体がある為、様々なスタイルの提案があることは好ましいと思う。一方で、様々なスタイルを提案すると、「全てを利用しないといけないのでは？」という方もおられるようなので、できるだけシンプルな提案が良いと思う。
2	専門家	簡易版がほしい
3	NPO	もっとシンプルに！
4	NPO	できるだけ簡単にわかりやすく、振り分けられるようにお願いいたします。
5	専門家	中身が固まらなるとよく分からない部分があるので、今後柔軟に考えれば良いと思う。(今日の内容に不足があるわけではないが、必要以上に細切れになると分かりにくいので、関連する項目はひとまとめになっていると良いのではないかと)
<b>2-3検討が不十分ではないか</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	4パターンですべてのNPO活動が網羅できるのかどうか、検討されたと思うが、その根拠があれば示していただけるとありがたい。
2	NPO	4つのパターンに掌握できるのか議論が十分にされたとは思えない。コンセンサスが取れているか疑問である。この質問の仕方であれば「総論賛成」となる。各論不明である。
3	NPO	試行した上ででしょうか。

### 3. 具体的な提案、その他の意見など

<b>3-1具体的な提案、意見</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	「サービス等の取引あり」と「複数の事業あり」の差をもっと明確に。
2	NPO	「特殊な取引あり」これがわかりにくいかも。
3	NPO	会計の様式例の2・3の「商品・サービス等の売買…」という言葉に戸惑うNPOも多いのではないかと思います。
4	NPO	①1で「複数事業あり」というところのイメージをはっきりしてほしい。(サービス業の取引あり、との違いが良く分からない)②税法(決算など)ともリンクしてほしい(収益、非収益部門との考え方)
5	NPO	他種類の法人(社福)や(株)が援助する法人の形態がない。
6	NPO	「会費中心」には、正会員中心ということの意味しているのでしょうか？であれば、「寄附金中心」をもうひとつ設けるべきかと思えます。さもないと、「会費・寄附金中心」がいいと思えます。
7	NPO	「会費中心」は、「会費・寄付中心」にした方がよいと思えます。(寄付の文化を育てるためにも)
8	NPO	使途指定多数(複数)ありのパターンを1つ作っていただければありがたいです。
9	NPO	各分野(医療・福祉などのサービス、その他のサービス)事業、管理費の状況を含めたところの事例もありましたら拝見したいです。
<b>3-2その他</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	それが実態を反映しているのかに明るくないので「わからない」としました。
2	NPO	Q&Aで分かりやすく表現したらよいのではないかと

3	NPO	基準になっておりますと他事業の活動がより深く理解できます。
4	NPO	参考にはなるが、どういう会計報告が市民の信頼に応えられるかは、各団体しっかり考えるべきだと思う。ひな型として使用されていくとしたら本末転倒だと思う。
5	NPO	どちらとも言えない
6	NPO	多分具体性によると思う。
7	専門家	多様な活動が4パターンのいずれかに当てはまるかはわからないが、「おおむねこうなる」という見本の提示であればよいのではないかと。あとはNPO法人の能力の向上に期待するしかない。
8	その他	それほどスタイルが類型化できるのかは疑問もある。基本的にはどのような活動形態になっても対応できるような知識を深めておくことが必要でしょう。
9	NPO	会計基準を活動形態に応じて4つの型に分けるのが良いかどうかは、このような様式でよいのかも含めて、よくわからない。現場で活動されている方々の意見を待ちたい。ただ、会計基準からはずすのは良い考えだと思う。あくまでひとつの例ということで、個々の法人が工夫して自分の所にあった様式を採用できる余地を残すことも大切ではないか。一方で、所轄庁などはこの様式を楯にとり、記載されている様式以外のものは受け付けられないなどという反応をすることも危惧される。そうなると、様式の数をもっと増やした上で、正式な様式をこれと決めるのもひとつの手かもしれない。
10	その他	4つのパターンは、今後出来る法人にとって参考になると思うが、これまで単式簿記でやってきたNPOにとっては、どう移行してよいか、このサンプルをみただけではわからない。最初から単式簿記を想定外にしているが、現実には、それでやってきている団体が相当あるので丁寧に解説してほしい。
11	その他	NPO法人各々がどのようなステークホルダーと関係(性)があるか重点を置くかによってスタイルをどうあてはめるかも考えたい。
12	その他	正直、多くのNPO法人と関わってきたわけではないので、この4パターンが適切であるか判断できない。
13	NPO	NPOの多様な活動にあわせて、あらゆるスタイルを作成するのは難しいと思いますが、まずは基準となるスタイルを基に作成し、それから各活動に即したスタイルを独自に作るが良いと思います。
14	NPO	規模別(形態別)に使い分け出来れば。

## 【B-2】 会計基準の文章について

委員会提案	会計基準本文をできる限りシンプルにし、文章も短く、専門的な用語もできる限り避けて、NPOの人でも読めるようなものを意識して作成したい
提出された意見の概要	9割弱の方から「よいと思う」というご意見をいただいたが、かえって理解しにくくなるのではないかと、などの意見もあった。

### 1. よいと思う

番号	区分	意見
1	NPO	注解があるのでよくわかる
2	NPO	基本的にはよいが、基本的知識の無い人にとっては難しいものになってしまうことが心配。



3	NPO	「文章を短く」と「専門用語を少なく」は矛盾しそうな気もしますが、「基準をわかりやすく」「規模や形態に応じて過剰なきまりではなく(＝完全に唯一の基準でなくてもよい)」はそれでいていただきたいなあと思います。(わかりにくいものをつくろう、なんて誰も思ってませんよね)
4	NPO	私自身全ての知識ない会計担当者で、今回をきっかけに勉強していくという段階です。まだ会費中心の会ですので、わかりやすい会計基準をお願いいたします。
5	NPO	シンプルが一番です！期待しております！
6	NPO	専門的に定義された言葉でやり取りすればもう少しコミュニケーションがしやすいのかもしれませんが、なるべく分かりやすい言葉で、という姿勢をとりながら無償でこれだけの大仕事をしてくださっている関係者みなさんに感謝です。

## 2. その他

2-1複雑になることは避けられない		
番号	区分	意見
1	専門家	簡略さに過度にこだわらず、必要なことは丁寧に書いておくと団体が処理に行う上では役に立つと思う
2	その他	「誰でも読める」も大事だと思いますが詳しくする為には、ある程度専門的になるのも仕方のないのかなと思います。
3	NPO	一応“法人”なので、ある程度のレベルを要求することも必要だと思います。勉強不足で、考えがまとまりません。よく読んでみます。
4	その他	一定の水準を基準に求めるならば、多少複雑になるのはやむを得ないのでは。
2-2かえって理解しにくくなる		
番号	区分	意見
1	その他	誰にでも読めるものにするのが、あまりに行き過ぎると漠然とし、どちらでもとれる会計基準にならないでしょうか
2	NPO	会計基準を誰でも読めるようなものにするのは基本的には賛成だが、余りに簡略化されすぎて、かえってわかりにくいということも有り得る。書くべきものはきちんと書くべきだと思う。
3	NPO	「言いかえ」により、他の会計を知る人との共通言語が失われたり、誤解を招く。
4	専門家	専門的用語も内容を一言で言い表すということで意味がある。あまりかみ砕いてかえって意味が不明になることのないように。
2-3専門家とのギャップが生まれぬか		
番号	区分	意見
1	NPO	良いことだとは思いますが、理解していない人が見たとき誤解を招くことが多々あるように思います。専門家が見たときとの意識の違いをどう埋めるのかが問題だと思います。
2	NPO	専門的な用語を回避するとありますが、逆にそのことによって、会計に慣れている方への混乱が生じることを危惧します。最低限の会計用語の使用については、他の基準との整合性から考えて必要と考えます。
3	NPO	ある程度、会計の専門用語が増えるのはやむを得ないと思います。「信頼感の醸成」を会計面から、いわゆる一般の方には、あくまである程度専門知識のある方のお墨付きがあつてのことだと思います。専門家にとって不明確なのは避けるべきだと思います。この背景には、一般の方が団体のアカウンタビリティを自ら会計を中心に見たいという要望が今のところあまり存在しないと思うからです。

2-4具体策の提案や、その他		
番号	区分	意見
1	その他	原則よいと思いますが、専門用語でしか正しく表現できないものもあると思います。「用語解説」のページを設けて、一般の人がわかりにくい語句の説明を追加してはいかがでしょうか。
2	その他	本文とは別に、解説・理論編をつくる。
3	専門家	専門用語が担う概念について「避ける」のではなく、簡潔に説明する方法が大切。
4	専門家	それは理想的なことであるが、現実的でないように思える。注解やQ&Aを充実することによるほうが良いと考えます。
5	NPO	会計基準や運用の手引が導入されるのであれば、わかりやすさという点から一点お願いしたいことは、外国語の使用を極力避けていただきたいということ。ステークホルダー、アカウンタビリティといった言葉はまだそれ程一般化してはいないと思う。これらの言葉は日本語に置き換えるか、最低限でも注釈をきちんとつけて用いるべきだ。
6	専門家	B-2は「よいと思う」と「そうは思わない」の中間に○をした。このシステムでは両方チェックできないので、この箇所の説明した。
7	NPO	「NPOの人でも」は、やはり失礼かな??
8	専門家	最後に(案)をつけるべき

### 【B-3】 Q&Aの作成について

委員会提案	会計基準を、より分かりやすくするためのQ&Aを多く作成したい
提出された意見の概要	ほとんどの方から「よいと思う」というご意見をいただいたが、基準本体とのバランスを考慮すべきとの意見もあった。 また、Q&Aの内容について、具体的な項目を含めた多くの提案をいただいた。

#### 1. Q&Aの内容について

1-1基準との関係に留意すべき		
番号	区分	意見
1	NPO	ただ、Q&A自体が「規制の基準」として取り扱われなように注意が必要だと思います。
2	その他	本文を簡素にするあまり、Q&Aのボリュームが増えてしまつては、本末転倒という気もする。その辺りのバランスは大丈夫か?
3	専門家	「会計基準」と「会計処理の手引き」に分割して構築していくべきでは。
1-2分かりやすいものを		
番号	区分	意見
1	NPO	会計に対して知識があまりないNPO団体にもやさしい会計基準のスタイルの作成をお願いします
2	専門家	取扱いは判り易く簡単に誰でも出来るようにしてほしい
3	NPO	わかりやすくお願いします。
4	NPO	分かりやすいものに(Q&A式が良いかも)。
1-2具体例を含めて詳細に		

番号	区分	意見
1	NPO	Q&Aはたくさんあったほうがいい。
2	NPO	どちらでもよい。作るなら、詳細な部分まで対応できるようなものを作るべきと考える。
3	NPO	知りたいことが載っていないQ&Aなら不必要:ボリュームのあるものならOK
4	専門家	Q&Aには設例をある程度盛り込めれば望ましいと思います。
5	NPO	具体例を挙げて、こんな時は・・・というのをたくさん載せていただきたいです。
6	NPO	運用の手引については、会計の知識がない方でも実務に役立てられるように、なるべく多くの具体例を載せて丁寧に説明するのが良いと思う。
7	専門家	Q&Aは是非お作りいただきたい。要所に仕訳も入れてほしい。
<b>1-3提供方法について</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	Q&Aの作成については特に大賛成です。Q&Aの内容を紙媒体の紙面で十全に記載するには限界があると思うので、可能ならインターネットサイトでも閲覧でき、具体的な会計表の一部(Q&Aに関する部分)も参照できるような形で利用できるとより望ましく思います。
2	その他	本文とは別に、解説・理論編をつくる。3.Q&Aは多岐にわたると思うので、インターネットで検索機能を高める
3	NPO	Q&Aの作成は、ぜひ！お願いします。シーズの「何でも質問箱」のようにWeb上で、できれば質問ができる形になるといいと思います。
4	専門家	Q&Aの更新を周知徹底の方法が大切。
5	専門家	Q&Aについては、数が少なければさほどでもありませんが、数が多くなるようでしたら、例えば内閣府公益認定等委員会事務局が作成している「公益法人infomation」のFAQのような整理の仕方がやはり調べやすいわかりやすいと思います。
<b>1-4その他</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	基本的には、パブコメに質問のあった項目のうちNPO法人に共通と認められる項目(=個別の特殊事例以外を)をQ&Aとして作成することが望ましいと思います。
2	その他	絶対に必要と思う。
3	NPO	Q&Aの内容次第で、使いやすい物になるかどうかにかかると思います。
4	NPO	Q&Aの作成、大変嬉しいです。盛り込んでいただきたい内容を検討して、お願いのメールをさせていただきます。
5	その他	Q&Aという形でより会計基準の適用方法を理解しやすくするという点はよいと思う。
6	専門家	Q&Aを充実する事
7	専門家	「NPO法人会計基準Q&A」という名称にした方がよい。「手引き」が既にあるので、まぎらわしいから。
8	NPO	Q&Aをまとめず、項目ごとに入れてほしいです。いちいちページをめくったり、元に戻って読むということが手間です。

9	NPO	Q&Aで事例が多く紹介されれば会計事務処理がしやすくなるのでこの会計基準を使うNPOは多いと思います。NPOが苦手な会計について公認会計士や税理士の方々がその専門性をNPOの会計基準づくりにご尽力頂いていると感謝です。資料にマークつけるのが精一杯でよく理解できていませんが、これを機に勉強しなくてはと思いました。
10	NPO	グループの意見交換の中で、会計基準が導入されることによる誤解がたくさんあることがわかりました。イメージ的に「難しくなる」と思われがちなので、誤解をとくQ&Aがあると良いなと思いました。

## 2. 作成を望むQ&Aの内容について

2-1 全体的な点		
番号	区分	意見
1	専門家	専門的な用語も逆に使わないと、かえって分かりにくいこともあるかもしれないので、本文で書きにくいことは、Q&Aで対応することもあるのではないかな。
2	NPO	用語の説明を入れる。例を挙げて説明する
3	その他	Q&Aはできるだけ詳しく、科目等も具体的に記載していただけるとと有難い。
4	専門家	会計素人にとってB/S,P/Lの様式とQ&Aが多分命です。分かりやすく作りましょう！！
5	専門家	公務員は必ず「杓子定規」なので基準がないとすごく困ります。費目毎に「おおむね」の金額を明示していただきたい。
6	その他	最終的な会計書類の例だけでなく、日常の書類作成とそこからどのように会計書類を作成していくのかの解説を加えたほうが普及するのではないのでしょうか？書き方だけでなく、会計書類の見方も市民向けに解説してはどうでしょうか？（市民側のスキルアップも市民セクター全体の成長のために重要ではないでしょうか？）
2-2 具体的な項目		
番号	区分	意見
1	NPO	ボランティアや寄付に関する計上、記載に関するQ&A、管理費と事業費の区別に関する具体例を挙げたものがあるとわかりやすいです。
2	NPO	重要性の原則にある程度金額を設定してもらったらいと思う。公正価格もある程度設定したほうがいいのか？
3	NPO	NPOにとって「取引」という意味が分かりません
4	専門家	想定できるものはあったほうが便利だとは思う。ただ、Q&Aはこれから積み上げる必要もあるだろう。私どものところには「営利法人にNPO法人の事務所を間借りしているが、コピーや電話、電気などの費用負担の基準はどうするか。また営利法人の社員に手伝ってもらった場合の負担はどうするか。その案分基準はどこまで細かく定めればいいのか」「助成金でグループホームの建物修繕をした場合、固定資産の計上はどうするか」など具体的な処理に関するものが数多く寄せられている。
5	専門家	課税事業か非課税事業かの判断がつきにくい。このあたりの細かい判断基準がほしい。
6	NPO	1. 損益計算書になると利益が出ているように見えて税金がかかるのでは？ 2. 複式簿記は難しくてできない！！（実はあまり変わらない？）

7	その他	Qとしてとりあえず思いつくことだけ書きます。①メンバーが受け取った現金を、後日団体に入金した場合にはどのように処理をするのか ②税務申告にこの会計基準による財務諸表は利用できるか ③本文6の「特別な理由」とは、具体的にはどういうことか ④「純資産」とは何か。「資本金」や「正味財産」とどう違うのか。⑤本文31の「公正な評価額」とは、具体的にはどのように決定するのか
8	NPO	棚卸資産の対象となるもの(計上すべきもの)の資料があるとよい。
9	NPO	いろいろなNPO法人の計算書例を作っただけだと理解しやすいかと思います。大変ですが。
10	NPO	行政からの補助金をもらっているNPOが多い。官庁会計と複式簿記の●●の●●が●●●かしい。この当りの解説がほしい。(「●」は判読不明文字)
11	NPO	サンプルが欲しい(特に勘定科目)
12	NPO	的はずれかもしれませんが、期末の表現(貸借対照表・収支計算書)のみでなく、1つ1つの借方〇〇、貸方〇〇の表現もつけ加えて説明してほしい。
13	NPO	会計基準で解決できることと解決できないこと(税務etc.)を示してください。
14	NPO	いろいろなNPO活動の事例の中から(公開して頂いた上で)似たような方法を真似したり、参考にできたら楽になると思いました。
15	NPO	ボランティアの方の人件費計上についてですが、論点から少しづれるのですが、謝礼には源泉を立ててお渡しすべきでしょうか?(交通費程度のものであっても)それが疑問に思いました。最後に、このような動きがあることを生で知ることができて、NPOの会計の従事者としても頼もしいことだと感じました。これからも注目させていただきます。

## 【C-1】小規模法人に対する配慮について

委員会見解	複式簿記を原則とし、小規模法人への配慮には重要性の原則という考えを適用すべきだ
提出された意見の概要	特別な配慮不要として、そもそも基準とは一つであるべきで例外規定は不要、複式簿記を前提とすべきなので規模の大小による区分は不要であるという意見が寄せられた。
	配慮すべきという意見の中でも、複式簿記を前提とした配慮の意見が多かった。
	また、重要性の原則について、目安を提示してほしいという意見、小規模の基準が不明確という意見が多数あった。
	なお、現在の収支計算書などとの選択を認めるべき、と言う意見は、[C-6]などにも寄せられたが、こちらに集約した。

### 1. 配慮の必要性は低いとする意見

1-1 利用者のために基準は一つがよいから		
番号	区分	意見
1	専門家	収入規模により、大規模・小規模として定義し特例を設けるより、基準は1つが良いと思う。
2	その他	小規模でも法人は法人なので全て統一した方が分かりやすいと思う。
3	その他	配慮が必要だとは思いますが、それによって透明性を失い、利用者に届かないのであれば本末転倒であると感じます。
4	専門家	小規模法人にとってはあった方がいいと思うが、例外を多く作れば作るほど、現状のように報告書は多種多様でわかりにくいということになると思う。「外部からみてわかりやすい」に焦点をあてるのであれば、例外は少なくすべきではないでしょうか。
5	その他	利用者視点から会計基準を決めるのであれば、配慮する必要はないと思う。小規模NPO法人側が対応していくべきもの。
6	NPO	実体が分からないので、コメントしづらいですが、説得力のある理由がない限り、「特例」は最小限であるべきだと思います。比較可能でない限り、せっかくの基準の趣旨にもとるからです。
1-2 一定の水準を目指すために複式簿記は必用		
番号	区分	意見
1	専門家	小規模NPO法人であっても、資金収支計算と実地棚卸による財務諸表を作成する方法は認めるべきではない。「計」と「計」が合致するから「会計」(『利潤計算原理』岩田巖)。現金・預金出納帳方式でも複式簿記は実施可能。
2	NPO	基本的には実地棚卸ではなくストックとフローがつながる会計処理を行うことは必要と考えます。
3	NPO	法人格を有する以上小規模であっても貸借対照表は実地棚卸によるものではないほうが良いように思います。
4	NPO	実地棚卸によるB/Sの作成を求める必要はないと思う。会計のもつ意味を徹底させることが重要
5	その他	小規模法人であっても、法人の会計状況を正確に反映しやすい複式簿記に将来的に移行すべきではないか。
6	NPO	やはり複式簿記にすべきである。

7	NPO	家計簿と同じレベルでという意見は理解できますが、今の時代、銀行口座や株式などの資産も合わせた管理が必要ははず。そうしたときに複式簿記に近い形式の家計簿をつかいますが、こうしたレベルのものを最低限として考える。
8	NPO	規模の大小にかかわらず在庫を抱えるNPOは複式でやるようにしたほうがよい。
9	その他	「市民に分かりやすい」会計基準は、市民に公開されたNPOという点において重要なことだが、それを盾にして、基準が甘くなるのはいかなものかと思う。NPOといえども、企業レベルの会計基準は必要なのではないのでしょうか？
10	NPO	複式簿記は最低限義務付けたほうが良いと思います
11	NPO	複式簿記にすべき
12	NPO	官公庁会計で「単式簿記制度」を採用していることについて議論が起きていますが、単式簿記による帳簿からでは、読みとれない情報が多くあるのがその理由。NPOにとってわかりやすい情報提供は義務。そういう意味では当然単式簿記では問題ということになると考えます。

### 1-3その他

番号	区分	意見
1	その他	当基準は、会計専門家と言われる方々も利用すると思います。NPO法人が理解できるように、という配慮とともに、そのような方々から甘く見られない基準であってほしいと思います。
2	NPO	角を矯めて牛を殺すことになってはいけませんが、NPOが社会でより重要な位置を占めるための未来志向の道具としては、他の法人等とのバランスも必要で、現実に引きずられすぎた案は本来の目的を果たせない。しんどさは支援センターや専門家の方のサポートでなんとかしていく方向で解決すべきで、会計基準の水準を安易に引き下げるべきではない。
3	その他	税務報告との兼ね合いで、たとえ小規模でも収益事業を行っていれば申告上未払計上、固定資産・棚卸計上の必要性があるので、なじまないのではないかと。

## 2. 何らかの配慮は必要という意見

2-1複式簿記を前提として現金主義を認めるべき		
番号	区分	意見
1	専門家	小規模の法人では実地棚卸も認めないと現実には会計に手が廻らない。複式簿記を前提とした現実主義も小規模に限っては認めるべきでは。
2	専門家	複式現金主義会計で良いと思う。
3	NPO	配慮についてはあるべきだが、わかりやすい複式簿記の指導はできないか
4	専門家	小規模法人に対する配慮は必要だと思います。しかし、実施棚卸による貸借対照表作成を認めると、収支計算書との整合性が取れない場合が多数生じ、結果的に外部から見てわかりにくい計算書類が出来上がる可能性が高いと思います。小規模法人に対して現金主義による処理を認める等の配慮には賛成です。

5	NPO	複式簿記を前提としたうえで、現金主義を認めれば、重要性の原則の適用と相まって、結果的に現金出納帳による収支報告書と変わらない収支報告書と貸借対照表と財産目録が出来上がるであろうから、そのような方向でいったらよいと思う。財務諸表については、この場合には貸借対照表と財産目録を両方作る必要があるだろうか。もし現金の収支と現物寄付や無償の労力提供をうけるだけで、その金銭的評価をしないなら、貸借対照表はなくても良いのではないか。会計上は収支報告書に現金収支を記載し、財産目録で物品や無償の労力提供について記載すれば十分ではないか。収支報告書と貸借対照表と財産目録を同時に備えつけなければならないかどうかは、NPO法の解釈によるのではないか。この解釈の点については法律の専門家の意見を待ちたい。
---	-----	---

## 2-2重要性の原則を適用すればよい

番号	区分	意見
1	NPO	「重要性の原則」を利用すればよいと思われる。
2	NPO	十分配慮されていると思います。「重要性」の基準が不明確だという意見もあると思いますが、それは各法人の判断に委ねるべきで、そこまでラインを設ける必要はないと思います。法人が何を「重要」と思っているかを知ることができるという点でも、重要性の原則はちょうど良いと思います。
3	NPO	小規模法人に対する配慮について、委員会見解に賛成します。小規模法人に対しても、特別な配慮でなく、「重要性の原則を利用」することでよいと思います。ただし、重要性の原則については、どのように考えたらよいか、理解が進むことが必要だと思います。
4	その他	重要性の原則で対応できる範囲はし、その他は、実務として、基準とは分けて考えるべき。
5	NPO	A-3に書いたことと同趣旨で、配慮すべきだと思います。例えば本文22(固定資産の計上)のただし書きですが、法人の自主的な判断で、例えば100万円の印刷機を買った場合に「活動計算書に一括して費用として計上する」ことは許容されるでしょうか。ぜひ許容してほしいと思います。年間事業費2~300万円程度の法人でも、何年かに一度助成金を得てそのような値の張る備品を買う例はよくあります。法人にとって重要な財産であり、備品リスト等には掲載すべきと思いますが、企業のように稼ぐための設備投資という訳でもなく、助成金を得られたから買う(得られなかったら買わない)というような状況では、固定資産計上=減価償却処理は負担が大きく、意義が小さいと思います。減価償却は小規模法人にとって大きなハードルになっていますので、上のような場合にはそれを回避できるようにしていただきたいと思います。※その意味で、現在の本文22の書き方(重要性がない場合には・・・)は、法人の自主的な解釈によって上のことが可能とも読めるので、現在の書き方でいいと思います。
6	専門家	「活動報告書」の考え、及び、NPO法人特有の会計基準の考え方は大変良いと思う。ただ、6割を占めるという収入1000万円以下の大半は、現実には重要性の原則を最大限広く考えたいと思うのが現実と思う。その兼ね合いが最大のポイントと考える。

## 2-3その他、特に理由の記載がないものなど

番号	区分	意見
1	NPO	配慮は必要。しかし、内容を把握できる最低限のものであること。これでよいと思いますが・・・。
2	NPO	小規模であっても会計書類は厳正であるべきと考えますが、配慮は必要であり、弾力的な基準があればと思います。
3	専門家	必要と思います。
4	その他	よく配慮されていると思います。小規模法人でも基準ができるとそれにのっとって会計報告ができると思います。



5	NPO	配慮されて当たり前だと思う。その反映された結果が解らない。
6	専門家	委員会見解を支持します。後は、使いやすくして安価なソフトの提供が待たれます。
7	専門家	この中間報告の段階では特に異論はありません。
8	専門家	各論点それぞれについてすべて委員会の多数意見と同意見です。
9	NPO	日本人特有の受け身体質を考慮して、複式簿記でない駄目という誤解を生まないような告知の方法を考えるとよい
10	NPO	例えば、この資料がブラッシュアップされた会計基準の手引き(マニュアル)が出来たとし、ソフトと合わせて初心者に説明するのは、非常に手間がかかる作業になる事には変わりはないと思います。
11	その他	結論である「重要性の原則を利用する」という点は理解できましたし、賛成ですが、「実地棚卸による貸借対照表の作成」という記述は理解できませんでした。要するに、「期末時点での現金、普通預金等の残高を列記して」とうことでしょうか？(その通りです:事務局)
12	専門家	法人であろうと人格のない社団であろうとある程度の(作成がむつかしくとも)作成が必要。公表の対象は誰か。一般企業の株主のような対象が、寄付者やボランティアに公表することを目的とするなら4についても計上すべきであろう。その場合には金銭(円)単位の報告、人数単位、時間等の報告もあるのでは。(冗談ですが)
13	NPO	委員会見解を支持します。
14	NPO	スライド24の委員会見解でよいと思います。
15	NPO	原則的には望ましくないと思います。ただ財務的にシンプルな取引しかなく簡易な方法をとっても、実質的には変化ない程度のNPOに関しては、書いてあげた方が親切かも。

### 3. 収支計算書との選択などに関する意見

3-1従来の収支計算書も認めるべき		
番号	区分	意見
1	専門家	これまでの収支計算書形式の作成も認めるべき。ただし複式簿記、発生主義を推奨していくのがよいのでは。
2	専門家	配慮が必要。これもNPO法人会計基準の特色の一つとなる。(例)特例として年間収入300万円未満(個人事業主で現金主義が認められている金額)・法人税の申告不要であれば、単式簿記および現金主義会計も可、とする。つまり、収益や費用の期ずれや固定資産の全額費用計上が起こりうる。ただし、原則は複式簿記、発生主義会計とする。特例から原則への移行は法人の判断にまかせる。前提として、発生主義会計について理解した上で、結果として現金主義で作成した場合と同じだった、または、重要性の原則から発生主義で認識すべきものがあつたが現金主義で作成している、という自覚を各法人にもっていただく。また、小規模法人のステップアップのツールとして多桁式現金出納帳の活用を提案し、帳簿の意味、借入金や預り金の記帳方法を理解してもらうなどの方策をとる、といった普及に関する案も同時に提示することが必要では。
3	その他	年間10万円以内の収入しかない最も小さい小規模法人に対しては、個人レベルの対応が多いので、活動報告書と現行の収支計算書だけでも良いのでは。

4	専門家	活動計算書と貸借対照表の正味財産を一致させる方向性に賛成します。しかし、苦勞しながら現行の収支計算書+正味財産増減表で、貸借対照表の正味財産に一致させている法人も少なからず存在しています。そこまでちゃんとやっているなら、直接的に否定せず、その方法も容認しても構わないのではないのでしょうか。
5	専門家	かなりの法人で収支計算書の次期繰越額が貸借対照表の資金の範囲とも一致していない現状は会計報告の信頼性を著しく損なっている。従ってこれは是正しなくてはならない。一方で公民館活動団体は収支計算書で作成しなれているし、これらの団体員がNPO法人に参画している例も多い。小規模法人については「資金」の定義をはっきりさせようと、従来型処理を許容することがあってもいいのではないか。
6	専門家	法人の事業規模により基準を選べるというのがよいと思う。
<b>3-2移行期間を設けるべき</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	活動報告書の意味合いは良い。NPO法人といっても、実質ボランティア団体は、家計簿的な単式でも良いとするか？決算が分からなくて提出をしないところを、やる気にさせる(→ただし、1~2年の猶予)
2	専門家	論点6ですが、従来型と活動報告書の選択制(経企庁手引きへの配慮)という経過措置(最終的には活動計算書へ収束)の期間を5年くらい設けたらよいと思います。
<b>3-3複式簿記を強制するべきではない</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	現金・預金処理で普通預金通帳で入出金管理できれば単式簿記で良いと思う。複式簿記は事務が複雑である。
2	専門家	NPO法制定当時の国会において「単式簿記」?で記帳することも可能とされていたと思うが「複式簿記」前提としてよいのか疑問がある。
3	専門家	現在単式簿記を使用しているところで活動規模が一定額、一定規模以下なら現在のままでも良いのではないか(活動状況を伝える必要性があまり無いとか)。活動報告を収支報告を全て一枚で表示しようとするとう無理が出てくるのではないか(2, 3, 5項目)
4	NPO	「複式簿記」を強制しないように!「単式簿記」では内容が分かれば認めるようにしてください。貸方・借方の簿記を強要しないように!国税庁手引きの「青色申告に準じた」という表現はやめてほしい。これは複式を強要することになる。
5	専門家	この論点の話で私がいつも連想してしまうのが個人事業の青色申告と白色申告(単式簿記、B/Sなし)なのですが(複式簿記なら青色申告のメリットが受けられるというものです。)この論点とは全く別物ですね。「単式簿記」は複式簿記に慣れてしまうと全く分からないのです。この論点の見解では、小規模法人も原則複式簿記で、未払計上・棚卸などを省略できると理解してよろしいのでしょうか?しかし現預金しかなければ単式簿記でも結果的には作れますよね。「重要性の原則」を持ち出すとかえって判断が難しくなりそうな気がします。数十万規模だったら現金主義でもよいのでは?と思います。(結果的にそうなる?)でも大きくなって複式簿記を使ってほしいとも思います。とりとめなくてすみません。
6	NPO	今回の会計基準では複式簿記を前提と決めつけてしまうのではなく、選択できる道を残した方がよいと思う。そこは法人側にまかせることによって、自然に淘汰されていくことが良いのではないかと思う。複式簿記はそれほど難しいという先生方の意見もわかるが、やはり複式簿記は複雑そうというイメージをもっている市民の声をしっかり取り上げてもらいたい。このイメージがNPO法人格取得のハードルになっては、NPO本来の主旨と違ってしまうと思う。今日の会計基準策定に関わってくださっている専門家の先生方、委員の方々、事務局の方、本当にありがとうございます。ただ、今日のようなひとつひとつの声、あっさり切り捨てられないよう、よろしく願い致します。
<b>3-4その他</b>		
番号	区分	意見

1	NPO	●法人規模(前年度収益)が500万円未満であること<●現預金以外に重要な資産がないこと●法人税法上の収益事業がないことという線で、例外規定について議論をしていただきたいと思います(詳細はMLで投げたとおりです)。
2	その他	小規模法人、の定義が明確になっていないが、現在考えられている「重要性の原則」を活用して会計処理をしていくことができるNPO法人というのは、おそらく1千万円前後あたりから上になるだろう。そのあたりは多少簿記知識も使いながら重要性の原則で対応していくことになる。本当に、今、支援センターが心配し「どのように支援すればいいのか」と悩んでいる500万円前後の規模の団体にとっては簿記を前提としている「重要性の原則」では対応できない。規模は小さいけれど地域への影響力はあり、かつ多数あるだろうと思われるこの規模の団体については、かならず何らかの具体的な対応を考えるべきである。
3	その他	小規模法人にとって、提案されている「活動計算書」(複式簿記)は逆に負担になるのでは？
4	NPO	小規模と大規模とは会計処理方法に「はば」を持たせた方が良い
5	NPO	規模別を採用し、足切りを検討してほしい。

#### 4. 小規模・重要性の判断基準等に関する意見

4-1重要性の目安の必要性		
番号	区分	意見
1	専門家	重要性といわれると規模もまちまちなので、目安の提示はあったほうがありがたい
2	その他	重要性の原則の取扱いに関する基準を明確にする必要があると考えます。
3	NPO	「重要性の乏しい取引」とは、どのくらいまでの範囲になるのでしょうか？気持ちでは割り切れても数字となると難しく感じます。
4	その他	「実地棚卸」という言葉は分かりにくい。重要か否かのメルクマールがないと判断があいまいになる恐れがあるのではないのでしょうか。
5	NPO	「重要性の原則」の判断が難しいのでは？
6	専門家	公務員には「重要性の原則」がとても分かりにくいことを踏まえて広報されてください。行政では「1円までしっかり合わせる」ことが当然とされており、「少額なものはどうでもよい」という「重要性の原則」はとても飲み込みにくいものです。「いくら以下」は重要ではない、という基準が大事。「いくら以下ならば重要でない」という金額を「例示」でよいので「Q&A」等でお示し下さい。そうしないと役所の側の「指導」が非常に混乱し、NPOの皆様にご迷惑をおかけすると思います。「おおむね〇〇万円以下」という言い方が結構です。「数字」をお示し下さい。
7	その他	重要性に乏しい場合には貸借対照表を区別しないことができるってことになった場合、重要性の基準を作らないと不正の逃げ道を作ることになるのではないのでしょうか。
8	その他	また今回特に小規模の配慮については「重要性の原則」という言葉で包括的になされているが、今後具体例をあげてどの程度までが妥当であるのかを示すことも必要かと思われる。
9	NPO	配慮については納得ですが、重要性の原則をどう活用するか、事例がいくつか必要になるのではないのでしょうか。

10	その他	私たちにアプローチしてくるNPO法人は100%小規模(財政的に)だ。これらの担当者はほとんどが「経理は初めて」という人たちで、「NPO法人の簿記」などの研修会も行っているが関心は今ひとつだ。従って、まず会計処理についての関心を高める必要性を感じている。特に「重要性の原則」についてはその定義を慎重に検討する必要がある。スタイルのなかに「重要性の原則」を適用して簡便化したものを示すようなことも一つかと思う。
11	NPO	「重要性の原則」の適用はNPO団体の自由にして欲しい。
12	NPO	話題にもあがったように、収支計算書の次期繰越収支差額と貸借対照表の金額が一致しないのを会員の方々に説明するのが、毎年のことになっている。会計に詳しくない方が見ても分かるような表示の方法ができればと思います。重要性の原則は各団体によってとらえ方が異なってくると思うので、どこまで正確な会計書類になるのか(ごまかそうと思えばごまかせる?)信用性はどうなるのかとも思った。
13	NPO	個人的意見のみで失礼いたしました。「重要性の乏しい取引」がどこまで指すのかがやはり難しいと感じました。
14	NPO	微妙なところはすべて「重要性の原則」で解釈すればとの話だったが、この「重要性の原則」の意味があいまいでわかりにくい。「重要性の乏しい取引」とのことであるが、何が重要性が乏しくて、何が重要なのかはわかりにくい。
15	その他	会計基準であるから、小さな規模から大きな規模まですべてに対応できるように考える必要があることは理解できる。しかし、今回の基準の照準は「大規模なNPO法人」にあるように感じる。1000万円以下の規模の法人が半数以上占めるわけであるから、せめて照準を中規模なところに合わせ、大規模な法人に対しては簿記能力も人材も調達可能なわけだから重要性の原則を活用して厳密な正しい処理をもとめるようにするほうが、現実的だと思う。今のままだと普及は難しい。
16	NPO	重要性の原則は、非常にあいまいだと思います。線引きをしないということであれば、表向きには小規模法人に対する配慮は必要ないのではないのでしょうか。見る人が、「基準はこうなっているが、あなたの団体は〇〇がなっていない、これはどうしてですか?」と聞きやすくなると思います。
17	その他	NPO法人の大部分である小規模法人を中心に考えるべきでは?「重要性の乏しい」などという表現では、現場担当者は判断できないと思う。むしろ例外基準は大規模を想定すべきでは?
18	専門家	重要性の基準においては、税務の基準を取り込む必要があると思う。→収益課税が発生するNPO法人に適性申告への意識付けが図れる。
19	専門家	論点等とてもよく理解できました。重要性の基準について具体的基準例が示せたらいいと思います。
20	NPO	重要性とはどこまでを言うのか難しい。
21	その他	重要性の原則は、自由度を高める意味から設けられているが、あいまいさが多過ぎ、混乱を招くと考えられる。所轄庁には届出を受けることがあっても、強い指導権限がなく、バラバラな取扱いが拡大する恐れもある。
22	その他	どのようなケースが「重要性が乏しい場合」に該当するのか、明確な定義を明記する必要があるのでは?
23	NPO	必要な会計書類の一覧表を作ってほしい。
24	NPO	小規模法人に対する例題が必要である。
25	専門家	配慮は必要であると思う。どこまでの規模の法人ならここまででよいという方向も示してあげないと、現場は困るのではないか。一つの方向性も明示してほしい。
<b>4-2小規模の基準について</b>		
番号	区分	意見

1	NPO	小規模法人とその他は何で分類するのか。収入規模でしょうか。
2	NPO	小規模の金額的な基準を明確にしては。例えば1000万円とか
3	NPO	小規模法人に対する配慮は必要だと思いますが、小規模とする基準をどこにおくのでしょうか？
4	NPO	小規模法人の範囲、定義付けが難しい。おそらく東京と地方では考え方に差が出るであろう。この考え方よりも、「重要性の原則」を全く逆にした考え方を提案する。すなわち中間報告案では、今回提案された内容を原則とし、例えば小規模法人に対する配慮等例外を設けようとしている。そうではなく原則と例外を逆転させ、大規模法人は例外的に義務を負うとしたほうがすっきりすると思う。

## 5. その他の意見・提言・感想など

番号	区分	意見
1	専門家	最単純から必要機能を加えつつ高度化するパターンの提供を。現預金のみ棚卸制度あり設備・減価償却は→複数事業あり→・・・パターンの選び方をデジジョンフリーでやる。
2	その他	注記での(重要性ではぶいた)省略事項の表示等で継続性も確保すべき。恣意性の排除、前年対比等のため。ex.当NPO法人では1万円以下の取引については省略する。
3	NPO	これまで指針が無かった。実際には、各法人の考え方によるものと思う。会計は、事業活動の金額的側面と思うので、正しく表現できるものに。
4	NPO	実地棚卸をデジタル化することの難しさもあるのではと思う。会計を勉強する機会がいずれにしても必要。
5	NPO	認める認めない？という表現はさておき、その前提として、実地棚卸がどれだけ影響するのかにもよるのではないか。(認めない場合の配慮、とはどういうことを想定しているのか？)
6	専門家	「実地棚卸によるBS作成」は、理解できない。積み上げによるBSとか別の名とする
7	NPO	小規模法人の場合、実地棚卸は必要ないのではと思います。

## 【C-2】現物寄付の取扱について

委員会見解	現物による寄付を受けた時は、取得時における公正な評価額を受贈益として計上する必要がある
提出された意見の概要	「会計の中に取り込むべき」とする意見が多いが、評価の問題や手間の点から、注記や事業報告書などで記載をすべきという意見もある。

### 1. 会計上の処理の必要性はある又は積極的に行うとする意見

1-1 積極的に行うべき		
番号	区分	意見
1	その他	時価を資産計上すべき。
2	専門家	良いと思う。
3	NPO	おおよそ金額が分かるものは、計上したほうが良いと思います。
4	専門家	使用目的のものは時価で受贈益。売却目的は売却収入が寄付金収入。
5	NPO	現物寄付が小額で重要性に乏しい場合でも、計上はすべきだと思う。
6	その他	評価し難いものの場合にどう計上するのは問題だが、寄付者にとって、寄付の事実を会計記録に表示してもらえという点で、取得時における公正な評価額を計上するのは賛成。
7	NPO	公正な評価額で計上するのが良いと思います。
8	NPO	寄付内容によっては計上も必要になるので、委員会見解でよい
9	専門家	評価額で受贈益を計上するのがよいと思います。
10	NPO	現物寄付の取り扱いは、考え方には賛成です。（「取得時における公正な評価額を受贈益として計上する」ことに伴って、（決算や税金など）変わってくるのでしょうか。どのように変わってくるのでしょうか。会計が分からないので具体的に分かりません）
11	NPO	受贈益を計上する。
12	専門家	協議会の方針に賛成！
13	その他	賛成です。
14	NPO	委員会見解を支持します。
15	NPO	委員会見解に賛成です。重要性の部分はC-1のとおり、各法人の判断に任せて良いと思います。
16	その他	同意
17	NPO	提案通りでよいと思います。
18	NPO	提案の方向でよいと思う、
19	NPO	評価額の基準、仕訳ともに基本的に支持します。
20	NPO	スライド44の委員会見解でよいと思います。
21	NPO	委員会の見解が無難かと。

1-2その他、注記などに関する意見		
番号	区分	意見
1	専門家	(C-2・3・4)活動実態を示すためには会計に取込むのが好ましいが、その際入れたことによる税への影響の有無、価値評価の具体例示と金額、その金額の適切性を証する資料本来の事業サイズを示すために入れる。
2	専門家	現物寄付が小額の場合は、受贈益を計上しなくても良いとされているが、その場合は固定資産台帳に備忘価格で計上して簿外処理とせず寄付物件の管理に当たることが必要と考える。
3	NPO	車とか土地とかであれば、その時の金額(？、寄付者が買ったときの金額？)を寄付で資産に上げておけば良いだろうし、あまり大きいものでなければ、事業報告書に「今年度〇〇さんに〇〇をもらいました」くらい書いておけばよいのでは。受贈益がどんどん増えていくのは、比較ができなかったり、例えば、事業高〇〇〇万以上の団体に対する何か、をしようとしたときに困ります。
4	専門家	委員会見解を支持します。評価額については、Q&Aで品目別に評価方法の一覧表を作成し、どの評価方法を採用したか、や(資産価値なし、判定不可能などにより)計上していない資産がある旨は注記するようにする。認定NPO法人数の増加のためにも、現物寄付の計上は必要と考えます。

## 2. 会計上の処理の必要性が低い又は慎重に行うべきとする意見

2-1金額評価の問題		
番号	区分	意見
1	その他	鑑定評価には金が必要。小規模法人への現物寄付の阻害要因にならないか。備品は正常品定価とあるが、オープン価格の場合の取り扱いをつめる必要。実勢価格か。
2	専門家	寄付を受けたNPO法人が受贈益を計上することは、寄付者への情報開示の面で適切だと考える。ただ、土地・建物など客観的評価額が存在するもの以外(棚卸資産など)の評価が難しい。認定NPOのPSTにおいて恣意性が介在する可能性が今後出てこないか？有形固定資産以外の現物寄付は注記で開示するべきか？
3	専門家	金額換算の算定方法を具体的に示すことが必要と思います。
4	NPO	現在小口の野菜やお菓子、糸などの寄付も記録しています。これをどう扱うべきか、戸惑っています。(10月～3月)
5	NPO	小規模法人の場合等では、利用者の方からも現物寄付(野菜等)があり、その限度額(活動計算書等の受像益の額等)も説明が欲しい。
6	NPO	中古品の値段のつけ方、見積り売却価額はどうすればわかるか説明があるとわかりやすい。
7	専門家	考え方には異論はありませんが、事例のところで、「棚卸資産受贈益」という科目が、財務諸表の科目を見ると、活動計算書のどこに収容されるのかがいまいちはっきりしません。「現物受取寄付金」と同じと考えて経常収益に計上するのか、「固定資産受贈益」と同じと考えて経常外収益にするのか、今一度整理が必要と考えます。
8	NPO	取得時における公正な評価額を決めることが可能なものと難しいものがあり、評価の必要なものの範囲をある程度決めることができると判断しやすいと思います。
9	NPO	寄付されたものが評価額を出せるものである場合は理解できるが、評価額が出さない場合はどうするのか？例えばしいたけ袋1杯→会員の胃袋(実際の話)また処分されない場合はどうするのか？中古机一個20,000円と評価した場合の取り扱い？
10	NPO	現物寄付については、団体判断になる可能性があるので適正な公開になるか疑問

2-2手間がかかり、信頼性にも問題が生じる		
番号	区分	意見
1	NPO	確かに現物寄付やボランティア等によってどれくらい支えられているかの数字を示すことは大事であるが、ひとつひとつを計上していくことは事務的に大変！計上するかどうかの微妙なグレーゾーンのものもあり、複雑になりそう。
2	その他	献品は随時行われる可能性があること、種類もさまざまであることを考えると、受け入れ時に売却予定価額を計上するのは無理があると思います。
3	NPO	お話をうかがって必要性についてはいろいろわかりました。但実際の運営と照らし合わせるとなかなか難しいところが多そうです。一番難しそうなのは当法人の場合、運営コストを小さくするために会員企業からいろいろ安く提供されているものが多い点です。その部分の表現の仕方について教えていただく機会があれば幸いです。
4	NPO	換金しない場合も収益とみなすのだろうか？と少し疑問。
2-3高額なもののみ計上し、少額は計上しない		
番号	区分	意見
1	NPO	管理するのはむずかしいと思います。高額な種目だけをピックアップするのもあるのかなと思います。
2	NPO	これも上記と同様の考え方をすればいい。すなわち減価償却が必要な土地、建物や車両は例外的に計上するが、それ以外は計上しない。
3	NPO	①減価償却済みの什器備品②現金化せず消耗するもの③施設の無償提供④ボランティアによる役務の提供、これらについては会計記録に入れず別枠で記載する。
4	NPO	小規模法人の場合、作業が複雑になるので小額の場合は計上しなくてもよいと思う。
5	NPO	現物寄付の額によると思うが、小さなものまで計上してはは大変というのが正直なところ。
2-4金額換算せず、注記や財産目録、事業報告書に記載すべき		
番号	区分	意見
1	専門家	現物寄附を開示することについては賛成です。しかし、現物寄附の額を見積もることは困難であり、恣意性が介在してしまうので、収支計算書等の帳票にそれを記載するのは無理があるような気がします。収支計算書に盛り込むよりは、事業報告書や注記に記載するなどの方法で情報提供してはいかがでしょうか？
2	NPO	自らの組織の活動を、市民(不特定多数)の人々に公開し伝えるのは事業報告書であり、ホームページ等のツールを使って説明する事項だと考えます。会計を複雑化するだけの項目になるような気がします。活動報告書という名称は、特にNPOらしくて共感が持てます。(項目3, 4も同様)
3	NPO	注記での対応がよいと思います。
4	専門家	現物寄付については確かに評価になじまないものもある。それらを注記したり事業報告に掲載するなどNPO法人の工夫が必要だ。基準に盛り込むのではなくQ&Aなどで表示したらどうか。
5	NPO	ボランティアや現物寄付に関する記載について別途報告用に目録のような表の基準を設けるようにするのはどうでしょうか？
6	専門家	それから、現物寄附金やボランティア等の対価を数値で表して収支計算書等に記載することについては難しいように思います。しかし、これらの情報を提供することはNPO法人の本質的な活動状況を提供することにつながると思いますので、事業報告書等で開示していく方法がよいのではないかと思います。



7	NPO	実際にお金が入ったわけでもないのに、会計に組み込むことには違和感があります。表記しても、結局一般市民にはわかりづらいだけ。財産目録の中に項目のみ入れていくことはできないでしょうか？全体としてお金が全てではない活動をしているはずなのに、お金の換算していることは理解しにくいです。研究家を作ったマニアックなOutputというイメージです。アメリカではどうなっていますか？参考までに。
8	NPO	2つの場合が考えらると思う。ひとつは、スーパーなどから賞味期限切れ直前の食材を寄付してもらって炊き出しなどを行う場合。この場合は寄付を受け取る時点で価格がわかるのだから、その価格を原価として(寄付された物品の対価として)計上すればよい。もうひとつは、個人から不要になった食器などを寄付されて、炊き出しの際の食器に使うような場合。これは、価額のない無償寄付として金銭的評価をつけず、食器の個数などだけを財産目録に記載したらよい。会計はあくまで実際に起きた取引(現象)を真実に写すものなのだから、原則どおりに処理を行うべきである。無料でもらったものを販売すると課税されるという指摘もあるが、それはそれできちんと納税義務をはたすべきではないか。税制に引きずられて会計の原則を曲げるべきではないし、納税義務を果たすことは社会の信頼に応える大切な要素ではないか。「うまいことをやって税金を逃れる」(節税等言い方は色々あるが)会計では、社会の信頼を得ることはできない。非営利目的の事業収入に課税するなというなら、そのように運動し、税制を変えてゆくの筋である。また、ここで財産目録の重要性が出てくると思う。貸借対照表では貨幣評価したものしか記載できないとしたら、それに該当しないものを載せるという意味で、財産目録は廃止できない。
9	NPO	現物寄付に評価は必要ではないと思います。別途目録的なリストで年度の報告でよいかなど
10	NPO	寄付台帳に記入。この見解に賛同します。

### 3. その他の意見・提言・感想など

3-1評価の基準に関する意見		
番号	区分	意見
1	その他	公正な評価額のうち土地の評価については基本的には公示地価(実勢価格に近いとされている)を基本とし、その他の価額を使う場合は必ず注記をすることとすべき。各価額には大きな額差があるため。
2	専門家	建物を現物寄付受領時に「固定資産税評価額」から再取得価額を計算すると例示されていることについて疑問がある。建物の「固定資産税評価額」から再取得価額は計算できないと考える。建物については「固定資産税評価額」をはずすこと。
3	専門家	建物の評価に「固定資産税評価額」を使用する意図がわかりません。
3-2税務への影響		
番号	区分	意見
1	専門家	法人税はともかく、消費税の納付があると仮定するとそれに対応した分類を考えると自然ときまるのでは。(源泉税も同様)税務を考えない(後に組み替えるのであれば仕事を増やすこととなるが)のであれば？論点2、5、8、9同じ
2	NPO	常に税金(経費が出ない方向で)処理できる仕訳であってほしい。例えば寄付(有償)も計上して積み上げれば、固定資産の対象となってしまう。
3-3その他		
番号	区分	意見
1	専門家	論点から外れますが、小規模法人では現物寄付されたものも含め使用する什器備品なども減価償却したくなります。
2	NPO	どの部分までが重要性が乏しいと言えることになるのかがわかりにくいところです。

## 【C-3】無償による施設の提供について

委員会見解	無償による施設の提供などについては、金額換算して施設提供益又は賃借料を計上すべきであるが、金額に重要性が乏しい場合は計上しないことも可能である
提出された意見の概要	収支計算書に取り込むことについては、「計上の必要性が乏しい、慎重に行うべき」という意見が多く、注記や事業報告書で対応すべきという意見が多い。

### 1. 会計上の処理の必要性はある又は積極的に行うとする意見

1-1計上することが当然		
番号	区分	意見
1	その他	現物寄付と同じことであり、基本的に計上するべきと思う。
2	専門家	無償による施設の提供については表示すべきと考えるが、反面施設提供者側には税務的な問題(寄付金課税)が生じると考える。
1-2コスト、事業規模など、外部に分りやすくなるから		
番号	区分	意見
1	NPO	NPOだから只で使える施設や、NPO割引のある施設等も多い。指定管理の入札等、一般企業と競争する際、公平な競争ができるからこの方法については賛成である。
2	NPO	事業規模等、利用者、外から見える化するには、計上する方法を考えて計上すべき
3	NPO	施設提供益及び賃借料を計上することについては、施設提供はキャンペーンなどを展開するとき大きな意味があり、提供する側の企業等の貢献もアピールできると思うので、是非入れてほしいと思います。
4	NPO	援助の事実と活動のコストを会計に組み込むことには、基本的には賛成です。
1-3その他		
番号	区分	意見
1	専門家	無償による施設の提供を開示することは賛成です。これは、現物寄附より金額が適切に見積もれると思います。しかし、収支計算書にこれを記載してしまうと、実際の資金の流れと異なる表示になってしまうので、事業報告書や注記に記載してはいかがでしょうか？
2	専門家	現物寄付と同様に、経済的利益の受贈ということで計上する際の金額の算定方法を例示し、計上することができる、という扱いにしてはどうか。

### 2. 会計上の処理の必要性が低い又は慎重に行うべきとする意見

2-1金銭換算すべきではない		
番号	区分	意見
1	NPO	“無償”提供のものを金額にする事に違和感があります。“無償”には金額以上の気持ちが入っているからです。あとは税制との関係が気になります。特にボランティアの働きは定型、数値化されない事もあり、記載には反対です。(C-4に続く)
2	NPO	無償である以上、損も益も計上する必要はないと思う。

3	NPO	「論点に関するご報告』にあるように、支払ってもいない賃借料がコストを構成してしまう。これは取引の事実と反するので、会計の原則からして認められない処理ではないか。この会場使用料のコストがいくら見積もるよりも、無償提供されたことによる費用支出の削減の事実のほうが重要ではないか。削減された費用を見積もるのは難しいが、金銭評価せず、半日なら半日無償提供されたと時間数などでその事実を活動計算書なり事業報告書なりに記載すればよいとおもう。こういった場合のコスト計上による他のNPO法人との業績比較にはどれ程の重要性があるだろうか。
4	NPO	無償ということで免除してもらったものを会計に入れることに関しては、例えば施設の持ち主である行政への会計報告の際、もしくは事業の会計報告の際(特に助成金などの財団への報告)は、それを認められない場合があると思う。
5	NPO	細かく計上した場合、消費税対象にならないNPOが消費税支払い対象になることは考えられないか？それ自体でNPOにとってデメリットにならないか？
6	NPO	無償提供された使用料を計上した場合、消費税簡易課税ではどのように処理されるのでしょうか。収入に計上してしまうと、その分税額が上がるのではないのでしょうか。それとも税務署への提出書類とは別に会計処理をすることで対処するのでしょうか。それでは手間がかかりすぎてやってられません。正しく評価するためには必要だと思いますが、ジレンマを感じます。
7	NPO	上記同様、受贈益が収支計算書(活動計算書?)にあらわされるのは困ります。

## 2-2金銭換算する意味がない

番号	区分	意見
1	専門家	無償の施設提供まで会計処理する実務上の必要性は無いと思います。
2	その他	反対意見に賛成。なぜそこまでする必要があるので、かえって分かりにくくなるのではないか。
3	NPO	無償による施設の提供について—ここまでNPOに要求することはあまり意味がないように思います(Netでは○です！)。
4	NPO	格安の水準で事務所を借りているNPOも多い。これと同種のものだが全部を会計に織り込むのは無理。ここまではいいのでは。
5	専門家	無理に財務諸表に計上せず、注記や活動報告書に記載することで対応すればよいと思う。
6	専門家	無償であれば、賃借料の計上はなしにするべきである。計上したい場合は、施設から賃借料と同額の寄付を受ければよい。
7	NPO	記録のみ。現金が動かなければ会計処理は必要ないと思う。
8	専門家	①無償だけでなく、値引も同様に検討が必要。②無償使用と有料の場合のコストの比較可能性というが、すべての非営利団体に無償使用を認めている公的施設などの場合もあり、比較可能性とは、何を示すのか、不明確。③測定の問題もあるため、できるだけ限定的に定めるべき。
9	NPO	・ボランティアや施設の無償利用を会計に反映させないことで、過去なにか支障があったかなかったかを知りたい。また、他の法人の例を知りたい(社会福祉法人や宗教法人は無償で労務提供をする人が沢山いる。いわゆる奉仕)。

## 2-3金銭換算が難しい

番号	区分	意見
1	その他	会計報告には表現できないと思うので注記や事業報告書に記載すべき。(3は金銭換算可能と思うが、4は無理だと思う)
2	NPO	反映することはむずかしいと思います。

3	その他	無償提供、ボランティア等、お金が実際に動いていないものを計上していくのは難しいと思う。
4	NPO	施設を無償ではなく安くお借りしている場合にはどうなるか、これも評価して表示するかどうか疑問がありおます。当法人ではある意味時限的な所もあり、今のフロアを非常に安く借りうけていますが毎月その部分について表記しなければならないということになると少し面倒だと感じております。
5	NPO	当法人では、県や市などの公的な施設を障害者団体の減免ということで無償利用しています。すべて計上するととも会計処理が大変になるので、「計上しないことも可能とする」委員会見解を適用していただきたいです。
6	専門家	数値で計上するのは難しいと思います。文章で表現してほしいです。

## 2-4事業報告書などに記載すべき

番号	区分	意見
1	NPO	全てを「会計」に反映させるのは無理があると思いますので、事業報告書に特記することなどで対応するだけでよいのではと思います。
2	NPO	実際に支出されていないものを「計算書」に計上するのは無理でおかしなことだと思います。「無償提供」を受けたことがわかる事業報告を作成すればいいと思います。
3	NPO	無償提供であれば、事業報告書に記載すればいいのでは？
4	専門家	無理に財務諸表上で表現しようとはせずに、附属明細書や注記、あるいは事業報告の中で表現すべきものであると考えます。無償提供により活動ができたということは、その分少ないコストで活動ができたということではよいのではないのでしょうか。
5	NPO	注記等に記載するようにするのはいけないのでしょうか。
6	NPO	これも上記と同様の考え方をすればいい。すなわち年に一度公設の施設を無償で使わせて貰ったようなケースは対象外とし、東京ドームを何日間か借りたようなケースは例外として計上する。提供者の好意(善意)を事業報告書やニュースレター等で外部に発信すれば足りると思い、そもそも会計に反映させる必要性を感じないのは私だけであろうか？
7	NPO	会計上反映させないとしても、団体として把握できるような仕組みを持っていると良いと思います。また、提供した側の意思も尊重し、意見を反映させると良いと思います。

## 2-5その他

番号	区分	意見
1	その他	「施設の提供は重要性が乏しい場合以外は計上」「ボランティアは会計の中に取り組みない」→この2つがズレるのはなじまない気がします。計上するなら両方する。しないなら両方しない。どちらかに統一した方が混乱しない(個人的にはいずれも会計の中に取り組みず、事業報告に記載する方がよいと思いました)。
2	NPO	計上しないやり方でよいと思います。
3	NPO	無償による施設の提供は計上しない方がよいと思う。

## 3. 重要性での判断に関する意見

### 3-1重要性で判断すればよい

番号	区分	意見
1	専門家	無償による施設の提供は、それが単発的に行われていれば、会計に織り込まず、常時継続的に行われていれば会計に反映するかまたは注記における開示も必要であろう
2	その他	賛成です。計上は団体の判断にまかせればよい。

3	専門家	反映させないものと反映させたものの2種類を作成してはいかがでしょう。現実の動きと援助や正しいコスト計算の表示を一つのもので行おうとすると返ってわかり難いと思います。
4	NPO	委員会見解を支持します。
5	NPO	委員会見解に賛成です。重要性の部分はC-1のとおり、各法人の判断に任せて良いと思います。
6	その他	委員会見解に合意
7	NPO	「重要性が乏しい場合には、、、」という文脈で計上に賛同します。
8	NPO	基本的に支持し、あとは重要性の原則の判断で良いと思います。
9	専門家	スライド51の「反対意見」に反対する。スライド52でよい。
10	NPO	重要性の度合いに依存 備考欄にメモ
11	NPO	スライド52の委員会見解でよいと思います。
12	NPO	以下、基本的には同じだが、活動コストとして計上したい団体と、余り大きな影響のない団体とがある。同じにする必要があるのか？

### 3-2重要性での判断には問題がある

番号	区分	意見
1	専門家	「重要性が乏しい場合」として個別の判断とすることは危険ではないか。行政からの助成や委託はキャッシュを伴わない支出は認められないので慎重であるべき。
2	NPO	現在、借地を建て物が立つまで1.3万円で、立ってからは1.7万円の契約にしています。こういう場合、どう扱っていいのかと迷ってしまいそうです。
3	NPO	イベント会場ではなく例えば事務所を役員が安く貸している場合にも、この施設提供益の考え方を当てはめていいのか、という疑問がわきます。それをみとめだすと、団体によって家賃計上の仕方がばらついてきて混乱しそうなので、この範囲まで、という目安を示してはどうでしょ

## 【C-4】ボランティアの取扱について

委員会見解	ボランティアによる役務の提供は、会計の中には取り込まない
提出された意見の概要	「会計の中に取り込まない」とする意見のほうが多いようだが注記や事業報告書などで、何らかの記載をすべきという意見が多い

### 1. 会計上の処理の必要性はある又は積極的に行うとする意見

番号	区分	意見
1	専門家	論点3について、イベント会場費もコストに構成するとあったがボランティア役務にもコストとすべきものがある。例えば、監査費用はNGOでは団体の努力により外務省の補助金などに計上することが認められるようになった。他方、指定管理などでは、行政監査と内部監査に備えるコストが積算されないため、コストを回収することができない。税理士などが提供する無償のプロフェッショナルサービスなどはコストに計上すべきという指南があるとよい(実務上は難しいと思うが)
2	NPO	ボランティアの規模も会計でみえるようにするべき。組織の影響力、力を見えることができるので
3	NPO	ボランティアの労働を金額として把握する必要があるのは活動を運営する側にあると思います。ボランティアに対しては、その労働が活動にどのような成果をもたらしたかを伝える必要があり、場合によりそれが金額となることもあると思います。
4	NPO	内部スタッフによる無償労働と外部ボラによるものと事情が違う点を考慮する必要があると思う。基本的には計上してほしい。当法人では単価(とりあえず一律)×時間を備考欄に明記したものを総会向けに作成している。
5	NPO	ボランティアを計上する点に関しては、必要な人数分だけを計上する方法の方がよいと思う。
6	その他	収益と費用が表示されないボランティア活動を注記するとされたことについて大変良いことと考えます。これまでは、事業報告書を見なければその点がわからなかった。また現物給付を表示することについても同じ。ただし、実際の収益や費用が過大に表示されることで誤解も招く恐れがある。
7	NPO	行政との協働事業を行うにあたり人件費の計上の仕方が難しいと思っています。人の働きが金銭的に換算されないと下請化が進みます。ボランティアの基準があるとよいのですが。

### 2. 会計上の処理の必要性が低い又は慎重に行うべきとする意見

2-1時間数の集計ができないから		
番号	区分	意見
1	専門家	測定の問題があるため、限定的に定めるべき。活動計算書に反映しなくても結果的に純資産に反映されるので測定の難しいものまで、活動計算書に計上しなくてもよいのではないか。
2	NPO	業務によって有償、無償、ボランティアがあるので、一本化して決めてしまうのはむずかしいです。
3	その他	無償提供、ボランティア等、お金が実際に動いていないものを計上していくのは難しいと思う。
4	NPO	管理も事業も全て、ボランティアで行っている。管理部門のボランティアの費用を計上するのは不可能。もしイベントの時だけ計上しても意味があるのでしょうか(自宅で自分のパソコンを利用して活動している時間を金銭にすることはできない。)

5	NPO	ボランティア(4月～)でも、時間の決まっている人も決まっていない人も、職員の人もいます。
<b>2-2金額換算する単価が困難</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	昨日の話の中でも出ましたが、ボランティアの中身を見てその時給を決めることも難しく感じますし、当法人では会員各社の社員をボランティアで大学の非常勤教員に出ているのですが実際だれがどのくらいということをつかむには遠隔の大学もありますので非常に大変です。中には会員企業以外の社員の方もいらっしゃるどこまでをとらえてということもはっきりしないところがあります。また、職員自体の人件費も大半を出向元企業が負っており、確かにそういった価値を持っているということをどこかに記載することは意味があるとは思いますが会計で表すのは少し大変かと思えます。
2	その他	たとえばボランティアの人件費計上、資本計上など現認が難しい項目と感じる。みなし、などで整理すると複式どころかもっと複雑になって評判悪くなり、ジレンマ
3	専門家	サービス提供を収入にあげる場合、人ごとの時間単価の算定は困難、また支払ってもいない人件費を外部報告用の決算書類に計上するのは合理性が無いと思います。(内部管理資料として計上すれば良い)
4	専門家	全てボランティアでまかなっている法人については、実態を表すという利点があるが、金額の設定はむずかしい。
5	NPO	団体によって、また同じ団体内でも活動内容によってボランティアの質、貢献度は変わり、それぞれ金額換算する基準づくりが大変です。明確な基準を併記する場合のみにしないと、計上していいのか、しないほうがいいのか団体が混乱すると思います。まず注記なり活動報告に記載することをNPOに定着させることを優先させるべきで安易に活動計算書にいれることは避けた方がいいでしょう。
6	専門家	財務諸表上ではなく事業報告等で表現すればよいと考えます。専門家の方はお分かりになっているように見受けられますが、何でもかんでも財務諸表上で表現できると思うのは正しいとは思えません。貨幣価値の換算が難しいものを無理にする必要はないと思います。こういう現象自体が、非営利組織の大きな特徴なのだと思います。換言すれば、非営利組織というのは、活動報告のうち会計報告が担える範囲は、営利組織のそれに比して狭いものだと思うのです。従ってもちろん会計報告も大事ですが、非営利組織では貨幣価値に換算するのが困難な事象が多いため、事業報告がいかに大事であるかを手引きなどどこかで訴える必要があると思います。あと事例で「ボランティア受入益」なる科目が「財務諸表の科目」の活動計算書のどこに收容されるのかも今後明らかにしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
7	NPO	とくに本人からの申し出がない限り、計上しない原則でいいと思います。これは、一人ひとりの単価が違うために、管理が非常に煩雑になることに由来します。ただ、(とくに専門家について等)例外的に認められるようにする方がいいと思います。
<b>2-3手間がかかり、負担が大きい</b>		
番号	区分	意見
1	その他	ボランティアまで費用化すると会計事務が煩雑化してマイナス面が大きいのではないかな。
2	その他	活動実態がよくわかりよいと思いますが、法人の負担になるのではないかな。
3	NPO	統計、リサーチャー的立場にたつとボランティアについて反映させるという案は捨て難いのですが、やる側にたつとやはりきびしいですね。
<b>2-4恣意性が入ってしまう</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	恣意性が働く領域のため、現時点で計算書上での表現には無理が多いと思います。注記、事業報告書対応で、当面は考え、研究すべき要素ではないでしょうか。

2	その他	ボラによる役務提供の会計見込みは、団体の活動を正しく「見える化」するには重要・必要だと思うが、なんでも会計に換算して取り組んでいくと、例えば若い任意団体等では、算定の信頼性が脆弱になる気がする。(明らかにうさんくさいレシート等も存在しているため。)金額の妥当性判断が難しい…。
3	専門家	人的サービスを金額換算するのは恣意性が入りやすいため難しいと思う。情報開示で必要であれば注記対応が良いのではと思う
<b>2-5有償で人員を募集しているという誤解を与える</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	利用者、市民の方が見た時に、ボランティアをすれば、なんらかの有償的対価がもらえるとよみちがえることはないのだろうか。チャイルドラインでは、ボランティアに賃金が払われることを期待した問い合わせが、この就職難の時期ふえています。
<b>2-6助成金や税務との関係から</b>		
番号	区分	意見
1	その他	ボランティアを会計に計上しようという考えはよいとは考えるが、実際の現金の出入りのないものを計上すると、経費の水増しもなる可能性がある。公的助成金の申請等において問題とならないか不安を感じる
2	NPO	気持ちとしては会計に反映させたいが、これも助成金等の報告では入れることが許されない。そのため、国等が正規の会計基準として認めるかどうかによると思う。
3	NPO	無形のを数字に起こすと、税務処理で不具合をきたさないか(人件費の水増しによる経費増など)
4	NPO	無償/ボランティア支出領収書を取れないものを会計に入れるべきではない。
<b>2-7ボランティアは善意や心の問題だから</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	お金が無いからボランティアを集めるのではなく、十分な人量が用意できていてもボランティアを頼む必要性を大切にしている立場では、人が集まらなかったらアルバイトを雇うということで人件費換算するというのは、抵抗感が残る。
2	NPO	ボランティアは心の問題である為、金額で示すのは難しいと思いますが、発生した事実分の計上はしなくては計算が正しくできないので計上し、援助の事実は会計に取り込まず事業報告でよいのではと考える。
3	NPO	会計には未記入にすべきである?→会計の中には取り込まない。(善意はボランティアの為)
4	NPO	ボランティア(無償ということを使っている言葉と理解するが)活動を金額計算することの意味が見いだせない。報告書で述べられていることに一理あったとしても、NPOのボランティアにはそれ以上の背景があり、「思い」を金額換算することに抵抗感のあるボランティアも多いと思う。



5	NPO	ボランティアの取り扱いには3種類あると思う。ひとつは、無償で会場設営などを行った場合。この場合、労力を提供した人は自分の労働が金銭評価されることを望んでいるだろうか。そうではないのが一般的ではないか。お金で換算されるのではなく、人の役にたったという喜びが直接労働の報酬としてあるのではないか。それを無理に？金額に換算してもよいのだろうか。また、金額に換算するとしたら、いくらか？一日働いてもらって4千円？それとも6千円？では、その差額2千円の根拠は？こう考えると、やはり、金銭評価はせず、労働時間などで記載するのがよいとおもう。もうひとつは、福祉施設で無償で雑巾やオムツを作って提供したという場合。この場合には、その個数でよいのではないか。材料費・労務費・経費を見積もって、原価計算してコストを計上するというのは、非現実的であろうし、再調達価格でといわれても、同じようなものかどうかをどう判断するのか。作った人の気持ちを考えれば、やはり雑巾一枚がいくらと金銭評価されるよりも、大切に使って役にたってもらえれば、それがうれしいのではないか。こういったことは、金銭では評価できない。ほとんどないと思うが、3つめは、特殊なサービスや物品を製造して提供され、対価に相当する額を提示されて寄付された場合。この場合には提示された対価に相当する額を寄付として計上すればよいと思う。有償でボランティアを雇った場合には、もちろん、その金額で人件費を計上する。
6	専門家	ボランティアの人件費を計算書類に反映することについては違和感があります。
7		
8	専門家	ボランティアの役務の提供においては、会計の中に取り組むべきではないと考える。人的対価はあくまで犠牲となったコストで測定すべきであり、NPO法人以外の場合にもボランティアの活用があるが、会計の中に取り入れていない。
9	専門家	ボランティアまで会計処理する実務上の必要性は無いと思います。
10	専門家	ボランティアの取り扱いについて、会計に計上するのは、今後の検討課題とし、当面は入れないのがよいと思う。
11	その他	ボランティアの方の重要性はわかりますが、厳しい言い方をすれば、会計上でそれを反映する必要はないと思います。会計は万能ではないので。
12	NPO	ボランティアのコスト計算については、会計の中に取り入れるのには、もう少し検討がいるのではないのでしょうか？
13	NPO	基本的にはボランティアの役務は会計にとりこまないでいいと思うが、上記同様、活動コストとして計上したい団体と、余り大きな影響のない団体とがある。同じにする必要があるのか？
14	NPO	ボランティア受入益はなじまない
15	専門家	委員会の意見どおり、ボランティアは、無償であるからボランティアである。
16	その他	この見解は妥当。
17	NPO	ボランティアの人的援助についてコスト計算し金額にあらわすことは、意味があると思うし、そうやって見てみたいと思うが、実際に会計処理をするとしたら、当面は「取り込まない」方法が良いと思う。
18	NPO	委員会見解を支持します。
19	その他	委員会見解に概ね合意。ただし、ボランティアでの働きがプロフェッショナル(たとえば会計士が会計についてボランティアを行う)などの場合は合理的な数字が見込めるため財務諸表に反映したほうがよいと考える。
20	NPO	スライド56の委員会見解でよいと思います。

### 3. 事業報告書や注記で人数や時間数を記載すべきと言う意見

番号	区分	意見
1	その他	(3の回答の続き)4.は金銭ではなく、人数、時間、etc等で換算すべき。
2	NPO	上記(C-3)と同様、こういったものは注記でいいのではないのでしょうか。活動をどこまでも正確に表すことが目的なのではないと思うので。
3	NPO	(C-3の続き)ボランティアの力を明確に伝えるべきだとは思いますが、訴えるべきは規模ではなく、サービス、仕事の質ではないかと考えます。
4	その他	事業報告書がいいと思います。環境会計に準じる？経審に準じる？
5	NPO	ボランティアは、会計には入れにくいと思います。その代わり事業報告書などできちんと詳細を表記したほうが良いと考えます。
6	NPO	ボランティアの役務費用を計上することは不要。事業報告上に記載するのみで充分。
7	その他	ボランティアによる役務の提供は、会計の中には取り込まない。(事業報告書に記載)
8	NPO	会計上に数字であげるのは難しい。事業報告書に記載する方が良いと思う。
9	NPO	C-2に同じボランティアのサポートについては事業報告書で示せばいいのでは？
10	NPO	事業報告にのせ、会計基準にはのせなくても良いと思います。
11	NPO	上記。ただし、事業報告書に注記の形で記載しておくべきことではあると思います。
12	専門家	無理に財務諸表に計上せず、注記や活動報告書に記載することで対応すればよいと思う。
13	専門家	「人的サービスの受入を金額で表現するのは難しい」との意見に同意します。会計の中には取り込まず、事業報告書等に記載する方がよりわかりやすい計算書類ができると思います。
14	その他	会計上に数値化することを原則とするのは、無理があると思います。しかしながら、事業報告もしくは注記で報告するように示唆することは、そのような認識を持っていない法人にとっては、有益だと思います。
15	NPO	事業報告書を充実させるのが大事かと思います。
16	NPO	ボランティアについても「会計」に取り入れるのは難しいと思われれます。上記同様事業報告書で。
17	NPO	ボランティアについても、「計算書」に計上する必要はないと思います。「無償提供」と同様にボランティアのことがわかる事業報告を作成すればいいと思います。ただ、実際はお費用がかかる部分をボランティアで補っているとしたら、会計で表すよりも本当に必要な費用は、きちんと支払われるべきだと思います。そのためには、法人の運営をどうして行くかを考えていくべきだと考えます。
18	NPO	無償ボランティアについても、事業報告書に記載すればいいのでは？
19	専門家	数値で計上するのは難しいと思います。文章で表現してほしいです。
20	NPO	NPOの活動の中で、ボランティアや無償の活動の占めるところが大きく、それを何らかの形で算出したいとも思いますが、どういう場合に計上するのかを決めるのは非常に難しいことだと思います。ボランティアの取り扱いについて、必要だと思ったときに、財務諸表の注記や事業報告として記載することには賛成です。
21	NPO	ボランティアの統計を出す試みを前提にすると是非数値化したいところではありますが、絶対値の信憑性はともかく、経年変化など貴重な統計がとれるとい魅力は大きいのですが、会計の中に入れ込む違和感はNPO側にもボランティアにも大きい気はします。注記記載、かつある程度集計可能性がある形が無難な線かと考えます。

22	NPO	ボランティアの費用は可視化(経済的)した方が良いと思う。NPOの経済波及効果、社会貢献度をはかれるものがない。つまり、人件費に計上、寄付金に計上する等。正規の財務諸表に入れなくてもよいと思う、参考資料として掲示する(例)
23	専門家	無償、有償ボランティアなど、ボランティアに対する世間一般の考え方が定まっておらず、ボランティア論に発展しそうな気配もあり、会計基準の中に盛り込むには時間不足では。今回は計上する場合の算定方法や事業報告書への記載例などの提示に留め、計上するかしないかは法人の判断に任せる。また、ボランティアの評価はNPO法人会計基準の要だと思うので、専門の検討委員会をつくり今後の検討課題としてはどうか。
24	NPO	ボランティアについては注記にする事に賛成(会計の中に入れると混乱する)
25	NPO	ボランティアや現物寄付に関する記載について別途報告用に目録のような表の基準を設けるようにするのはどうでしょうか？
26	専門家	それから、現物寄附金やボランティア等の対価を数値で表して収支計算書等に記載することについては難しいように思います。しかし、これらの情報を提供することはNPO法人の本質的な活動状況を提供することにつながると思いますので、事業報告書等で開示していく方法がよいのではないかと思います。

#### 4. その他の意見・提言・感想など

番号	区分	意見
1	専門家	上記3と同様に財務報告書にボランティア人件費を計上した場合税務ではどのように扱われるのか。
2	専門家	役職員の無償での事業担務の際の有償コスト記載する場合の価値評価
3	その他	行政からの事業補助に対する精算報告時の証拠書類としてどのようなものが考えられるのか？
4	NPO	ボランティアの人件費の計上について、NPO法人内にも本来有償で行う活動を、経費面の問題で無償にしている場合もあるし、その一方で「市民参加」というスタンスで本来のボランティアとして活動している場合もあるため、計上するかどうかは、本来有償活動なのか、本来有償活動なのか、無償活動なのかという部分で、法人が独自に判断すれば良いと思います。この意見について「それでは法人の判断によってマチマチになるのでわかりにくい」という意見もあると思いますが、そもそも人件費計上の部分に会計上一定の基準を設けてしまうのは、その法人の人件費やボランティアに関する考え方を制限してしまうことになり、法の趣旨から考えても好ましくないと考えられます。この議論を進めるにあたって、やはり本来「ボランティア」というものが何なのか、という原則論を確認した上で議論する必要があると思います。国内では「日本ボランティアコーディネーター協会」が、現在最もボランティアの原則論をうまくまとめていると思いますので、参考になれば幸いです。
5	その他	寄付やボランティア無償提供についての考え方、会計上の処理の方法を学び、いかに民間団体がコスト(現金)削減しているかを証明する手だてになるか、有効な見せ方をしているか、を反省しました。
6	NPO	・ボランティアや施設の無償利用を会計に反映させないことで、過去なにか支障があったかなかったかを知りたい。また、他の法人の例を知りたい(社会福祉法人や宗教法人は無償で労務提供をする人が沢山いる。いわゆる奉仕)。

## 【C-5】使途等に制約のある寄付の受入について

委員会見解	使途等に制約のある寄付金等の入金と支出の会計期間がずれる場合に、両者を一致させて活動を表すために、正味財産と対応させる方式と負債として処理する方式のどちらかを採用したい
委員長見解	重要性が乏しい寄付金については通常の寄付金と同様に受入れた時に収益として計上する。
	重要性が高い場合には、使途等に制約ある寄付金を正味財産と対応させる。また、使用状況の注記を行う。
	重要性があっても活動計算書を「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分するほどには重要性が高くない場合には区分せず、通常の寄付金と同様受入れた時に収益として計上する。ただし、使途等が制約された寄付金(使途指定寄付金)の科目を使用し、また使用状況を財務諸表に注記する。
提出された意見の概要	負債とする意見、正味財産とする意見、委員長見解に賛成する意見、その他の意見も頂いている。

### 1. 負債とする意見について

1-1わかりやすい・やりやすい・受け入れやすい		
番号	区分	意見
1	NPO	理事の全員交代等で寄付の経緯を知る者がいなくなるようなケースも多いと思う。寄付受入の際に書面をかわず等手段はあるが、負債に計上することで、使途制限寄付であることが財務諸表だけで明らかになるので便利ではある。
2	その他	寄付金を受けている法人の経理部に所属しているが、預り金に計上する方法がわかりやすいと思う。注記や事業報告書等で送付の詳細を書けばいい。
3	NPO	前受金扱いがわかりやすくて良い。長引く場合は、注記に明確に記載するなど。
4	NPO	難しいと思いますが、負債にしたほうが判りやすいのではないのでしょうか。
5	専門家	確定債務では無いですが、負債の部に計上し、使った時に収入にふりかえる。やはり”わかり易い会計”が第一だと思います。
6	NPO	負債の計上が一番やりやすいです。まちがいなくできると思います。
7	NPO	負債対応方式の方がやり易いのではないかと直感的に思いました。
8	NPO	負債に対応させる方法が、感覚的には受け入れやすいです。
9	専門家	使途に制約のある寄付金の扱いは、個人的には方法2の負債対応方式が一番しっくり来る。これに注記で補足するう方法は考えられないか。
10	NPO	実際帳簿をつけていて、3.「とことん聞きます！みんなの意見」全国キャラバン資料P27のように貸借対照表の負債の部にあげると分かりやすいが、負債？にあげるのは……。なんだか違う様な気もする。その矛盾を統一できればと思う。
1-2会計処理としてよいのではないか		
番号	区分	意見
1	その他	負債(相手があきらかな負債でなくてもいいのでは)? 「前受寄付金」でいいのでは? 総額の寄付額がわからないというのであれば、会社法にならって内訳書の作成でもあればいいのでは?
2	NPO	当期にその事業を行わない時は、預り金又は前受金でいいと思う。

3	NPO	使途に制約のある寄付金が年度末に入った場合は、前受金or預かり金処理でいいのでは？
4	NPO	当期に全額支出できない場合は、前受金処理で計上もありえるのでは？
5	専門家	預り金処理方式を支持します。ただし、注記は必要だと思います。
6	NPO	寄付金の計上は受けたときに計上し、期末に残額は負債a/cを設けるように私はするだろう。

## 2. 正味財産とする意見について

### 2-1 寄付は財産であり、負債方式は対応が難しいから正味財産で計上すべき

番号	区分	意見
1	NPO	アメリカの基準にあるように、永久拘束、一時拘束、無拘束の3種類にわけて管理するのが良いと思う。取り扱いとしては、寄付は一般に財産と考えられているのであるから、そのとおり純資産の部に計上するのが良いと思う。寄付が負債という考え方は、一般にはわかりにくいものであろう。
2	NPO	負債方式は、制約期間が長いものや永久制約の寄付金については対応が難しい、という点から正味財産方式でよしと考えます。

### 2-2 正味財産方式を支持する、賛成する

番号	区分	意見
1	NPO	受取った寄付金が明示できる点から、正味財産対応方式が良いと思われる。
2	NPO	正味財産対応方式を支持します。
3	専門家	会計の問題なのか、疑問を感じるが、正味財産対応方式で、良いのではないかと。注記を活用するのも良いかもしれない。
4	専門家	スライド65(正味財産対応方式)・68(負債対応方式)の対比は、65の正味財産対応方式に賛成である。
5	その他	「正味財産対応方式」に賛成ですが、仕訳が面倒なことは否めません。会計基準運用の手引きにおいて、十分に説明する必要があると思います。
6	専門家	負債対応方式は大いに検討の意義のあることと思いますが、論点の整理を読む限りは、正味財産対応方式で処理するのが現段階では自然のことのように思います。「会計上の負債は、相手が特定されていることが必要」とありますが、これには「非営利組織における負債の相手方」を検討する必要があると思います。すなわち、サービスの受益者と資源提供者との間に対応関係が成立しない特徴を持つ非営利組織における、使途等に制約のある寄付については、その資金は受益者のために使用すべきものですが、負債と考えるゆえんは、制約どおりに資金が使われなかった場合に、約束が守られなかったとして寄付者に返還する必要が生じるからであるとするならば、その義務の相手方を資金提供者であると捉えれば、負債の概念を拡大する必要はないのではないかと考えます。負債の相手方を受益者とするならば、不特定なので、負債と捉えるのは無理であろうと思います。その意味では、非営利組織においては貸方に負債でも正味財産でもない第三(中間)の区分を設けることを将来的には検討する必要があるのかもしれませんが、まだ時期尚早でしょうから、現段階では正味財産対応方式が無難な解決策ではないかと思えます。
7	NPO	様式例のパターン4のような収支計算書は非常に分かりにくい。貸借対照表の正味財産を一般と指定に分けるのは賛成。収支計算書は、指定部分を別紙であらわせればよいと思います。
8	NPO	スライド69(正味財産方式が多くの支持を受けた)の委員会見解でよいと思われます。
9	その他	委員会意見に合意

2-3正味財産方式を支持しない		
番号	区分	意見
1	専門家	指定正味財産の考え方は、複雑化しますので、導入しない方が良いと思います。
2	NPO	様式4の指定正味財産増減の部は理解できません。

### 3. 注記する(委員長見解)と言う意見

番号	区分	意見
1	NPO	委員長の意見に賛成です。
2	NPO	注記が分かりやすい
3	その他	正味財産を区分するのは現場では難しいと思います。委員長見解が分かりやすいと思いました。
4	NPO	制約のある寄付の受け入れについては、スライド71の委員長意見・例題12の処理法に賛成です。これが他の示された方法より最も見て意味がわかりやすかったです。
5	専門家	使途に制約のある寄附について、公益法人会計基準に準じた表示をするのは、特に小規模NPO法人にとっては難しいと思います。経理的な基礎がある財団・団体の経理担当者でも、理解が難しいところですので。それよりは、使途が制約された寄附金の使用状況を注記し、寄附金残額を適正に表示する方が、小規模NPO法人にとってはわかりやすいと思います。
6	NPO	使途が明確なものはそれがたどれる注記にするのがいいのではないかと思います。
7	NPO	例題12(委員長見解)の方法が理解を得られそうです。
8	NPO	アメリカでは確か正味財産の中でわかれた(ristlistedのものは分けて表記)ですが、ただわかりにくいですね。例題12でよいのではないかと思います。
9	専門家	各論点それぞれについてすべて委員会の多数意見と同意見です。
10	専門家	委員長見解は魅力的ですが、3つのケースに分けることが難しそうです。「重要性」を具体化しないとワークしません。
11	専門家	難しいので、出来るところは正味財産対応で、それ以外は注記でよいと思います。
12	NPO	基本的に支持します。
13	専門家	正味財産増減の部を分ける仕訳は、複雑だしその結果分かりやすくなっているとも思えない。使途特定の寄附金の使途を明確にするのであれば、江田委員長案で十分目的は果たせると思う。という訳でスタイルの様式4は変更をお願いしたい。
14	NPO	・寄付金についての例題12についてはこの形で賛成

### 4. その他の意見・提言・感想など

番号	区分	意見
1	専門家	各団体の自主独立性にまかせるべきであり例示にとどめるべき。「公益法人会計」の影響を受けすぎである。
2	NPO	中身はたいへんわかりまとまっていたと思いました。
3	専門家	外部から加えられた使途制約とは別に、内部で団体が勝手に使途を制約し準備金や引当金を計上しているケースも多い。また基金の形で簿外資産としたり収支ゼロに調整するために準備金を計上することもある。このような内部制約との関係も整理して団体に理解してもらう必要がある。

4	専門家	財務諸表へ直接反映させる方法・注記する方法・別会計で処理する方法などいくつかの方法を併記して選択できるようにするのがよいのでは。
5	その他	資産の実態がよくわかってよいと思いますが、法人の負担になるのではないのでしょうか。できるとよいと思います。
6	専門家	全額計上でなければ意味がない。
7	NPO	今後の寄付の収集ぐあい、寄付者の意思を反映させるためにもきちんとさせたい。少額でも
8	NPO	いまの案の説明では「わかりやすい」とは思えません。
9	NPO	・ドナーへの直接的な報告は別として、組織全体の会計のルールは、極め事なので提案されている中から、専門家の方が見て分かりやすければいいと思います。・多くの指定寄付をいただいている身としては、当該寄付をいただいた方への説明には気を遣いますが、全体を見せようとするとても見にくいので、そこまで必要とは思いません。
10	NPO	使途に制約があるのは寄付金だけでなく助成金も同じです。これに関しても、国等が認めるのであればしっかり会計に反映させていくべき。
11	NPO	活動の目的に沿った寄付は、支援者にとっては関心の高いものであるため、明確さが特に求められるものだと思います。会計上反映させるだけでなく、別表に文章を添えて作成するのが良いと思います。
12	NPO	スライド69(正味財産方式が多くの支持を受けた)については、どちらともいえない。
13	NPO	事例が馴染みやすくない。指定寄付金は使えなければ次年度へ繰越せればよい。それを利益とみなされない処理であればよい。一般寄付でも同じだと思う
14	NPO	当法人では、通常の寄付収入に使途制約のある寄付金額と使途内容を備考欄に明記している。
15	NPO	複数事業を補助金内容の複数性を、かけ合わせて、決算書として見せていくことは難しいです。また使途制約寄付について、その年の入金、未収金としてたてる、前受金としてたてるetcありますが、認定NPOの実績判定では収支計算書を、ベースに作成する必要があつて、未収や前受等の処理前のお金の実際の動きでしか、計上しなくてはならないはず・・・です。記憶のあやまりでしたらすみません。
16	専門家	(C-5・8)助成事業を区分表示し、助成者に説明しやすくする方法の例示
17	NPO	「助成金」の扱いがわかりにくいと思います。本文30(NPO法人会計基準の本文30)に、「使途に指定のある寄付金、助成金を・・・」とありますが、「額が確定するまでは前受金等の負債として処理する」ということは、「注5」を見ても分からず、委員長の論点説明(論点5-(6))かスライド(60)を見ないと分かりません。しかしほとんどの補助金・助成金は「不用額の返還が義務付けられて」おり、「この議論の対象外」(=前受金等の負債として処理して良い、またはそうすべき)なのではないのでしょうか。ならば、「多くの助成金等はここで言う「指定寄付金」とは別の扱いとなる」ということを本文30自体に明示した方がよいのではないのでしょうか。

## 【C-6】収支計算書の意味するものについて

委員会意見	収支計算書の次期繰越額は貸借対照表の正味財産のと一致していることが必要。よって従来の資金収支のみによる「収支計算書」よりも、NPO法人の活動状況の全体を表す「活動計算書」の方が望ましい。
提出された意見の概要	活動計算書に賛成する意見が多いが、収支計算書と両方作成したほうがよい、現行NPO法に反する、などの意見もあった。 なお、収支計算書との選択を認めるべき、などの意見は[C-1]、議論が不足しているなどの意見は[C10]に集約した。

### 1. 活動計算(損益計算)を重視すべきとする意見

1-1 活動計算書と貸借対照表の正味財産の一致が必要		
番号	区分	意見
1	専門家	フローとストックが一致しないものは正確性に欠くと思う。健全な活動のためにも複式簿記の考えを取り入れて欲しいと思う
2	NPO	収支計算書と貸借対照表の繰越高は一致させるべき。法人の事業成績を把握する上で重要です。単なる現金出納帳にしてしまっはいけない。
3	NPO	収支計算書の繰越金と貸借対照表の整合性が当然必要と思う。
4	専門家	貸借対照表とリンクする必要があるので、「収支計算書」ということばにとらわれず、損益計算書として見るのがよいと思う。
5	NPO	収支計算書に正味財産を入れるのは、なじんできたので、良いと思う。
6	NPO	スライド30の見解については了解。
7	専門家	スライド30に賛成する
8	専門家	スライド30に賛成する
9	専門家	収支計算書と貸借対照表の最終値が一致して、1取引2仕訳にならない形がよいと思います。名前は出来ればNPO法と同じがよいと思いますが、先に会計基準だけ「活動計算書」になるのもありだと思います。
10	NPO	「活動計算書」という文言はともかく、議論されていることはおっしゃるとおりだと思います。
11	NPO	無償提供された労力や現物も収支計算書に記載するのか、あるいはそういったものは財産目録や事業報告書に記載して、終始計算書は純粋に貨幣評価の出来る収益や費用の記載に絞るべきなのか、個々は議論の分かれるところかもしれない。現場の方の意見を待つのが良いと思う。
12	NPO	結論にはほぼ賛同しますが、表現が晦渋だと思います。「『収支計算書』を『活動計算書』と呼ぶ」では、名称の問題を議論しているような誤解を与えかねません。ここは名称ではなく資金収支計算か正味財産増減計算かという実質の議論ですから、ストレートに「従来の資金収支計算+正味財産増減計算の部という複雑な形式(『手引き型』)を改め、正味財産増減計算型のものを採用する。それを『活動計算書』と名付ける」というような表現にした方が分かりやすいのではないのでしょうか。また、C-8と同様、現行法下では「収支計算書」を「正味財産増減計算書」と読み込むのは、論点6の(1)に多々書いておられますが、やや無理があると思います。当面はこれでいいと思いますが、将来の法改正の必要性に言及しておいてはどうでしょうか。
13	NPO	会計の大原則…収支計算書と貸借対照表が繋がっていないという問題点がよくわかった。今まで無関心だった。より簡便な処理にする委員会見解に賛成です。
14	NPO	企業会計基準に準ずる程度の会計基準を設けるべきだと思う。例えば、資産計上にNPO基準を設けることに意義があるのでしょうか。収支計算書と貸借対照表の数字が整合性あるという程度は、当然クリアすべきことではないでしょうか。



1-2収支計算書では活動の全容がわからない(正味財産の増減過程を示す活動計算書がよい)		
番号	区分	意見
1	NPO	収支計算書を現金主義に限ると活動の全容があらわれないと思いますので賛成です。
2	NPO	収支計算書が、期首の正味財産から全ての正味財産の増加や減少を記録し、どのようにして期末の正味財産にたどりついたのかを説明する計算書であり、活動を会計的に記録する重要な意味があるという見解に賛成です。そうあって欲しいという意見です。これまでは、団体内では、損益計算書で活動の結果を会計上から見て、所轄庁には、「収支計算書」を別につくって提出してきたところが多いと思います。
3	NPO	会計諸表を一見すれば分かるような小規模から始まった活動も規模が拡大するにつれ会計も複雑になり、より全体を見通すことが出来る会計処理が望まれていくようになると思います。その上で全ての正味財産の増減が読み取れるような収支計算書が必要だと思います。
4	専門家	NPO法人にとって、ミッションにかかわる内容を社会にアピールするのが、もっとも大事なことと考えると、活動内容がわかる計算書がよいと考える。
5	NPO	収支計算書≒損益計算書(資金の範囲を全ての資産と全ての負債とする)
6	専門家	貸借対照表と収支報告書のスタイルになっているが、損益計算書でなくて良いのか。利益配当を行わず、事業に再投資する特殊な会社がNPOと位置づけるなら、損益計算書でよいと思うが、どうか。それにより一般企業向けの会計ソフトが使えるなど、メリットが少くない。
7	専門家	公益法人会計基準に影響を受けているのでは？ 配当ができない株式会社と似たようなものが、NPOの本質に合っていると思う。
8	NPO	事業活動の成果を記録するものであってほしい
9	NPO	例えNPO法人であっても収益性の視点を見ることも大事であると思う→NPOとしてミッションを継続して行く上でも必要と思う(考え方のちがいかも) (企業会計経験者としてはP/L、B/Sベースで良いのでは)
10	NPO	市民に支えられるNPOになるためには、資産がどう動いているかを示すこともたしかに大事だが、そのNPOがどの事業にどれくらい費用が使われているかを示すことが大事であると思う。事業内容とつながる会計基準を期待します。
11	NPO	発生主義の考え方に統一していった方が年間活動を正確に把握(比較)できると思います。担当者が素人でも最初にしっかり頭に入れば簡単だと思います。途中で変える方が困難です。
12	NPO	活動計算書について、NPOの活動を利用、理解してもらう点で良いと思います。が、数字で表すのは難しいと思います。
1-3法人税の申告などの点からも企業会計と近いものがよい		
番号	区分	意見
1	専門家	前述の通り、収支報告書に代えて損益計算書を採用することを検討されたい。
2	NPO	私達の法人は現在、補助金中心の事業と収益事業を行っておりますが、個人的には損益ベースが分かりやすい！と思います。見る人がわかりやすい＝作り手にもわかりやすいとおもいます。

3	専門家	私自身、企業会計にどっぷり漬かっていたので、最初に学校法人や社会福祉法人の会計に触れたときは、何が何だか分かりませんでした。そのウォーミングアップの後、NPOの会計の勉強を始めましたがやはり難しく、2～3年経った今ようやく少し分かってきた感じがしています。一応これを仕事にしてもかなり難しいので、NPOの会計担当者の方は本当に大変だろうと思います。ましてやそれを一般市民が見て分かるのでしょうか？企業会計の決算書の形がやはり一番広く知れ渡っていて作る人も見る人も分かり易いと思います。ソフトも安くてありますし。かと言って企業会計と同じというわけにもいかないのではNPOらしさも出るような会計の形を望みます。
4	NPO	会計を通じて事業内容がわかるような会計基準
5	その他	重要性が乏しいという見解をしてしまうと法人差がでてしまうと思いますし、やはり計上基準は通常の会計基準にのっとった方がよい。NPOだから、結局会計レベルが低いと言われてしまう。
6	専門家	基準は極力、企業会計に近いものにし、非営利特有の事項のみ規定するにとどめる方が普及し易いと思います。
7	専門家	できる限り、企業会計に近い基準が良いと思います。
8	専門家	策定プロジェクトチームの皆様ありがとうございます。短期間でここまで作成されたこと驚きです。赤塚先生がいらっやないことが残念です。個人的にはNPO法人も一般法人も同じだと思っています。私に関与している法人では、一般の企業会計用ソフトをリフォームして使用しています。
9	専門家	大規模かつ法人税申告をしているNPOについては、活動計算書はわかりやすく、簡便。
10	専門家	12月9日の熊本での「NPO法人会計基準策定プロジェクト」で脇坂先生の研修を受講させていただきました。私は財団法人・社団法人の関与先が多いので重なる面も多々あり、大変興味を持ってお話をうかがいました。公益法人会計基準に関して言えば煩雑な面が多く、関与先の財団法人・社団法人の皆様も理解に苦労されております。その事からも、NPO法人にはより解りやすい会計基準を策定することが必須だと思います。個人的には、NPO法人だけに特化した計算書類の体系を作るよりは、企業会計等に準じた方法をなるべく多くし、不足事項については事業報告書や注記で表示するほうが良いのではないかと思います。法人類型ごとに計算書類の書式が大きく違えば、情報の利用者は混乱すると思いますので…。
11	専門家	中小企業の会計基準を準用したら良いのではないかと。町内会の経理のように消えた財産等信頼性の為には、難しくとも一般に公正妥当な会計基準が必要。
12	専門家	各都道府県ではなく日本全体で統一するべき。公益法人とNPOを同じように考える市民が多い。公益法人課税ではない中小企業会計に関する指針を使用して他の団体との比較等ができるのと寄付も集めやすい。
<b>1-4内閣府の手引きがわかりにくい</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	一取引二仕訳はとても複雑で理解しにくいので簡便にすることは良いと思います。
2	NPO	一取引二仕訳は難しい。
3	NPO	一取引二仕訳はこれからも必要なものなのか？
4	専門家	内閣府の手引きによる、収支計算書は非常にわかりにくい。NPO法はまだ10年の歴史だが、これから設立する団体にとっても分かりやすいものが良い。委員会の見解を支持します。
5	NPO	簡単で、複式簿記が良い。一取引二仕訳は、廃止してほしい。
6	専門家	・一取引二仕訳が解消されることは良いことである。

7	その他	小規模であっても第三者から評価される会計であるべきで、専門家しかわからない内容であってはならないと思う
8	NPO	「手引き」に記載されている収支計算書には、資産の増減の部も併せて記載しなくてはならないのはとても難しい。作りづらかったので会計基準を作ることはとてもよいと思う。
9	専門家	一取引二仕訳はなくした方がよい。これがなくなると非常に理解しやすくなる。収支を知りたい団体は「キャッシュフロー計算書」を作成することで対応したらよいと思う。
10	NPO	会計を外部委託していますが、一般の会計ソフトを使用しているので、それを県への提出用としてエクセルで作成するのが面倒だったし、わかりにくい決算書でした。
1-5特に理由を挙げていないで賛成、あるいは条件付きで賛成		
番号	区分	意見
1	NPO	活動計算書がベストです。
2	NPO	委員会見解の「活動計算書」でよいと思います。
3	NPO	名称は活動計算書でよい
4	NPO	活動計算書ということでもいいと思います。
5	NPO	委員会見解を支持します。
6	NPO	委員会見解に同意見です。
7	NPO	委員会見解に賛成です。
8	その他	委員会見解に合意
9	NPO	言われている中身には賛同します。
10	NPO	異論まったくなし。
11	専門家	「収支」はもろんなじまないという感じがしますが「活動」というのもちょっと？な印象もあります。「NPO活動計算書」なら受け入れられるかも
12	NPO	基本的に支持します。ただし、選択制がない場合は、これにかなり丁寧な説明および解説を要するものと思います。
13	NPO	収支計算書の意味を、この会計基準で活動報告書とするよりは、現在は、とくに定義がないので、今回の活動報告書の内容でも、タイトルを収支計算書として提出すればよいこととしておき、その上で、法律改正できちんと手当をすべきと考える。
14	NPO	基本的には委員会の見解に賛成。しかし、「収支計算書」は、小規模の団体にとっては楽で分かりやすいように思います。
15	その他	ここの団体さんは「〇〇式の基準にそって会計整理を行われています」と他からの問い合わせには答えることができるので意義がある。ただ世の中にいくつかの基準があってもよいだろうし、特定の基準に添いつつも、ローカルルールや固有のルールも明示しておけば社会的な信用や評価には影響を与えないのではと思う。どのような基準を取り入れているかで団体の実力や活動量が判断されるのではと思う。
16	専門家	C-6活動計算書よりは、正味財産増減計算書(名前)のほうがよいと思います。正味財産の増減を示していると思います。現在のNPOの収支計算書のフォームはわかりにくいので、収支計算書と正味財産増減計算書(損益計算書のフォーム)と別の表にすることが望ましい。

## 2. 収支計算書を重視すべきとする意見

2-1 収支計算書と活動計算書の両方必要		
番号	区分	意見
1	専門家	収支計算書は非営利法人では必須の財務諸表と思います。①収支計算書②正味財産増減計算書(P/L)③貸借対照表(B/S)④財産目録が必要な財務諸表です。正味財産増減計算書は、損益計算書です。NPOは企業会計に比べて税金も免除される部分もあるので、より会計には厳格に処理する必要があると思う。
2	専門家	資金の範囲が法人ごとにまちまちであれば、次期繰越収支差額が表す意味も法人ごとに違い情報利用者にとってはわかりにくい帳票となってしまうので、資金の範囲を定める必要があると思います。次期繰越額と正味財産を一致させる必要性からは、収支計算書の他に別途、正味財産増減計算書(損益計算書)を作成する必要があると思います。よって、収支計算書と正味財産増減計算書(損益計算書)の2つの帳票を作成するようにはいかがでしょうか？現在NPO法人で作成している収支計算書は、公益法人でいう「収支計算書」と「正味財産増減計算書」を1つにしたような書式ですが、これは作成する側にも難しいですし、情報利用者にもわかりにくい帳票のような気がします。「損益計算書」と「収支計算書」の2つがあれば、情報利用者も判断しやすいと思いますがいかがでしょうか？
3	専門家	これほど時代の流れだということを実感した問題はありませんが、いわゆる損益ベース(正味財産増減ベース)で解釈していくのというのは時代の流れだと思います。学校法人会計、社会福祉法人会計ときて、とうとうこのたびの公益法人制度改革でも、認定法の「収支予算書」が資金収支なのかどうかですったもんだして、結局損益ベースであるとする解釈がされましたので、残るはNPO法人だけとなりました。あとは時間の問題だと思いますが、ただしここで検討しなければいけないのは、BSやPLと有機的に連関するしないは別として、非営利性または公益性の担保として、資金収支の計算書を別に残すかどうかだと思います。正味財産増減ベースでは借入金の増減や固定資産の購入・売却が表示されません。資金提供者と受益者との間に対応関係がない、または薄い非営利組織には、官庁や家計と同じような、いわゆる消費経済体の側面もありますから、このへんをどう考えるかだと思います。ちなみに社会福祉法人では、近々会計基準が改正されるようですが、税金との結びつきが強いせいかも知れませんが、改正後も、やはり資金収支計算書は残るようです。この問題について既に議論が済んでいるようでしたら、特に異論はありません。
4	専門家	収支計算書を財務諸表に追加して下さい。資金の重要性は、専門家の共通認識だと思います。
5	専門家	また全体を通して、収支計算書の位置づけが一番難しいと感じました。内部管理的にも対外的にも正確な情報を提供するため、「収支計算書」と「損益計算書」の2つを作成し、「貸借対照表」との整合性を保つ方向でいかがでしょうか？
2-2 資金管理・資金繰りは重要であるから収支計算書は必要		
番号	区分	意見
1	NPO	資金繰りに苦労している団体が多いと思われるのに資金繰りを考える資料になってくれるものであればと思います。
2	専門家	資金の管理は、実務上重要なことです。資金に関する「収支計算書」を財務諸表として作成すべきです。BS、PL、CFを財務諸表とすべきです。
2-3 現金主義の収支計算書がわかりやすい		
番号	区分	意見

1	NPO	多くのNPOが行政からの委託事業や補助事業、助成金で活動しているが、助成金の報告書にしても、行政の報告書もすべて収支だし、現金主義で求められるのに、 <u>法人の会計に複式簿記で発生主義になるのは、かなり複雑なのでは？</u> ？本来会計基準の目的は、一般の市民に対して、どのような会計をしているかを、わかりやすく透明性高くすることによって、会員や寄付者を増やすことであると思う。そのような中で、寄付した200万円がどのように使われているのかがわかることがベストだが、資産に計上されると、どう使われたかが見えにくくなるのではないか。 <u>例えば寄付された200万円で車を購入するとすると、その年度では減価償却してしまうと20万円ぐらいの計上になってしまって、わかりにくくないか。</u> 多くの一般市民(例えば主婦や高齢者など)にとって、本当に損益計算書というものは見やすい、わかりやすいものなのでしょうか。寄付者は高齢者等が多いので、そのような人に分かるものでないとダメだと思います。NPOは本来利益を見るために活動しているわけではなく、 <u>公益活動をするために活動している</u> ので、簿記の「利益」を見るための考え方にそぐわないのでは？
2	その他	活動計算書の方がわかりにくく感じました。今のままでも、項目ごとの費用の振り分け方を規定するなどしたらどうでしょうか。
3	NPO	縦長式は見難く、理解しづらい。概ね現行の簡素化が図られていないため、NPO法人には受け入れられないし、私たちが専門的理解とし知識を有する必要性が出てきている→普及するのはやっかいだと判断する

## 2-4現行NPO法に反する

番号	区分	意見
1	専門家	収支計算書＝損益計算書とされているようですが、ちがうのでは。収支計算書とNPO法に制定されているのに勝手に活動計算書としてよいのか。収支計算書は収支計算書であり、損益計算書ではない。
2	その他	NPO法第28条で作成が必要とされ、また同法29条第1項で所轄庁に提出を必要とされているのは収支計算書であるため、名称は「収支計算書」として作成し、所轄庁に提出しないと所轄庁とのトラブルが生じる恐れがあるので配慮が必要です。
3	専門家	思うに、「活動計算書」をもってNPO法上の「収支計算書」であるとするのは論理的整合性がない。法改正が待たれるということになるのか。であれば、現状では簡略化した「収支計算書」を作成し、会計基準では活動計算書を作成し添付することを推奨することはできないだろうか。
4	その他	法律上収支計算書となっているものを活動計算書とするのはどうかと思う。名前はどうかあれ、貸借対照表と整合性のある収支計算書にすればいいだけでは。
5	その他	「活動報告書」と呼ぶことについて、なぜわざわざNPO法と違う名前にしなければならないのか。私は名称でNPOらしさを出す必要はない。
6	専門家	全て収支計算書でないことに異論がある法律違反です！

## 3. その他

番号	区分	意見
1	その他	不適切かもしれませんが、岩手県(所轄庁)では、収支計算書は名称が「収支計算書」となっていて、内容に矛盾が無ければ問題にしています。重要なのは、NPO法の精神の「市民による監視」が有効に機能するためにはどのような視点が大事なのかということだと思うのでこれを踏まえてより良い基準を作っていただきたいと思います
2	その他	ゼミの活動でなければ見ることもなかったと思うので、収支計算書の形式を統一することは大切だと思いますが、それだけでは受け手となる利用者には届かないのではないかと感じます。
3	NPO	収支→損益へという意見は、その通りなのかなと思いましたが、総会の時に会員の方や、当法人の関係の方から収支報告書は見にくいといった意見は一度も聞いたことがないです。いかに正確で詳細であるかが重要なのかなと思いましたが。

4	その他	収支計算書の数字の意味が説明をうけてやっとわかってうれしいです。
5	NPO	内容が変わることについて、戸惑いはあるが、今よりも簡単になるなら良いと感じた。
6	その他	用語は最低限整合性をとり、同じ言葉を使用する(収支計算書)方がよいのでは？現場では混乱をまねくと思う。
7	NPO	活動計算書と呼ぶのはとてもいいのですが、うちは専任の会計士さんがおられますが、その人もよくわからないことがたくさんあります。会計士さんや税理士さんのレベルアップ(NPOについて)をすべきかと思います。財産目録に入れる物の複雑さが目に浮かぶようです。
8	その他	借入金を収支計算書に入れる団体、税理士に言われて、入れない団体とかあるので、一つに統一されると良い
9	NPO	よくわかりません。

## 【C-7】財産目録について

委員会見解	見解その1: 現行法に収支計算書及び貸借対照表とともに列挙されている以上、財産目録を異なるものとする解釈は難しいのでは？
	見解その2: 財産目録は収支計算書や貸借対照表と同様に考えるべきではなく、いずれ廃止されることを前提に対処することが必要では？
提出された意見の概要	財産目録そのものの存在意義について、貸借対照表で充分であるという意見がやや多い。 財産目録を財務諸表から除くことについては、NPO法との関係、所轄庁や法務局での手続きについて問題が生じるのではないかという不安が多い。

### 1. 財産目録の必要性は高いとする意見

1-1 貸借対照表よりもわかりやすいから		
番号	区分	意見
1	専門家	財産目録の作成がどうして法律で制定されたのかを考えずに単に「公益法人会計基準」で除かれたという理由だけで除外するのはいかがなものか。一般人にとって、B/Sよりも財産目録の方がわかりやすい。
2	専門家	財産目録については、貸借対照表と同じであるが、内容がよくわかるので、補助的資料として残しておいた方がよい。
3	専門家	「財産目録」という名称にかかわらず科目の内訳が分かるものがあつた方が分かり易いと思います。
1-2 情報開示として必要であるから		
番号	区分	意見
1	専門家	財産目録はかたちをかえて必要だと思います。NPO法人の資産内容を開示するためにも。
2	NPO	『論点に関するご報告』にあるように、貨幣評価の出来ないものであっても備忘価額や物量表示によってその存在を開示できるのであるから、積極的に活用すべきである。
3	NPO	活動するための資財の有無によって活動内容がみえる。したがって必要。
1-3 法律により求められているから		
番号	区分	意見
1	その他	法律改正をするのでないのであれば、当然必要なものとして考える必要がある。
2	NPO	財産目録と貸借対照表は同じと考えますが、財産目録については、内容を詳しく記載することになってますし、年1回の正味財産変更届を法務局に届ける時は必ず必要になるので、どちらにしても作成しなければならない。公益法人は除かれてもNPO法人は必要と思います。

### 2. 財産目録の必要性は低いとする意見

2-1 貸借対照表で情報開示としては充分であるから		
番号	区分	意見
1	専門家	フローとストックが把握、開示できるものがあれば財産目録は無くても良いのではないかと
2	専門家	財産目録は、本質的に不要だと考える。NPO法がその様に改正されるまでは作成せざるを得ないが、会計基準で言及する必要はない、というのは暴論か？
3	NPO	財産目録は貸借対照表と重なる点が多く廃止の方向にした方がよい。情報公開においての非開示情報を入れると二ツは同一的になる。

4	NPO	現状B/Sと財産目録が似通っているところも多く、財産目録はB/Sの注記と記述の拡充で足りると思います。
5	専門家	財産目録は、単式簿記の遺物。企業会計でも作成していない。NPOでも不要としてよい。むしろ、NPO法の改正を働きかけるべき。
6	NPO	財産目録は事実上貸借対照表と同じ、除外が妥当。簿外の財産があれば法人の判断として任意の作成に止めるべき
7	NPO	財産目録と貸借対照表の差は、小規模NPOの場合、あまり意味がない。(せいぜい現金XXX、郵貯XXX、銀行預金XXXの表記の有無のみである)(注)財産目録に見る人のためにパソコンXX台、机XX個と書いたら、行政から”余計なことを書くな”といわれたことがある。かつ、今でも親切がアダかという思いはある。

## 2-2いずれ廃止されることが予想されるから

番号	区分	意見
1	その他	財産目録は収支計算書やB/Sと同様に考えるべきではなく、いずれ廃止されることを前提に対処することが必要。
2	NPO	見解その2「いずれは廃止されることを前提に対処することが必要」に賛同します。
3	NPO	貸借対照表と同じものであるなら、廃止されてもおかしくなく、別の意味を持ったものと考え直して残していけたら財務諸表をもっと活用できるようになるのではないのでしょうか。
4	その他	後この会計基準の見直しのタイミングが不明なこと、いずれ廃止の方向であることが予測されることから不要だと考える。
5	NPO	本当に必要なものなのかどうか？いずれ廃止されることが分かっているのであればそれを前提に考えてもいいのではないかと。(ただし作成自体がそれほど負担になるわけではない)

## 2-3公益法人会計基準と整合することが望ましいから

番号	区分	意見
1	専門家	公益法人会計基準に影響を受けたものであって、貸借対照表で十分である。
2	専門家	財産目録を財務諸表の範囲から除くことが必要であると考え。NPO法人においても平成20年公益法人会計基準と整合することが望ましい。
3	NPO	公益法人の会計基準と同様に、財産目録は必要ないと思います。

## 2-4別途内訳などを作成すればよいから

番号	区分	意見
1	専門家	財産目録は特に必要ないように思います。法人税を申告する際に添付する「内訳書」のようなものがあればいいのではないのでしょうか？スライドの「見解その2」に賛成です。
2	専門家	不要と思う。株主資本変動等計算書のかわりのものは必要。(正味財産増減の提示として)
3	その他	財産目録は不要であると思う。法人の中で財産台帳を完備することが重要。
4	専門家	財務諸表から除くことで、良いと思います。

## 3. その他の意見・提言・感想など

### 3-1NPO法・所轄庁や法務局との関係を懸念

番号	区分	意見
1	NPO	見解その2のほうが良いと思いますが、廃止される見込みがわかりませんので、見解その1の方が現実的だと思います。



2	その他	財産目録を財務諸表の範囲から除いた場合、「作成の必要はない。」「所轄庁に提出の必要はない。」「閲覧に供する必要はない。」という誤解を生むのではないかという不安があります。
3	その他	これをNPO法が改正されていない現時点において議論することに何の意味があるのか。
4	その他	NPO法第28条第1項の規定に基づく財産目録を不必要とし作成しない場合には、同法による監督の対象になることが考えられるので配慮が必要です。
1	専門家	財産目録の作成がどうして法律で制定されたのかを考えずに単に「公益法人会計基準」で除かれたという理由だけで除外するのはいかがなものか。一般人にとって、B/Sよりも財産目録の方がわかりやすい。
6	専門家	スライド35の中に「財務諸表の範囲から除かれました」の記載があるが、作成義務はある。この表現は誤解を招く。
7	NPO	法務局との登記の関係をどうするか？
<b>3-2積極的にNPO法改正を求めるべき</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	おっしゃるとおり貸借対照表でほぼ分かるので、重要とは思いませんが、逆にそれほど手間とも思いません。もし廃止される方向が正しいのであれば、現状からいじらず法改正を求めるのでいいと思います。
2	NPO	法定されているので、その点は(1)の考え方を支持せざるをえません。法改正運動で対応すべきだと思います。
<b>3-3財務諸表外に作成すればよい</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	財務諸表としての財産目録の意義は薄れているが、財務諸表外の資料としては重要な書類であると考えている。もし、財務諸表から除外するのであれば、その旨を会計基準に盛り込む必要があるのではないかと。
2	NPO	付属明細書とする。
3	専門家	内訳書のようなフォーマットに変えた方がよい。
4	NPO	「決算書を見せてください」と言ったときに、資産の内訳を知るのに便利。ただの内訳以上の意味がないのであれば、なくても良い気はする。
<b>3-4貸借対照表と財産目録の違いについて</b>		
番号	区分	意見
1	その他	貸借対照表と財産目録の表記の違いがわかりにくいので、財産目録によって提供する情報を明示してほしい。
2	NPO	評価の困難な資産を全ての団体が有しているわけではないと思われるので、全ての団体にとって必要なものではない様に思います。
3	専門家	現状の財産目録を見る限り、貸借対照表と全く同じなので廃止してもあまり支障はないかもしれない。だが、策定委員会で簿外のを記載するなどの活用法があり、法人によっては重要な書類になる可能性もあることが提示されたので、もう少し検討したい。
<b>3-5その他</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	委員会見解を支持します。

2	専門家	必ずしも会計基準上の財務諸表に含める必要はないと考えますが、財産目録の存在自体はNPO法人の非営利性・公益性と関わってくるので慎重な検討が必要ではないかと思えます。例えば公益法人制度改革では、一般社団・財団法人には義務付けられていませんが、公益社団・財団法人には義務付けられています。つまり、NPO法人を非営利型の一般社団法人に近いものと考えれば必要はないでしょうし、公益社団法人に近づけるのなら作成は必要であると思えます。その意義は論点の(1)のとおりであると思えます。
3	NPO	見解その1かなと思いますが、ま、どちらでも。現実的にもそんなに負担はないですし。
4	NPO	よくわかりません。

## 【C-8】区分経理について

委員会意見	区分するのは活動計算書だけではなく貸借対照表も区分することが原則 重要性の原則 を利用し、重要性が乏しい場合には区分しないことができる
提出された 意見の概要	原則、BSも区分する&重要性の原則で対応するという意見が多い。ただし不要とする意 見も存在する

### 1. BSも区分経理を必要とする意見

番号	区分	意見
1	専門家	BSの区分不要とあるが介護形などでは逆に事業所ごとに多数の決算書を出している団体 もあり、区分の意味を整理する必要がある(細かく分けるなど、良いと誤解している団体 がある)
2	専門家	貸借対照表においても必要があれば、区分をして、収支の情報とともにそれと表裏一体と なった財政状態の情報も区分することが望まれる
3	専門家	活動計算書を区分するのであれば、BSも区分すべきと思います。
4	NPO	貸借対照表上を事業ごとに記載した時のイメージが浮かばないのでわかりにくいのです が、事業の内容を明解にするには分けることも必要かとは思いますが。(論理上は賛成です が実際どうなるかについては少し疑問の所があるという感じでしょうか)
5	NPO	「特別な会計」とある以上、基本的には②の考え方に従わざるをえないと考えます。
6	その他	特定非営利活動とその他の事業は、会計上区別するという約束で定款の認証を受けてい る。このため、報告上も、書類は一葉になったとしても、区別されたものと見てわかることが 必要だと思います。
7	その他	利用者の視点から作成するのであれば、基本的に貸借対照表も区分して作成するべきで はないか。
8	NPO	他の提出を必要とする機関がある以上区分するしかないと思います。
9	NPO	活動計算書だけでなく、貸借対照表も区分するという考え方に賛成。
10	NPO	活動計算書の区分と貸借対照表の区分は対応すべきである。

### 2. BSの区分は重要性で判断すればよい、とする意見

番号	区分	意見
1	専門家	貸借対照表まで区分することが望ましいとは思いますが。しかし、小規模NPO法人にはそこ まで望めないと思いますので、重要性の原則により法人ごとに判断してよいのではないで しょか。
2	NPO	委員会見解でよいと思います。
3	専門家	「重要性が乏しい場合」を具体的(数字つきで)に示すことが重要です。(例えば「百万円以 上の資産をもつ場合以外」など)
4	NPO	委員会見解を支持します。
5	専門家	大規模法人はともかく「その他の事業」を区分経理することは経理担当者がかかり負担に 感じているようだ。委員会見解では「重要性が乏しい」場合に貸借対照表の区分はしなくて もいいとしているが、年度によって重要性が変わる場合も想定しうる。原則区分を明確に し、重要性の乏しい場合は現金・預金だけでも良い」というような定めをしたらどうか。
6	NPO	委員会見解に同意見です。

7	NPO	委員会見解に賛成です。重要性についてはC-1と同じで、そこまで詳しくラインを引く必要はないと思います。
8	その他	委員会意見に合意。
9	NPO	現行法下では、確かに「論点8」の#9313のようにストックの区分も求められていると考えるしかなく、重要性の原則の出番でしょう。しかし貸借対照表についても区分経理を行うのは、それなりの規模の法人にとってもかなりの負担となります。重要性の原則はあくまで本則に対する例外扱いですから、ここでは、上のように述べる一方で、将来の法改正の必要性に言及してはどうでしょうか。
10	NPO	委員会見解に賛成です。
11	専門家	委員会見解を支持します。
12	NPO	重要性の原則による対応をする。
13	専門家	特に異論はありませんでしたが、重要性が乏しいなら活動計算書だって区分する必要はないのではないかと思います。会計基準も含めてこの書き振りでは、重要性が乏しい場合に区分経理が省略できるのは貸借対照表だけで、活動計算書はどんなに重要性が乏しくても区分しなければならないように読み取れてしまいますので、難しいとは思いますがこのへん誤解のないよう、「わかりやすい」文章にしていきたいと思えます。
14	専門家	会計基準の25. は、重要性が乏しければ活動計算書も区分する必要はないのではないかと思います。この書き振りですとどんなに重要性が乏しくても活動計算書は区分しなければならないように読み取れてしまいます。難しいとは思いますが、このへん何とか誤解のように、注解や手引きでも、もうすこし具体的にわかりやすくしていただくと幸いです。

### 3. BSの区分は無くても良いとする意見

番号	区分	意見
1	専門家	BSでの区分は不要。株式会社の部門別会計を参考にされたし。
2	その他	区分しないほうがよい。手間がかかるばかりで負担になっていると思う。
3	専門家	元来無理なのでは？と感じる。財布は一つなんでは？とも思います。収支だけで良いと思う。
4	NPO	貸借対照表についていないと思います。実態にあったものにすべきなので、[法改正を要する]ことを明記した上で、理想論と現行法での対処を併記してはいかがでしょうか。
5	専門家	貸借対照表まで区分するのは確かに望ましいですが大変なので、経理の体制の充実したところだけでよいと思います。
6	その他	貸借対照表は事業者の財務状況を把握する資料で有るため事業別などに別ける事は難しく、第三者から見ても財務状況がわかりにくくなるのではないかと。
7	NPO	重要性が乏しい場合には貸借対照表を区分しないことができる、としたほうが良いように思うが・・・？
8	NPO	区分するメリットが作り手にも受け手にも労力ほどあるとは思えない。重要性の原則を弾力的に適用してしのぐのが現実的だと思います。

9	その他	その他の事業を特別会計として貸借対照表も区分することが原則とされている。しかしその処理を正しく行うためには簿記の中でも少しレベルが高い知識を必要とする。過去10年間、貸借対照表を区分することを求めてきた結果、どれほど多くの会計書類の中に、「会計処理の技術的な間違い」が発生していたのか、という現実を全く無視し、検証することもせず、原則論をそのまま進めることには異論がある。貸借対照表は、重要性が高い場合においてのみ、区分することにするべきである。
10	NPO	実際に、BSも区分することをもとめる所轄庁があるようですから、重要でない場合はわけなくていいことを明記してほしいと思います

#### 4. その他の意見

番号	区分	意見
1	NPO	「重要性」については、個別事例(こんな場合は区分しなかった)をサンプリングして「重要性指針」をまとめられないだろうか？
2	専門家	経理の区分ではなく、必要なら、資産、負債の区分管理をまとめるべきではないか。
3	NPO	人件費を分けることは難しいと思うが、その他支出はできるだけ分けた方がいいと思う。
4	NPO	本来事業とその他の事業の仕訳があいまいでよく分かりません。どのような困難の事例があるかを教えてください。

## 【C-9】事業費と管理費の区分について

委員会見解	事業部門と管理部門が分離されている法人は事業費と管理費は区分して表示することが必要。しかし事業部門と管理部門が未分化の法人にまで適用すると却って会計報告の信頼性が確保しにくいことも考えられる。そのため事業費及び管理費に代わる判断基準として「人件費」と「その他経費」に区分する方法も有効である。
提出された意見の概要	事業費と管理費の区分は、管理上及び客観的な判断基準として有効であるとの意見も多く寄せられている。しかし実際には未分化の法人が多いため区分が難しく按分にあたり恣意的可能性や実態乖離の可能性が懸案事項としてあがっている。

### 1. 事業費・管理費の区分はより詳細・明確にした方がいいとする意見

1-1外部からの判断基準として必用		
番号	区分	意見
1	NPO	やはり事業費・管理費は分けたほうが客観的にも良いと思います。
2	専門家	NPOの活動状況を判断する場合には、事業費がポイントです。事業費と管理費の区分が妥当です。
3	その他	事業費と管理費を区分する重要性は理解できる。NPO法人として運営するうえで管理費のみが大きい事業社や活動実績の無い事業者としっかり活動している事業社を見る基準になるのではないだろうか。
4	その他	特定非営利活動を圧迫することがあってはいけないという意味合いで客観的なルールとして有効という意見に賛成。そういう視点は利用者側にも必要とされるのではないか。
5	専門家	NPO法人は非営利事業を行うことが目的であり、所轄庁のみならずそのNPO法人の会員や寄付者など構成員も関心が高い。従って、事業費を明示することは欠かせない。事業費や管理費の内容は例示してあるのだから、区分して表示すべきだと思う。区分が難しいものもあるということだが、NPO法人サイドの創意を促すべきだ。
6	NPO	未分化の法人の場合の人件費／その他経費にわけるのはいいと思いますが、事業経費の内訳が埋もれて見えにくくなることもあり得るかと思います。難しい問題ですが。。。。
7	その他	未分化なNPO法人を対象とする「人件費」と「その他経費」での区分のケースでは、主たる事業である特定非営利活動が「その他」の名称で区分され、評価、監視する市民サイドからはその法人の活動内容が不明確となり好ましくないと考えられるため検討が必要です。
1-2有効な管理ツールとなるから		
番号	区分	意見
1	NPO	事業費と管理費の区分は目的分類でやっているが、予算計上に役立ち便利であると思っている。
2	NPO	当法人も少ない人員で運営しておりなかなか事業と管理に区分することは難しいですが、扱う金額が比較的大きいため区分しようとしております。あまり区分をなくすことはいいとは思えないのですが。
3	その他	事業費と管理費の区分は小規模法人であっても必要。NPO法人の中には制度を悪用し、数人の役員の個人収入を確保するため法人運営を行っていると思われる事例もあるため
4	その他	事業費と管理費の区分は、人件費や事務所費など按分しにくいものをどちらかにかためて記入することにつながっており、報告にあつたように有効な管理ツールとなっていると思う。
5	専門家	事業費と管理費の区分は、必要だと思います。例え小規模でも、自分たちの事業を行っていくうえで、事業費と管理費を区分して考える姿勢をもつことも大事なのではと考えます。人件費については、絶対に開示していくべきものだと思います。
6	専門家	部門分化していなくても、認定NPO申請の際に事業費、管理費の区分は重要なので区分するという前提で、合理的な区分方法を提示していただければと思う。

7	NPO	私のNPOの予算規模は約1千万円。固定資産はない(せいぜいパソコンと机)ので現預金収支が主。ただし収入と費用については、前受金と未払金で整理。問題は事業費と管理費の区分で目的分類で仕訳している(予算計上に便利であるため)。
<b>1-3その他</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	原則は区分したほうが良いと思いますが、未分化の法人でも人件費とその他経費には最低限区分すべきだと思います。
2	NPO	事業費と管理費の区分は、たとえ小規模な法人でも必要と考えます。
3	NPO	区分経理については、見易い会計であるならば、当然分けて表記することが良いのでは。
4	NPO	区分すべきである
5	NPO	事業費と管理費の区分方法(基準)をはっきりとマニュアル化していただけると助かります。
6	NPO	・按分の問題が残るとしても、基本を区分する方向で会計基準としては押さえるべきだと思います。・「人件費」を「客観的に把握できる」方は現状では多くないと考えますので、これには反対です。この項目だけ、(事業内容にかかわらず)反応する方はメディアを含め多く、総体的に見ていただけないリスクが大きいと思います。それであれば、(事業費、管理費を区分しない理由を付して)区分しない方がいいと思います。

## 2. 事業費・管理費の区分はより簡素・柔軟にした方がいいとする意見

<b>2-1区分しない方がよい</b>		
番号	区分	意見
1	その他	区分しないほうがよい。手間がかかるばかりで負担になっていると思う。
2	その他	所轄庁担当者ですが、未区分に賛成です。本県でも内閣府指針を準用していますが、ケースによっては弾力的に運用しています。
3	NPO	原則不要。
4	NPO	区分しすぎて分かり難いものにならない様にして欲しい。
5	専門家	なかなか難しい問題ですが、現実を考えると、できるところはやって、困難な場合には、やはり論点のような方法が無難な解決策かと考えます。なおこれは事業費と管理費の問題だけでなく、事業別の区分経理にも一定程度当てはまる問題だと思います。
<b>2-2人件費その他経費にするのが良い</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	人件費とその他経費に区分するのが良いと思う。事業費と管理費の区分は、公益法人会計基準の影響によるものに過ぎないのではないか。
2	専門家	事業部門と管理部門の区分は法人ごとに基準が異なり比較しにくいので、小規模NPO法人には事業費と管理費を区分せず、「人件費」と「その他の経費」に区分する案に賛成です。
3	NPO	未分化のNPO法人は「人件費」「その他の経費」に区分するのに賛成
4	NPO	分けるのは難しく思う。経費とするのが良いと思う。
5	その他	人件費は、ぜひ盛り込んでほしいところです。多くのNPOは人件費まで開示したくないと考えていることも事実です。

6	その他	賛成。その他経費内訳が明確であれば、よいのでは？適当な按分が現場でも横行していて情報の信頼度が低い。ただし管理部内は自己資金で賄うことが前提で団体は自立していく面もあり、この点について、分化するよう求めていくタイミングが知りたいところである。
7	NPO	委員会見解でほぼ大丈夫だと思います。これについては、会計書類のみで説明するのは難しい部分もあるので、注記や事業報告書への記載などで十分対応できると思います。
8	専門家	役所の都合に合わせて「管理費」「事業費」に仕分けして直すという弊害があると思われます。NPOの組織体制に素直に合わせる。委員会見解はたいへん適切だと思います。
9	NPO	委員会見解を支持します。
10	その他	委員会意見に合意。
11	専門家	委員会見解を支持します。ただ、昨今の公益法人のことを考えると内閣府の言い分も理解できるので、理事への給与、報酬額の開示や関係者との取引の開示を義務付ける。
12	NPO	賛成
13	NPO	委員会見解に賛成で、事業費・管理費を認証や監督の判断基準の一つとすることは、あまり有効(有意義)ではないと思います。そして、そのために、どの法人も事業費・管理費に分けるべきだとは思いません。ただ、事業部門、管理部門が未分化な法人について「人件費」と「その他経費」に区分することが良いのかは、分かりません。冊子の様式1では、「分ける意味が乏しい場合には、事業費だけで表示しても構いません」・・・という例も書かれています。
14	NPO	目的別、形態別に表示するのがよいと思います。未分化の法人については、人件費とその他の経費という分け方もよいと思います。
15	NPO	NPOは多様な運動の組織体ですから、人件費＋その他、事業費＋管理費、区分なし・・・などあって良いと考えます。

### 2-3区分が困難だったり按分の基準が明確にできないから

番号	区分	意見
1	NPO	事業費だけに分けられないものもあり、正確なものできない。一人が何事業にかかわる中、どう管理し、行政等が認めてくれる内容かを管理するのは難しいです。
2	NPO	事業費と管理費の区分が現実的に明確ではない部分があるので、難しいのでは？
3	その他	事業費と管理費の区分について、所轄庁にとって判断材料の一つであることも事実ですが、論点4のボランティアを人件費計上するか否かのように一概に金額のみで判断することは難しいと考えます。確認事項として、「管理費」は企業会計の「一般管理費」に準じていると考えていいのでしょうか。
4	NPO	按分のルールがあいまいなので、事業費と管理費の区分はないほうがよい。法定福利費の按分も必要？
5	NPO	前身が、障がい者作業所の小規模の団体で、NPO法人化後、就労継続支援B型事業所になり、ミッションが単発的なものではなく、1年365日若しくはずっと続くNPO法人において事業費と管理費の区分は、難しいし、面倒でもある。職員数も限られているので、兼任することが多く、市民にわかりやすい、イコール、職員にとっても扱いやすい、会計基準をつくらせていただきたい。
6	専門家	按分計算は恣意的になる可能性が高く、事務的にも煩雑なので、明らかなどろだけ区分するのがよいと思います。
7	NPO	分けるのが難しい。事業費として人件費を分けていくやり方がほとんど。あまり難しく考えなくてもいい気もする。



8	専門家	事業ごとに注記する場合、定款上の事業分類によるのか、プロジェクトごとに分けるのか、団体は非常に悩むと思う。また、事業の種類が非常に多くなってリ事業ごとに決算書を提出する団体もあるので実務上はかなり混乱すると思う。
9	NPO	外部からは区分してあることで理解は容易になるかと思いますが、内部で事業部門と管理部門の明確な線引きが曖昧な状態で区分を行なうことは混乱を招くように思います。本来1つの目的に向かって活動をしている団体にとっては、外部から見ると区分可能に見える場合も、気持ちの上で納得できない場合があると思います。研修等を行いよく理解を進めた上で、慎重に行なうのが望ましいと思います。
10	NPO	事業費と管理費とを区別しなくてよいのではないか。分けるのは困難です。
11	NPO	これまで4回事業報告をしているが、毎回悩むところは、事業費と管理費の区分(仕訳)でこの疑問に回答してくれる人によって、あいまいなところがある。
12	NPO	NPO会計のあり方として指導する程度は良いとしても、厳守しようとするれば、法人の方では敢えてあわせるような作意が発生しないでしょうか。活動の内容がNPO本来のものとなっているのが問題
13	NPO	区分も苦し紛れに行い、当法人ではとりあえずの按分率を設定して計算している。本音を言えば、事業を一つ行えばそのものの中に当然含まれる事務仕事を別途団体運営のための管理費として考えられることが多く、助成金や委託事業費に関わり不都合なことが起こりやすい。
14	NPO	資金提供者への会計報告で一番問題になるところ。相手によって何種類も作るような愚は避けたいので、柔軟な運用をできるようにしてほしい。

### 3. 按分基準の明確化が必要とする意見

番号	区分	意見
1	NPO	按分をよく教える必要がある(Q&Aなど)。そういう会計処理をした場合は、その根拠を示す書類を添付。
2	その他	按分する場合の原則的な方法の説明を示してほしいと思います(按分の基準を示すとともに、例示などを加えて具体的に)。按分は、報告にあるように恣意的な処理を招きやすいです。按分は手間のかかる作業なのに、その結果、かえって真実がわかりにくい財務諸表になることもあり、会計担当として悩み多きものでした。そのような悩みに答えられる内容にしてください。
3	NPO	事業費=変動費、管理費=固定費と捉えて居る場合もあるので、そうではない、ことを明記すべきです。事業と管理を同じスタッフが行う場合が多く実際に人件費を事業毎に按分するのは困難が伴います。かといって人件費とその他経費としてしまうとつくるのは容易になりますが、それでよいのか疑問も残ります。所轄庁の考え方も踏まえてさらに検討すべきだと思います。
4	NPO	事業費と管理費の振り分けはいつも迷っているし、これでよかったかどうか自信のもてないときがある。基準があればそれなりに目安にしたい。
5	その他	株式会社〇〇とNPO法人△△が事務局を兼務しているような事例がありますが、その場合、管理費の内訳を詳細にしてほしいと思う。
6	NPO	複数の事業をやっていたり、明確に費用を按分できるのであれば、事業費と管理費を区分するのが良いが、小規模な法人で固定費も変動費もどこまでが事業費でどこまでが管理費か区分できないような場合には、無理して区分せず、全額事業費として計上してよいのではないか。
7	NPO	事業費に直接計上される、管理費に直接計上される、とそれ以外に区分したらどうか？それが一番実態に合うと思う。共通費、つまり、事業費、管理費、事業管理費(仮称:それ以外)にしたい。“按分”の考え方を継続的に合理的に行うのは大変に難しい。様式(1)ではシンプルすぎて実態を反映できない。

#### 4. その他の意見

番号	区分	意見
1	専門家	未分化でもOKとなる小規模の基準を決めることが必要では？
2	NPO	この区分についての情報を税理士会と行政にもっと認識してもらう活動が業界全体でできないか？
3	その他	内閣府との協議が今後必要と思う。所轄庁としては取扱いが2つに分かれるのは疑問。
4	NPO	意味のないものであれば必要ないのではないかと思います。その他の事業がある場合にその他の事業費になるものはどうなるのか、税額に影響はないのか、課税所得の表示にどう影響するのかをくわしく知りたいと思いました。
5	NPO	①区分すると間違いとか発生しやすい②統一することが望ましい。NPOのミッションである事業の実施をチェックする意味は理解できる
6	専門家	管理費の事業費への振り分けをするか、するならどうやるのが適切か。
7	NPO	事業費に人件費を入れて計上することが多いと思いますが、人件費は管理費にまとめた方が経営上有効と思われる。
8	NPO	介護保険事業を行っている場合、制約があるので悩んでいます。
9	NPO	もっと詳しく教えてもらいたい
10	その他	議論不足
11	NPO	我々が知る限り、大部分のNPO法人は、事業部門と管理部門が未分化である。分化されているNPO法人はどのくらいあるのか知りたい(試しに協議会に参加している中間支援組織がどうなっているか調べてみては如何?)。東京にある巨大NGOのような特殊な例を取り上げて議論してもかえって混乱するだけだと思う。
12	NPO	この点についてはもっといろいろな状況やパターンがあるので検討が必要。部門が分かれているのは一部であり、部門に分かれていなくても事業費と管理費を区分しているところは多い。
13	NPO	現在の議論の方向を強く支持します(本文13)。論点9では両論併記でしたが(9-(3))、この基準が「不適切な」法人を監督する有効性と、それによる法人の負担を比べると、後者の方がはるかに大きいと感じます。ただ、本文13で「区分せずに表示することができる」とある一方、本文26では、「複数の事業を行っている場合」は、事業ごとの区分表示が求められており、当然この場合は事業費・管理費の区分は前提となっているように見えます。したがって論理的には、・単一の事業のみを行う法人は、事業費・管理費の区分をしてもよいし、しなくてもよい・複数の事業を行う法人は、事業費・管理費の区分をしなければならぬとなりますが、他方、論点9(p16)には、「事業部門と管理部門が分離されている法人」「未分化の法人」という区別があり、ここでは事業が単数か複数かという分け方ではありません。私は、論点9の考え方の方が適切と思います。事業が1つのみの法人は極めて少ないですが、両部門が未分化の法人はとても多いからです。おそらく基準案を作られた方も同じ考えなのではないかと思いますが、だとすると本文13と26は混乱を招くと思います。本文26を次のように変えられてはどうでしょうか。26「複数の事業を行っている場合には、事業費をその事業ごとに区分して表示しなければならない。ただし、13にあるように、事業費・管理費の区分そのものをしない場合はこの限りでない」
14	NPO	委託事業の為管理費の扱いが困る
15	その他	委託事業の事務管理費を区分経理で事業費に入れたら、税理士からそれは管理費といわれた。NPO全体としての収支計算書でその事業の収支の数字において支出が少なく見られてしまう。

16	NPO	事業費→小項目も管理できるようになれば集計しやすい。レベル(事業規模、業態)に合わせて、P16のように範囲を決めるのもあると思います。初心者なので、内容自体がむづかしいものでしたが、勉強していきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。
----	-----	--

## 【C-10】その他、会計基準全般に関する意見

提出された 意見の概要	A-3、B-4、C-10に自由記入していただいた意見を、次のようにまとめた。
	1. 作成者にとっても簡素でわかりやすい基準にすることを望む意見
	2. 会計基準策定に向けての説明や議論が不足しているのではないか、という意見
	3. 会計基準の目的や性格に関する意見
	4. 会計基準の普及に関する意見
	5. 個別項目への意見
	6. その他の意見・提言・感想など

### 1. 作成者にとっても簡素でわかりやすい基準にすることを望む意見

番号	区分	意見
1	NPO	専門家ではなくても理解できる平易でシンプルなルールであるべきものだと思います。利用者にとってわかりやすいというのも当然そうあるべきですが、作成者にとってのガイドという意味でも使えるものにしたいと思います。
2	NPO	会計担当者にとってもわかりやすい会計基準を希望
3	NPO	「市民にとってわかりやすい、NPO法人にとってつくりやすい」が基本
4	その他	「会計事務が煩雑で活動を損ねている」というアンケート結果もある。ぜひ使い勝手の良い、かつ誰からもわかりやすい基準づくりに取り組むべき
5	NPO	なるべくシンプルに。特に小規模法人。
6	NPO	NPOには素人、老人が比較的多いのでは。だから家計簿的整理して専門的に会計報告する様にしたら(段階的に)。当初から専門的では素人は飛び付きにくい。
7	NPO	私どものNPOでは、事業での会計基準(就労支援事業)にも対応しなくてはなりません。シンプルな会計基準を望みます。実施出来ていないのですが、こちらはまだ基準が明確ではなくやろうとすればするほど細かくなって困っています。
8	NPO	誰でも出来、見た人(支援者)もわかりやすい基準にしてほしい
9	専門家	なるべくシンプルに経理できる基準に。
10	NPO	現行慣れ親しんだものから移行する場合、“より簡便”であることがポイントとなる。“より簡便”につくって欲しい
11	NPO	NPO当事者で会計処理できるメンバーを複数育成するためにも必要・デメリットは何か
12	NPO	今から法人化する団体にとっては、とても役に立つと思う。
13	NPO	(科目の表現の仕方といった細かい点も含めて)会計処理や関連文書作成について、素人だけでなく専門家やそれに準ずる人達の間でも「NPO会計の標準」がない為に見解が様々で混乱を来す場合も見られるので、共有できる標準型の提示は望ましく思います。
14	NPO	会計の基準は、基本的な知識や経験が無い人を含めるのか否かで大きく変わると思います。

15	専門家	作成者・及び利用者にとって分かり易いものであるべき
16	NPO	とにかく会計処理が簡単にできて、世の中の人々がパッと見て活動がよくわかるようなものになってほしいと思います。がんばって下さい!!!応援しております！
17	NPO	もっと簡単にわかりやすいものを作って欲しいです。

## 2. 会計基準策定に向けての説明や議論が不足しているのではないか、という意見

番号	区分	意見
1	NPO	<p>・(スライド9)で書かれていることはその通りであり、素人には反論できない。現場で使えるか、これによって作業量が格段に増えるのではないか、本来の活動がそがれないか等はどこまで考慮されたのか。「べき論」が前面に出過ぎている気がする。断っておくが、だからといっていい加減でいいと言っているわけではない。この基準がスタンダードになったときに、対応できるNPOはどれくらいか、どれくらい作業量が増えるかをシミュレーションして欲しいと思う。・中間報告を読んで、多くのNPOが却って不安になっていると思う。小規模法人の特例のようなものを作ると、なんか「自分たちが正しいことをやっていないのでお目こぼしを受ける」的に感じるのではないだろうか。議論されている例は、一部巨大なNPO法人のレアケースではないかと思うくらいで、残り3万数千のNPOを対象に考えた方がいいと思う。すなわち基準は平均的な(これにも議論はあるだろうが)法人に合わせて、管理部門を持っている法人や、大量の現物寄付や施設無償提供を受ける大規模法人だけ例外的に計上すると言う方式に逆転することを提案する。「重要性の原則」で、重要性があるから計上する、とした方がすっきりするような気がする。企業会計基準に中小企業会計指針があるような感覚の方がいいのではないかと思う。・繰り返しになるが、NPOの活動を支援したいという委員のみなさまの熱意は並々なるものがあり、NPOの現場に身を置くものとしては大変心強く感謝している。それでも、誰のための基準作りかと言う点には疑問が残る。もっと現場の意見が出てきてもいいのではないか。・国税庁によれば、20年度の法人税の調査では、調査対象14万6千件の内、73%10万6千件で非違があったという。また法人税を払うべき事業所の内5割以上が申告すらしていない、公益法人でも66.8%が非違であったという。中小企業でもこのような実態がある中で、NPO法人だけが「べき論」を忠実に守る余り、活動が萎縮することのないように願いたい。法律を知らない、会計を知らない者の暴論だとは思いますが、お目こぼしをせよと言っているのではない。NPOの現場を見据えた議論も必要かと思ひ、あえて問題提起する。</p>
2	NPO	<p>策定委員や専門委員の皆様の努力には感謝しております。この報告をみると、基準案はあるべき理想(他法人とも整合する)を示していると思います。けれども現実とは相当理想とは異なっています。それをどう埋めていくのか、についても策定プロジェクトのテーマ、議題になるのではないのでしょうか。現状分析・解説がないと、とても唐突でハードルが高い議論のように感じる団体も多いでしょう。収支とBSの整合性をとりまくっている手引き型から脱することに主眼があるように感じますが、会計書類をめぐる問題は、活動計算書に変えるだけでは克服できないと思います。基準を生かすために何が必要か、についてもNPOに伝える必要があると思います。これまでは「小規模なら単式簿記でもいい」といつてきたが、「複式をマスターしないといけない」とはっきり打ち出した方が、NPOもそのまわりにいる支援者・専門家も、基準ができたことの意味を悟り、腹をくくるのではないのでしょうか。NPOの信頼性を高めることが基準づくりのゴールならば、それくらいしないと「NPOの情報公開制度」と同様に「理想と現実の違い」となってしまうように思います。</p>
3	専門家	<p>「NPO法人の会計基準」が制定された場合には、全国の40,000法人が基範とするであろう。又所轄官庁や税務署なども例示とする。そのような大切なものを「ふんいきで基準をきめて」いいのだろうか。ふんいきで決める結論であれば必要ない。普及などもってのほかである。「基準」を制定するみなさんはNPOの現状をご存知ですか？ 諸先輩が作成されたものであるが全体の印象は「詭弁」である。このような内容であれば「NPO法人の会計基準」は必要ない。仮に発表するのであれば最後に(案)の文字を忘れずに！ 学者の考えではなく実務家の考え方を中心にすすめていただきたい。</p>

4	NPO	NPO法人の意見を反映させて基準をつくるのはとても意義あることだと思います。ただ意見を聞いていると、きちんとNPO法人を理解しているのかが疑問に思われる意見もあると感じます。今後中間報告にパブリックコメントを反映する作業が行われると思いますが、立法趣旨や理念に沿った議論が行われることを期待します。
5	専門家	NPOの信頼が低いのは会計基準が無いからというよりも、普通の会計処理も出来ていないから。旧基準による団体の信頼性が無いわけではないので、利害関係者が望む情報をどれだけ提供できるかが重要だと思う。今の会計がおかしいから変えるべきという論法はすでに決算を行っている団体には受け入れられないと思う(なぜおかしいかは、専門知識が無いと分からないから)。信頼や寄付につながるという強い説得、根拠が必要。
6	NPO	論点の示し方がおかしいと思います。収支計算書の解釈だけが論点ではないと思います。NPO法では活動報告書と財務諸表によって活動を報告しますので活動計算書だけで活動をあらわすわけではありません。収支計算書の方が活動内容をあらわしやすい面もあります。問題点は、BSとの整合性をとるために1取引2仕訳が必要となることや資金の範囲の設定により多様なスタイルができてしまうことなどですが、そうしたメリット、デメリットを示して損益型と収支型の対比を載せるべきです。それが無いまま、手引き型を採用しないといわれても、手引きに即してきちんとBSとの整合性のとれた収支計算書をつくってきたNPOは納得できません。本当の論点は、きちんと整合性がとれていれば手引き型で継続できるのか、できないのか、ではないでしょうか。「手引きは情報公開を前提としていない会計の考え方をもとにしている(つまり時代おくれ)」といわれても、「何をいまさら」という感じがします。
7	NPO	これからできるNPOに対しては、小規模といえどもフローとストックがあうように複式簿記を理解することを求めても、最初からなら対処もしやすいでしょう。しかし長年、単式簿記・現金主義で収支計算書をつくり、実地棚卸式でBSをつくり、NPOに詳しい税理士や支援組織から、「次期繰越とBSの減預金があっていればいい」との説明を受けてきたNPOにとっては、今回の「正味財産とあっていなければいけない」「複式以外は不正確で、信頼されない」との説明は、ショックを与えるでしょう。中間報告では、単式・複式とか現金主義や発生主義について殆ど触れていませんが、現に単式・現金主義で行ってきたNPOに対して、なぜ、今までのやり方ではいけないのか、今回の基準で何をどう変えていかなければいけないのかを、はっきり示すという配慮が足りないと思います。
8	その他	「なぜ(これまでの)収支計算書ではいけないのか?」「収支計算書と、活動計算書とは、どう違うのか?」「活動計算書を採用するメリットは何か?」ということについて、これこそ「一般の人にわかりやすい表現で」説明が必要だと思います。
9	その他	手引きの現行の収支計算書が如何に駄目か、という説明はある。しかしだからといって損益型計算書を選ぶ、というもって行き方はどうかと思う。従来の収支計算書とそれを改定することも視野に入れての長所と短所を提示し、それと、新しく導入しようと考えている損益型計算書、とを、同等に比較検討し、それでも損益型計算書が非営利のNPO法人にとって適切である、という決断を下した、というような経緯と議論が公開の場で十分になされたとは思えない。
10	NPO	現行に慣れた法人が新しい会計基準に移行するならば”より簡便であること”がポイントとなる。読んだり説明の範囲ではそれが感じられない。もっと解りやすくして欲しい

### 3. 会計基準の目的や性格に関する意見

3-1会計基準を統一する必要性があるとする意見(企業会計と揃えるべき、という意見は[C-6]の1にまとめている)		
まずNPOの会計基準を統一する必要		
番号	区分	意見
1	NPO	まずは、一本の統一したものにすることが必要ではないか、その後対応ができない難しいものは、台帳、目録なので表記?

2	NPO	NPOの信頼性を高めるために、会計報告は欠かせないと思います。つまり「法人」という概念が理解出来ていないだけの事だと思います。統一フォーマットの作成が全体のレベルアップのきっかけになれば良いと思います。
3	その他	都道府県での提出資料の違いなどを是正し全国標準化を実現して欲しい。
4	NPO	現状において、基礎的な会計基準が不足している為、作成されることは重要だと思います。ただ、事業内容が多様であり、また、各種の助成金等を受け入れることになり、複数の報告を要する団体も多いと思われるので、基準の内容は大原則にとどめるのが良いと思う。
5	専門家	会社基準が団体毎にあり、行政単位毎にあるのを統一する方向で努力して貰いたい
<b>行政や助成財団との基準を統一してほしい</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	現場が一番困っており、会計一つとっても行政の会計とはそろえ方が異なる点(公会計、単年度決算、繰越金の考え方)があり、その中で苦慮していますので是非良いものを創っていただきたい
2	専門家	役所も助成団体も、統一された基準になれば更によい。
3	NPO	誰もが思われていたようですが、市や県に提出する書類と日頃付けている帳簿を連動し、収支計算書、貸借対照表、等に反映できればかなり時間の短縮になる。
<b>公益法人などとの基準が統一されるとよい</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	NPO法人会計と一般公益法人はせめて統一できれば良いと思う。NPO法人、一般公益法人ともに資金規模によって簡易なものと詳細なものに分けることができるようになって欲しいです。
2	その他	日本公認会計士協会によれば「我が国における非営利法人としては、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、宗教法人など様々な種類があり、それらの会計基準についても特にその統一化が図られていないのが現状です…。我が国における非営利法人についての統一した会計基準の研究を行うこととなりました。(非営利法人統一会計基準についての報告書,日本公認会計士協会 近畿会 公益会計委員会)とあり、非営利法人に対する統一した会計基準を模索する上では、今回の会計基準もそうした動きに対処できる形式としたものがよいと思う。また「非営利法人の会計基準としては、企業会計に依拠できる箇所については重複記載を避け、依拠する旨の包括的な記述を行い、企業会計とは異なり個別に規定すべきものについて記載を行う整理が必要である」と考える。(非営利法人会計の現状と展望,日本公認会計士協会)とのコメントもあり、非営利法人会計の先駆けと見え、企業会計との重複分は極力割愛することが望ましいのではないかと考える。
<b>その他</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	他の会計基準との整合性及び優先順位はどうなるのか
2	専門家	NPOを公益法人に準じたものと位置づけないほうが良いと思う。
3	NPO	「法人会計」となっていますが、将来的には任意団体でも参考になるようにしてほしいと思います。
<b>3-2会計基準の策定自体についての疑問</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	会計基準を勝手に変更してよいのでしょうか？

2	専門家	いたずらに策定してもよいものであろうか？11/14の中間報告時にもパブコメを提出したが、その後の明確な回答がない。胆にガス抜きのパブコメであれば意味がない。今後の対応に注視するつもりである。特に問題は、「収支計算書」の取り扱いについて、『法律と会計基準で名称が異なることは異例なことではありません』としたうえでその内容を『損益計算書』としていることにある。特例民法法人の場合ではあるが、平成21年3月27日の内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官から各府省等特例民法法人担当課長あてに「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について（通知）」という文章をあえて発行したことをどのようにとらえているのでしょうか？
<b>3-3基準の強制力などについて</b>		
番号	区分	意見
1	その他	行政主導で行うと、「指導」の色合いが強くなってしまいうところもあり、民・NPOに近い立場の方々が主導で、策定に向けて取り組んでいただいて、感謝しています。あくまで「基準」であり、強制力は無いというのはポイントだと思います。
2	NPO	会計基準を作ることは良いと思うが、一人歩きしないようにして欲しい。スライド6で「必ずこの通りに処理しなければならない」というものではない、と書かれているが、いったん基準が出来てしまうと、事実上の拘束力を持ってしまう。中間報告ではかなり規範的なものを意識されているように思うがいかがだろうか。
3	NPO	頼るべきものがあるのは良いと思う。その基準を必ずしも「使わなければならない」というものである点を強調していることについても良いと思う。多くのNPOが様式例ばかりに頼って、またも意味がよく分からないまま、「使わなければならない」と思い、自身の団体なりの工夫をすることを忘れてしまうことがあるのではないかとということもある。だからといって基準を大雑把に、ということでもないのですが。
4	NPO	会計基準の拘束性について 第1回委員会議事録のなかで、「会計基準って何なのかということ。強制力があるのか、所轄庁の示す参考程度のものなのか」という意見がある。また、11月28日に東海で開かれた意見交換会でも、「NPO法人会計基準は強制力のあるのですか？」という質問が出されている。私個人としては、現場における会計基準の適用についての無用な混乱や誤解を避けるために、企業会計原則並みに「かならずしも法令によって強制されないでも、」すべての特定非営利活動法人が「その会計を処理するに当たって従わなければならない基準である。」とすべきであると思う。現在策定中の会計基準は、市民が自発的に集まり、誰でも参加できるように公開された場で議論が行われ意見が集約されているのだから、これは市民自らが制定した規準であり、これをもって他から強制された基準というにはあたらないと思う。また、今後、経過を見ながら3年ないし5年くらいたった時点で基準を見直し、その時にあらためてまた広く市民の意見を反映させることを確約すればよりいっそう市民の声が反映された自発的な基準としての性格が担保されるのではないか。
5	NPO	次に、この会計基準をNPO法人向けの公的基準として強制適用することにより、この会計基準に従って作られた財務諸表は正規の財務諸表として認められ、書式に関して書類が不備である等の理由によって所轄庁から受取を拒否されたり融資の相談先から門前払いをくうということはなくなるのではないか。（事業の内容＝経営成績等によって融資が断られるのはまた別の話）→正式な基準とすることで、所轄庁などからの不当な扱いに対する保護規定の役割を果たす。NPO法人会計を公的会計基準とすることについて躊躇する方もあるようだが、今回の策定は特定の個人が独断と偏見でつくったものではなく、市民自らが広く市民に意見を募集してつくっており、大げさに言えば国民主権の上に立った国民自らのひとつの規範の制定運動であると捉えられる。この事実ひとつをもってしてもこの会計基準が制定されたあかつきには、NPO法人のみならず公的・私的をふくめた全ての利害関係者から尊重される必要のある価値あるものになると思う。しかし、公的担保が不十分であると考えらるなら、NPO法を改正して、会計基準を制度会計として正式に認めさせると良い。一方、理想的には市民が自発的・積極的に説明責任を果たしてゆくことにあるので、あくまで市民の自主性・自発性を尊重し、それに委ねるということであれば、その旨をしっかりと明示してゆくべきであると思う。その点で基準本文の「はじめに」はなかなか良い文章であると思うが、19行目の「自発的に会計基準に沿った会計報告することが期待されます。」という文章はもうすこし印象を強くしたほうが良いと思う。例えば、「～会計報告することが要請されています。」といったように。



#### 4. 会計基準の普及に関する意見

4-1所轄庁の協力が必要		
番号	区分	意見
1	NPO	この基準がきちんと普及していくためには所轄庁の理解が不可欠になると思います。行政への働きかけ(基準についての説明やセミナーなど)について、何か考えていらしゃるのでしょうか？
2	NPO	中間報告の作成まで、大変ご苦労さまでした。まだ折り返し点ですが、ゴールまでよろしく願います。会計基準が策定されたとして、その先の普及の部分が気になります。「強制力はない」と言いながら、もちろん社会的影響力は持とうとするわけですよね。そのあたりの具体的な進め方、特に所轄庁にどのようなスタンスを期待するのか(現状はかなりひどい例も耳にします)なども重要になってくると思います。もちろん各地の支援センターの支援力も。会計基準の内容そのものではありませんが、その辺についても知恵を出し合う場があればと思います。よろしく願います。以下、他に書く欄がなかったので
3	その他	あるべき会計基準の姿を目指すという高い目線での議論に敬意を表します。もし今後、各所轄庁の示す「指針」や「手引き」との整合性を検討に入れるなら率直に「この基準に従った財務諸表が提出されたら受理できるか？」を各所轄庁へ照会(文書で!)してみれば良いかと思います。
4	NPO	ここまでまとめ上げられたことに、まず本当に大きな敬意と感謝を表します。今後この基準を広めていくためには、この基準にある程度“権威付け”していくことも必要と思います。(もちろん、市民が作り上げるということには意義を感じますが…)法制制度化までは行かなくても、勝手に作ったものではないという何か公認っぽさを出せないでしょうか？
5	NPO	最終版ができた段階で、公益会計基準と同様の国の所轄庁等からのオーソライズが出来ないだろうか。普及段階で難しいのではないか。
6	NPO	A)の3で記入したように、自分では一応発生主義で処理しているつもり。この場合、パソコン等資産をどう表記するかであるが、県への提出書類(総合資料)に記載したら、“余計なものは書くな”とのコメントがあった。
7	専門家	民間主導で作るはじめての試みであることは素晴らしいことだと思いますが、最終的には所轄庁の手引きにこの基準が採用されないと普及は難しいと思っています。その点のすり合わせが重要だと感じています。
8	その他	基準を作ったら役所とも連携してきちっと全法人に伝わるようにする。必要があると思います。(ルールを作ったらルールを徹底する)
4-2税法との関連性の説明が必要		
番号	区分	意見
1	NPO	実際に課税事業がある団体の実務を担当するものとしては、この会計基準と税法とのかかわりがもっとも気になるところであり、今までのような課税所得がどこなのかを一番知りたいと思います。税務上の書類を作成するとき、また、新たな問題が出てくることもあるのかということが、気になります。
2	NPO	基準はあると分かりやすい。基本的に賛成。NPO同士での情報交換もできそうですし。税務と同じもので大丈夫なようにして欲しい。
3	その他	NPO法を改正して、新しい会計書類は税務署へ提出する様式にそろえたものが良いと思います。
4-3移行期間が必要		
番号	区分	意見

1	NPO	基準設定にあたっては、その浸透の実現性(周知する体力)から考えても、移行期間の設定をお願いしたいと思います。3~5年くらいがひとつの目安かと思いますが、いかがでしょうか？
2	NPO	移行に応じての配慮が必須と考えます。
<b>4-4専門家等によるNPOへの支援が重要</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	会計というものは元々専門性の高いものであり、当然に会計基準も専門性がないと理解し難いものであると考える。営利企業であれば、税理士・会計士に報酬を支払い、財務諸表作成を依頼したり、支援を受けたりすることになる。この場合、財務情報の利用者は、作成に関する専門性を持たなくともよい。情報を読み、理解するリテラシーを保持すればすればよい。この場合の情報利用者は外部のステークホルダーだけでなく、経営者や管理者、従業員などの内部利害関係人も含まれる。NPO法人は、資金負担力の問題、外部専門家に頼らないという志向性により、税理士・会計士を使わず、自ら財務諸表を作成するが多い。NPO法上の会計をめぐる問題の根本はこのあたりにあると思う。つまり、会計の専門性の欠如は営利企業においても同じであるけれども、そのギャップを埋める会計人という存在が、NPO法人の周りには、ない。NPO法人担当者が財務諸表作成に苦勞し埋没すればするほど、会計のリテラシーが身に付かない。くり返し言うが、元来会計基準は専門性のない人には難解なものである。会計に関するリテラシーのないNPOサイドの人達と、会計基準をめぐる議論のギャップをどう埋めるかが、最大の問題だと思う。善意のボランティアの会計人が説く「理」に対して、熱意あるNPOサイドの人たちが「感情」で批判している図式が残念。会計基準が策定されても、会計人が実務を担わないと、会計実務として定着しないのでは、と心配。
2	その他	プロボノ制度を構築し、会計士のボランティアがやれば良いのではないかな？
<b>4-5会計ソフトの提供が必要</b>		
番号	区分	意見
1	NPO	質問の中で、複式簿記へのアレルギーを示す方がいましたが、私のいる団体でも私以外のスタッフでわかっている人はいないので、ソフトウェアに頼ることになると思います。協賛してらっしゃる会社などあれば、フリーもしくは特に安価なソフトウェアを、この会計基準の策定と同時に作っていくような動きもあるといいと思います。
2	NPO	・現実的にはほとんど会計ソフトを活用している事が多く、今の論点の会計基準をどのようなかたちでソフト化できるか？わかりやすく正確で安価なソフトを提供する事がポイント
3	その他	会計ソフトで誘導していくことはできないのかな？
4	専門家	・会計のソフトウェアを無償(格安)で提供する仕組みを整備することで会計報告の標準化を加速することができる。
5	専門家	自力で解決しようとせず、会計基準が出来れば、コンピュータ会計を利用したりNPOセンターのようなところで、安価に指導を受けられる体制を作ってはいかがか？アウトソーシングやレンタルを活用するというのは？
6	NPO	ソフト会計等が会計基準をもとに作成した内容について、あまり経済的独占を許さないように。
7	その他	多くのNPOが、NPOに特化した会計ソフトを使用していますが、それらのソフトと連動していく動きはあるのでしょうか？全てのソフトを取り込んで普及していくべきだと思います。
8	NPO	簿記をわからない方も多い中、事業毎や、人件費、福利費の分けは、とてもむずかしいです。ソフトウェアで、カバーできるようになってほしいです。考え方をある程度理解して、ソフトに入れれば、自動的にできればいいなと思います。行政側から求められることもふまえて、応用できるソフトであつたらいいと思います。
<b>4-6相談窓口、研修会などの開催</b>		
番号	区分	意見

1	その他	新しい会計基準が策定された後の相談窓口的なものが必ず必要。NPOWEB等で会計基準についての質問の専用窓口的なものがあれば助かる。
2	その他	NPOに対する組織の内容に対する基本的(理論的)学習並びに税務・会計に対する基礎的学習の不足を通説に感じました。この様な研修を数多く企画して下さい。
3	NPO	監事研修を期待します。監事は理事会参加する必要はないのでしょうか。数値が活動にそったものかどうか判断するには、活動に参加して見ていただくことも必要と思います。
4	NPO	論点になっているものは、どれも日常の会計業務の中で、疑問に思っていたことが多くありました。あとは、どうやれば(処理すれば)よいのかを分かりやすく出していけないと、素人のNPOにはいつまでたっても定着しないかと思えます。次なるは、新しい会計基準の講座をしていけないといけませんね。勉強になりました。
5	NPO	将来運用後の為に会計基準チェックリスト(財務諸表作成中・後に則っているか確認できる物)もあった方が良くと思います。
6	その他	「利用者」とは、会計基準を使うNPOではなくて出来上がった会計報告を見てNPOの活動内容を知ろうとする市民のことを指しているのですね。単純に「市民」とした方がよいのでは？また、会計報告によってNPOを比較するための「市民向けガイド」も必要では？作ったけれど「見る人が見れば分かる」というものになってしまわないか？
7	NPO	もう少し具体的な例題を含めて説明が必要。
8	NPO	千葉県内の団体の会計管理についての実態調査が必要かと思う→そのことで課題認識を促がすことにもつながると思う。
<b>4-7その他</b>		
<b>番号</b>	<b>区分</b>	<b>意見</b>
1	その他	協議会のメンバーの方々の意見を聞くと、今回の会計基準が普及できるのか疑問に感じます。作成者より利用者の視点を重視することの必要性、重要性は理解できますが、作成者の全体のレベルアップへの対応までも含めて検討しないと普及が難しいのではないのでしょうか。
2	NPO	団体に会計知識のある会員がいないケースは苦勞します。(弱小団体)
3	NPO	現状、その重要性に比して会計はそれを”読める”人が非常に限られているように思います。それにより、内部統制にも十分に活用できていないNPOも多いのでは、と感じています。
4	専門家	会計基準は強制されるものではないとはいえ、一度定められればマスコミも取り上げるだろうし「解説書」も出るだろう。また監督官庁も推奨する動きになると考えている。そうなればNPO法人(特に管理者)は経理担当者に基準の準拠を求めることは想像に難くない。その際には私どもも会員を動員して支援にあたるつもりであるが、複式簿記の一から指導しなくてはならないのかという不安もある。くれぐれもNPO担当者が浮き足立つことのないような配慮をお願いしたい。
5	NPO	会計基準は必要だと思います。更新の頻度は高くなると思います。皆が利用するようになるための施策が必要だと思います。
6	NPO	会計基準が定まった段階で周知して欲しい
7	NPO	よりよいものを策定して“普及していく”ことだと思いました。ISO規格のスタイルを目指すものかなあとイメージしました。若干異なりますが…。
8	NPO	せっかく出来るのであれば、一部の法人だけが知り取り入れるのではなく。広く普及させてほしい。そうでなければ基準ではなくなると思うので。
9	NPO	会計にちょっと手間かけたら、イイコトあるさ、というNPO向けキャンペーン(&実際にイイコト)が必要では。たぶん大多数のNPOにとって会計は気の重い仕事。イイコトのひとつは自分たちの活動がよく見えることだと思う。そのためにはそれがわかるくらいには手間をかけた会計書類をつくる必要があるというコトでは。

## 5. 個別項目への意見

5-1「はじめに」について		
番号	区分	意見
1	NPO	「基準」の中に、「企業会計とは異なる会計基準が何故必要なのか」という根本的な話を色々な観点から説明しておく必要があるのではないのでしょうか。(Q&Aに追加するか、「はじめに」に記述しておくか)
2	その他	「はじめに」のところは誰が誰に言っているのかが分かりませんでした。策定委員からNPOへということでしょうか。「私たちは～」のような文章になったらすごと思いました。的外れだったらすみません。何もしていないのに好き勝手書いてすみません。お疲れ様です。頑張ってください。
5-2科目、様式、注記などについて		
番号	区分	意見
1	その他	報告には、活動計算書の科目についての説明がありませんでしたが、一般的に各科目がどのような内容を対象とするのかを示してほしい。
2	NPO	勘定科目とその説明をサンプルにしてほしい、書籍の刊行があります。書籍ごとの振込口座を作ったほうがわかり易いのですか。良い方法を教えてください。
3	その他	会計基準について、中間報告の冊子をお送りいただきありがとうございます。活発な意見交換がうかがえるもので、大変参考になります。勉強不足で、的外れになっていることもあるかもしれませんが、コメントを別紙(サンプルの各項目への提案)作成しましたので送付させていただきます。(※P17最終行「(3)事業費及び管理費の区分に対するご意見」の次に「事業費及び管理費の区分については、会場から以下のご意見を頂きます」が印刷もののようです。)
4	専門家	注解は財務諸表の科目区分等を示したものであるが、そうでないものが含まれているように感じた。今後の整理を期待する。
5	専門家	これからは、注記事項や付属明細書(内訳書)といったオプションが重要なポイントになるべき。貸借対照表、活動計算書はできるだけシンプルに。小規模または、消極的な法人は、単式簿記、現金主義にて作成した旨を注記することになるし、体力のあるところ、積極的に情報を公開したい法人は、より詳細な注記や用途特定寄付金やボランティアに関する書類を添付するなど、努力が形として現れることになる。
5-3その他		
番号	区分	意見

1	専門家	2. 注解27. の中で、「基本財産」や「基金及び代替基金」という用語が登場しますが、NPO法人制度上まだ規定がない概念なのではないかと思ひます。NPO法人制度との整合性を整理するか、用語を残すなら説明が必要になるのではないかと思ひます。 3. 様式で、区分経理をした場合には、やはり内部取引消去欄が必要なのではないかと思ひます。合計欄で繰入金を考慮していないことが読み取れますが、一般の人にはなかなか読み取るのが難しいのではないかと思ひますし、また、繰入金以外の科目で会計区分間取引(内部取引)を行っている事例(例えば、その他の事業で出版事業をしていて、出版物を寄付するために、出版物を原価でその事業から購入することになっている場合など)も存在しますので、内部取引消去欄があった方が、より適正な事業規模や資産負債の把握ができると思ひます。 4. 財務諸表の科目で、活動計算書に「補助金返還額」という科目がありますが、論点を見る限りは返還すべき補助金は預り処理をしているので、そのような場合にはこの科目は不要ではないかと思ひます。どういふ場合に使用するのかの説明を今後検討していただけると助かります。 5. 財務諸表の科目で、活動計算書の「固定資産受贈益」が経常外収益にしか置かれていませんが、経常収益にも計上する可能性はないのでしょうか。またこの固定資産受贈益と、受取寄付金との相違がいまいちはっきりしませんので、今後もっと詳しく説明を検討していただけると助かります。 6. 財務諸表の科目で、貸借対照表の、指定正味財産の中科目は、実際の仕訳には出てこない、あくまでも管理上の科目で、簿記上の勘定科目とは性質を異にするこゝの説明が必要だと思ひますのでよろしくお願ひいたします。活動計算書で、指定正味財産増減の部の勘定科目も例示していただけると助かります。
2	専門家	なぜ貸借対照表は、前年対比形式なのでしょう？公益法人会計基準に範をとっただけなのでしょう？
3	専門家	NPOに特有の取引に外貨建取引とあるがNPOに特有なの(転記者注・記述ここまで)
4	NPO	本文3「NPO法人が行うすべての活動分野に適用することができる」意味がよく分かりませんでした。 ・どんな分野のNPO法人でも用いることができる ・どんな法人の、どんな分野の活動(事業)でも用いることができる ・ある法人の、すべての活動(事業)をカバーする 文脈から言つて、2つめの理解でいいのかなと思ひますが、ちょっと迷いました。
5	NPO	本文33見出し「役員関連者」こゝなれない用語ですが、「関連当事者」または「役員など関連当事者」がいいのでは。(単なる書き間違いでしょうか)
6	その他	また項目として挙がっていないようだが、連結会計についても何かしら記述が必要なのではないか。
7	NPO	NPO法人の活動目的はいうまでもなく非営利事業なのだから、その会計基準には利潤追求を目的とした企業会計とは異なる原理や考え方が入つていて然るべきだし、当然だと思ふ。例えば、貨幣的価値一辺倒の評価から、無償行為(労力提供の場合)・無償給付(物品等の現物の提供の場合)の価値の評価への転換。これは支出された労力や提供された物品の価値を貨幣評価せずに、時間や使用価値によって評価し記録するという価値観の転換が必要だと思ふ。固定資産についても、企業会計では取得原価主義から時価評価に軸足を移しつつあるようだが、NPO法人会計ではそのいずれでもなく、使用価値を評価して寄付されたものや購入したものを大切に出来るだけ長く使うことが費用支出の削減に役立つことを表す会計の仕組みを導入すると良いと思ふ。非営利活動に求められているのは、いかにお金を稼いだかでも、いかにお金を節約したかでもなく、いかにお金では換算できない価値を生み出したかであり、お金を使う場合でも、いかに生きたお金を使つてお金の換算できない価値を生み出したかということだといつたら、極論だろうか。だが、人々が会費を払つたり寄付をしたり無償で労力を提供したり物品を提供したりするのは、やはりお金には換えられないものに価値をみいだすからこそ、そうするのではないか。この点が利潤追求を目的とする企業会計とは根本的に異なる点であろう。

## 6. その他の意見・提言・感想など

6-1 全般的な意見		
番号	区分	意見
1	専門家	各論点それぞれについてすべて委員会の多数意見と同意見です。

2	NPO	いずれも委員会見解に賛同します。
3	NPO	専門家の皆さんには本当に感謝の念です。会計基準自体は、ボランティアやインカインド(現物)の寄附を無理やり入れこまなければ、残りは妥当と思います。
4	NPO	活動の実体から見ると、かなり細かい点を決めようとしすぎているように思う点と、もっとさまざまな例(パターン)が想定される部分とがあるのではないかと思う点が混在しているように感じるのは私だけだろうか。
<b>6-2税務に関する要望</b>		
番号	区分	意見
1	専門家	消費税については問題が残ると思います。
2	NPO	税のことは、次の段階というお話しですが、助成金と、委託金とで、収営、非収営事業となる判断が税務署の担当者によって、また説明する手法によって違ってくるようでは、大変なことだと考えています。ぜひ、基準をまとめていただきたいと思います。
3	NPO	会計基準の説明よくわかりました。このような基準ができることにより、会計の処理も迷わずに行けると思います。次には、税務に関する基準が早くできることを望みます。非課税措置についても、事業の補助金や委託金など、いろいろありますが、一般企業と同じような課税しかなされていません。NPO法に則った税の考え方の基準を望みます。監督の税務署、担当者によって考え方が、大きく変わる現状は、困ります。
4	NPO	小規模法人が実質ボランティア活動が大きな場合は税負担のない方法があるべきと思う
5	NPO	今年4月に発足したばかりですが、基準が出来て良かったです。寄付をする方にも「もっと税がかからない様」にお願いします。
<b>6-3感想、その他</b>		
番号	区分	意見
1	その他	(項目:すべて)勉強になりました
2	NPO	介護保険事業をしているNPO法人は、その専用ソフトをそのまま報告提出しているが、それはそれで良いのか?もっと前の段階から...認証申請時に、会計に明るい人を届け出させるシステムを作る(理事、監事、会計担当社員)。
3	NPO	認定NPO法人の基準がともしんどくてなかなか踏み切れない状況です。社会福祉法人の方が楽かなと思うこともあります。苦ばかりで楽の少ないNPO法人であってはならないのでは。楽を増やせるような状況を作っていただきたいと考えます。
4	専門家	会計基準の策定委員および関係者の皆様には、お忙しい中、本当にご苦労されてこれだけのものを作り上げられまして、心から敬意を表します。
5	NPO	本当にお疲れ様、ならびにありがとうございます。ぜひいい形で完了できるよう、祈念しております。よろしくお願いします。
6	その他	ただ基準ができて情報を受け手側に理解しようという気力と時間が必要だと感じますので、時間をかけて団体の規模で段階的に統一できたら良いのかなあと思いました。
7	NPO	NPO法人の規模により難しさもあるでしょうが、一定の基準はあっても良い。
8	その他	行政からの押し付けではなく、"市民の力で"という点、会計基準策定にご尽力されている皆さまの熱意を、NPO法人の方々にも理解いただき、普及につなげられれば良いと思います。
9	NPO	悩ましいところです。総論賛成各論...でしょうか?選択肢がふえることが良いのか悪いのか...
10	NPO	できるだけNPO法の立法趣旨や理念を尊重した基準づくりになれば良いと思います。中間報告はそれが反映されていると思います。

11	NPO	中間報告で出されている論点は、どれも永年、どう判断したらいいのか迷っていたもので、誰もなかなか応えてくれなかったことで、そこを正面から議論できる場ができたことはうれしい。策定後の普及や更なる改善への歩みが重要になると思う。
12	NPO	みなさま大変お疲れさまでした。(本日の会議に向けて)有難うございます。あまりにスピード説明なので、ついていけたか否かです。
13	NPO	新しい疑問が出るほど完成に近づいているのではないかと思います、期待しております。
14	NPO	指定管理者として市から求められる。
15	NPO	勉強不足でよく分からない。
16	NPO	今迄考えてなかったもので、はっきりとは解らない。
17	NPO	4月設立ですので、これから勉強いたします。
18	NPO	この4月からタッチしたばかりで、まったくの素人であり、自信ありません。
19	NPO	今日の短時間の説明ではよく分かりませんでした。中間報告資料をあらためて読んで勉強しないとイケないと思いました。
20	NPO	非営利、営利の部門を持っているため、小さなNPOであるが、会計が複雑で頭がいたい。小規模のため、専従者がいない。収益も少ないので税理士に依頼できない悩みがある。
21	NPO	特に注文はない。大変であるが、おまかせしたい。
22	NPO	先日、NPO会計の研修会に出席した時、事業報告書の話の中で中部リサイクルの例を取り上げられ、とても見やすく、こういう様式でも良い、わかり易いとの話をされました。今までやりにくい、見にくいと感じつつも県の様式通りに処理してきましたが、目からうろこでした。この辺りの指導もお願いできればと思いました。
23	NPO	きちんとサンプルを見切れなかったので、回答できていない部分がありますこと、お許し下さい。この活動そのものには賛同いたします！
24	NPO	よくわからない
25	NPO	遅刻して大変申し訳ありませんでした。よくわかっていないスタッフの一人として、このような場に参加し、一緒に築き上げること、意見を交換しあうことの大切さを改めて感じました。NPOを運営する一員として真剣に考えていきたいと思えます。ありがとうございました。
26	専門家	みんなで作る会計基準の完成を願います。
27	NPO	よくわからない
28	NPO	まだ判断できない
29	NPO	基準はあったほうが良い。一度使ってみて、扱いづらいのであれば、元の計算書等の使用に戻ればよい。
30	NPO	特殊な取引について、内容、慎重な議論、様々なNPOへのアンケート等、必要だと考えます。
31	専門家	多様な活動形態があるからこそ、共通して適用可能な項目を選びだして実際に使用できる基準をぜひ策定していただきたいと思っています。
32	NPO	方向性としては非常によいと思う
33	NPO	民間の意見も聞く形式がNPOらしく、とても良いと思います！ これからもよろしく思います。
34	その他	説明なしの為

35	NPO	障害者自立支援法下の小規模作業所(任意)のNPO法人化が可能となり、幅広い事業が対象となります。これらについても視野に入れて、ご検討下さい。
36	NPO	早急に決めてもらいたい。
37	NPO	小規模NPO法人ですので、今4年目ですが、何の苦もなく決算資料は出来ています。これも慣れたと思います。新しい基準が決まれば慣れるだけです。
38	NPO	よく分からない。
39	その他	まだ頭が整理できていないのですが小規模法人の方だと仕訳それ自体が間違っている感じがありますので(ex事業収入と会費を混在させるなど)よりよいガイドラインを期待します。
40	NPO	色々わかり良かったと思います。
41	NPO	「会計基準が50%の人に受け入れられればよい」「会計基準としてみとめられる」の議論→会計基準を採用している法人の合計会計規模が全NPO収入の半分をこえたら、まず「受け入れられた」会計基準といってよいのではないか。
42	NPO	様々な活動分野、内容のNPOがある中で、会計基準をつくるのがいかに大変かということが、よくわかりました。多くの人に参加する形での今回の取り組みを高く評価します。私も人任せではなく主体的に会計の学習をしたいと思います。